

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 平成31年3月22日（金）
午前10時03分～午後7時22分
場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長 委員 委員	折戸小夜子 岩崎みなこ 橋本由美子	副委員長 委員 委員	松田大輔 岩永ひさか 渡辺しんじ
--------------	-----------------	-------------------------	------------------	------------------------

出席説明員	行政管理課長 くらしと文化部長 文化・市民協働課長 特定施設担当課長 (兼)複合文化施設 改修担当課長 オリンピック・パラリンピック推進課長 子ども青少年部長 公立保育園担当課長 児童青少年課長 環境部長 教育部長 教育振興課長 文化財担当課長	小柳一成 松尾銘造 古谷真美之 澤井貴之 齊藤義照 芳野俊彦 田坂清子 鈴木隆史 吉井和弘 須田雄次郎 小野澤史 藤田純	コミュニティ・生活課長 文化施策担当課長 スポーツ振興課長 子育て支援課長 子育て総合センター長 子育て・若者政策担当課長 公園緑地課長 参事 教育指導課長事務取扱 教育企画担当課長 図書館本館整備担当課長	麻生孝之 立花寛史 植田威史 松崎亜来子 角谷美喜子 室井裕之 柚木則夫 山本武 加藤大輔 中島宰
-------	---	---	--	--

案 件

件 名	審 査 結 果
1 30陳情第13号 多摩市複合文化施設（パルテノン多摩）に大型自動演奏楽器を残して頂きたい件についての陳情	趣旨採択
2 31陳情第3号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情について	不採択
3 31陳情第4号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情について	趣旨採択
4 第30号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 第31号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6 所管事務調査 パルテノン多摩大規模改修及び図書館本館再整備と図書館政策について	決定
7 特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 公共施設使用料の改定について	スポーツ振興課 教育振興課 関戸公民館 永山公民館 企画政策部行政管理課
2 連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況について	コミュニティ・生活課 児童青少年課
3 旧北貝取小学校跡地活用基本方針（案）について	文化・市民協働課
4 総合体育館及び体育施設・多摩東公園の指定管理者制度導入について	スポーツ振興課
5 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた多摩市の取組方針の改訂について	オリンピック・パラリンピック準備室
6 東京2020 テストイベント READY STEADY TOKYOー自転車競技（ロード）地域説明会の開催について	オリンピック・パラリンピック準備室
7 平成30年度第4回子ども・子育て会議の概要について	子育て・若者政策担当
8 平成31年度以降の保育所待機児童対策について	子育て・若者政策担当
9 平成31年4月認可保育所新規入所申込等の状況について	子育て支援課
10 保育料の未納金対策	子育て支援課

11	義務教育就学児医療費助成制度の所得制限撤廃に係る進捗状況について	子育て支援課
12	平成31年成人式実施報告	児童青少年課
13	学童クラブ費過年度分滞納状況	児童青少年課
14	平成31年度学童クラブ在籍予定数	児童青少年課
15	平成31年度の学童クラブにおける待機児童対策について	児童青少年課
16	平成30年度新規児童虐待相談対応件数について	子育て総合センター
17	国庫交付金の前倒し内定に伴う3月追加補正及び当初同時補正の状況について	教育振興課
18	タブレット型端末の配備状況について	教育振興課
19	(仮称)ポッチャ2020 TAMAカップ(案)について	教育振興課
20	平成31年度全国学力・学習状況調査の英語「話すこと」調査について	教育振興課 教育指導課
21	平成31年度学校における働き方改革推進プランについて	教育指導課
22	平成30年度全国体力・運動能力等調査に関する結果について	教育指導課

午前10時03分 開会

折戸委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日は、お手元に配付した審査案件の順に沿って進めさせていただく。

日程第1、30陳情第13号 多摩市複合文化施設（パルテノン多摩）に大型自動演奏楽器を残していただきたい件についての陳情を議題とする。

本件は継続案件である。署名の追加の報告がある。

池田議会事務局次長 30陳情第13号について、これまでの署名は2,386名だった。

本日までに追加の提出が1,504名あった。合計して3,890名である。

折戸委員長 本件について提出される資料について、また現在の市の状況や考え方など、市側から説明等があったら願います。

松尾くらしと文化部長 本件の陳情に関しては、12月議会の常任委員会において、この関連する資料要求があったので、本日、その資料を提出させていただいている。また、あわせて、パルテノン多摩のリニューアル後の自動演奏楽器の取り扱いに関する市の基本的な考え方についても、資料として提出をさせていただいている。あわせてご説明をさせていただきたいと思っている。

それでは、文化施策担当課長の立花より、資料に基づきご説明をさせていただくので、よろしく願います。

立花文化施策担当課長 提出させていただいた資料だが、本件陳情に関して、前回委員会からの資料要求ということで、内容としては4点いただいている。資料化して提出させていただいた。

1点目が、資料にあるオープンスタジオ、現在の特別展示室の位置になるが、こちらにオルゴール館を整備した場合の想定工事費用はどうか、ということが想定できるのかというご質問であった。これに関しては、整備概要として、オープンスタジオのところにオルゴール館を設置する。その場合の遮音工事とか、あるいは空調工事等々を勘案すると、整備費用概算としては、そこに記載しているように約1億4,000万円弱かかるだろうとなっている。これは、あくまでもそういう想定をした場合の工事費用である。

それから、2点目である。2点目については、これまでの自動演奏楽器に係る交渉の経過を知らせてほしいということであった。こちらについては、後ほど別紙のほうで説明をさせていただきたいと思う。

それから3点目である。3点目は、1を想定した場合、オープスタジオのところにオルゴール館をつくった場合の維持管理、メンテナンス等の費用についてどう想定できるかというご質問であった。こちらについては、現在、パルテノン多摩4階にマジックサウンドルームがあるが、同じように専用室と考えたところ、今の実績にほぼ近いところが想定できるということで、こちらには平成29年度の維持管理経費を記載させていただいている。平成29年度については、約257万4,000円ということだが、この年は修理修繕については特に行っていない。通常、修繕を行った場合は、平均すると20万円程度の額がかかってくるのがわかっている。

4番目が、自動演奏楽器を残した場合の多摩センターエリアの活性化への見通しというご質問であった。なかなか具体的に数値化してお示しすることはできないが、例えば区切られた空間での活用になると、下の表にあるように、ほかの館の実績としても、今マジックサウンドルームは約1万人弱の入場者になるが、ほかの例えば三鷹のオルゴール館だとか萌木の村オルゴール博物館についても、約1,300人、あるいはオルゴール館で1万4,880人ということで、そう大きく変わる場所がないところではあった。ただ、市民の居場所を目指すオープンスペースに設置をしたことになると、こういう数字とは違ってくるんだろうとは認識している。市民の認知度向上や誘引効果等の可能性はあるのではないかと考えている。多様な空間で無料公開することは従来と違うやり方になるが、こうしたところを進めることによって積極的な活用が一带の活性化に寄与することは想定できるのではないかと考えている。

以上が、前回の委員会からいただいた資料要求に対する内容ということだが、先ほどの交渉の経過等も含めて、もう一部資料提出させていただいている。資料は、自動演奏楽器の取り扱いについてということになっている。これは、前回の委員会以降、市のほうでもさまざま整理をさせていただいて、今回、自動演奏楽器のリニューアル後の取り扱いについて一定の

方針を出させていただいたので、それを報告させていただくものである。

まず1番目に、自動演奏楽器に対する認識ということで、これは自動演奏楽器の価値ということがまずある。こちらについては、資料に縷々記載させていただいているが、機械としては、あるいは文化遺産として世界的にも大切な文化遺産としての貴重品であるとは捉えている。これは、文化遺産としての理解を持って活用していくことが必要だと市のほうとしても認識しているところである。

それから、維持管理経費と集客の実績というのは、先ほどご説明させていただいた状況であるということ、それから従来までの課題としては、開館当初から文化遺産の保護とシティセールスということで一定の役割を果たしてまいったが、マジックサウンドルームという閉鎖的な空間における活用については、一定程度の限界があったと認識しているところである。それから、従来の活用内容や集客等の成果、これはマジックサウンドルーム内で活用していくものに対しての成果にとって継続的に係る維持管理経費の負担が大きかったことは認識をしている。こういう認識のもとに検討を重ねたということである。

2番目が、先ほどの資料要求にもあったが、検討等の経緯ということで整理させていただいた。まず、平成28年、今回の大規模改修事業が始まった当初だが、マジックサウンドルーム、あるいは自動演奏楽器について、どうしていくかを市庁内の経営会議でも協議している。そこで方向性として確認できたのが、以下の3点だ。

1つ目は、マジックサウンドルームについては廃止を視野に入れて検討すること、それから個々の自動演奏楽器については、文化的な価値に鑑みて、館内での活用方法を柔軟に検討していくこと。それから2つ目が、文化的価値の維持・保全を前提に、他の公共施設、学校、博物館等における適切な管理や活用もあわせて模索していくこと。それから3つ目として、この方向性に沿って具体的な作業を進め、基本計画等の議論についても注視しながら取り扱いについて継続協議していくことが確認されている。

平成28年8月以降、この方向性に従って、私どもとしてはさまざまな検討を進めてまいった。基本計画の策定に当たっては、マジックサウンド

ルームについては廃止も視野に入れて検討する方向性となってきている。

それから次のページになるが、多摩中央公園の周辺の大学や博物館等における設置場所、面積、移設費用、市民の鑑賞機会等々について周辺大学、または博物館等にヒアリング等の調査を行い、検討を進めた。この際は、市議会から附帯決議もいただいているように、多摩中央公園を中心とした多摩センター地区の活性化に寄与できる施設に何とかそれを移設できないかを考えていた。

平成28年12月には、子ども教育常任委員会の委員長報告ということで、議会としても、マジックサウンドルームの一定の役割が済んだ認識を持っている。改修工事が終了した場合、必ずしもパルテノン多摩内に設置する必要はないのではないかというご意見をいただいている。

これらの状況から、平成29年4月に、近隣大学に、これは当初の経営会議の方針に基づいて8台一括の受け入れの打診を行った。その時点では、場所も含めて検討していくと、継続して協議していこうというご返事をいただいていた。その後、特別委員会でも議会としての考え方、方向性は一致しているというお話を受け、さらに基本計画においては、まずマジックサウンドルームについては展示は終了することが決定させていただいている。昨年10月だが、近隣大学との協議において、29年4月の状況と若干変化があって、当初想定していた教室が使用できるか流動的になったという回答をいただいた。議会のほうとしては、今回、この陳情をいただいたのが昨年12月の市議会である。ことし2月に入って、改めて近隣大学と協議をいたしている。そのときのお話が、昨年10月にご連絡いただいた状況に変化がなくて、どうできるかという回答については4月以降になることが確認された。この時点で、双方の置かれた状況から、8台一括の受け入れの検討については終了することを確認させていただいている。ただし、大学としては、今後も協力連携できることがあれば前向きに検討していきたいという意向は示していただいている。

あとは、庁内で協議を、こういったところを進めてきた中で、3月5日に最終的に市としての方針を決定したのが第31回の経営会議である。その内容が、3番以降になる。

3番は、ここで改めて基本的な考え方、これまでの流れを整理させていただいた。従来の基本的な考え方については、先ほど来申し上げている平成28年度の方向性、方針に基づいて検討をしたということだ。貴重な文化遺産としての楽器、維持保全を最大限に考慮する、温湿度管理がされた室内で管理することが望ましい、それから管理・活用を考え、8台一括で受け入れ、そういった室内で管理し、あわせて市民が触れられる場所を近隣で確保することを優先的に検討するという方向、考え方で進めてまいった。

ここで状況の変化としては、いよいよ2020年4月から改修工事に入ることになる。したがって、来年度、今年にはその設置場所とかその移転、それからその後の活用については早々に決めていく必要が出てきている。したがって、今年度内には自動演奏楽器の取り扱いの方針を決める必要、ぎりぎりの時期に来ているということである。

それから、先ほどの経過で申し上げた近隣大学での8台一括の受け入れについては断念せざるを得ない状況となったことがある。

それから、楽器のリスクというのは、やはり変わりほしくないが、例えばオープンスペースでの活用については、そのような活用例が他館にもあるところも判明してきている。これまで文化的な価値、維持保全、それから8台一括での管理というところを重視し、行き先を検討してきたところだが、一方ではマジックサウンドルームでも課題でもあった広く市民への公開、普及への対応というところも必要になってきている。このようなところから、3月5日の経営会議においては、その(3)のように方針を決定させていただいたところである。

リニューアル後のパルテノン多摩の文化芸術に誰もが気軽に接し楽しめる場所づくりや、多摩中央公園を取り巻く施設の連携と賑わいの創出、これが大変重要なテーマになっている。こういったところを重視して、①から③の方針を決定した。

楽器の価値を鑑み処分・譲渡は行わず、一定の維持管理費及び修繕費等の経費はかかるが、市民の文化活動やにぎわい活性化のツールとして活用していく。楽器は、基本的にパルテノン多摩と新図書館本館に分散配置す

る。ただし、楽器の管理については多摩市文化振興財団が一括して行い、どう配置するか具体的な内容については早急に検討していく。それから3つ目が、これまでのマジックサウンドルームでの活用の反省を踏まえ、より身近な文化遺産として市民が触れる機会をふやすためにオープンスペースに設置をしていこう、この3点を決定した。

最後に、この活用に当たってはさまざま留意が必要だということで、留意点についても整理させていただいている。活用を継続することがあるので、引き続き一定の維持管理経費は必要になってくる。また、オープンスペースでの活用を今までやっていないので、これによって修繕対応がふえる可能性があることは言える。

それから2番目は、多摩センター地区の活性化に向けた具体的な活用方法を検討する必要がある。その際は、市民協働の枠組みを取り入れるなど、運用経費の工夫が必要になってくるだろうということである。

それから3番目が、オープンスペースに配置する際には、オブジェではなくて、本来の楽器としての活用を継続するよう、設置場所や配置等を慎重に検討する必要があるということ。

それから、長期休館中、改修工事中だが、ここについては比較的移動が容易にできる楽器については休館中も多くの市民の方に自動演奏楽器に親しんでいただく、あるいはリニューアル後に期待を持っていただく必要性があることから、公民館等への設置も検討していくと。ただし、それ以外の楽器については、やはり移転作業とか維持管理等を勘案して、パルテノン多摩の収蔵庫に保管することを基本として教育委員会と協議していくということ。

それから最後に、(5)として、楽器は1900年前後のものということで、オープンスペースでの活用を進める中では復旧困難な故障も十分に考えられる。その際については、オリジナルの部品にこだわるのではなくて、楽器として使えることを目指して修復し、それでもさらに復旧しない場合には、楽器ということではなく資料としての活用も検討していく必要があると整理させていただいた。

以上、これまでの経緯、それからいただいた資料要求の内容について報

告をさせていただきました。

松尾くらしと文化部長 この自動演奏楽器の取り扱いについては、これまで議会でもご議論をいただき、市の最終的な取り扱いについて早く結論を出してほしいということで求められていた。市としても、今、立花課長から説明をさせていただいたとおり、検討、交渉を進めてまいったが、結論には至らなかったと。市の考え方をお示しする時期が遅くなってしまったことについては、大変申しわけなく思っている。

検討の経過にもあったとおり、これまで自動演奏楽器の維持保全を重視し、温湿度管理ができる部屋があつて8台一括で受け入れをいただき、市民の皆さんにも親しんでいただけるような活用が可能なところとして近隣大学と調整をしてまいったが、残念ながら、31年2月に断念せざるを得ない状況になったというところである。

また、平成30年12月の議会では、この多摩オルゴールを守る会より、この時点では2,000名を超える皆さんの署名をもってパルテノン多摩に自動演奏楽器を残していただきたいとの陳情が出された。市としては、こうした市民の皆様の思いも受けとめていかなければならないと考えている。

市としては、自動演奏楽器の取り扱いについての最終結論を出さなければならないというタイムリミットも迫っている中で、これまでの議会でのご議論、ご意見、さらには近隣大学での受け入れや陳情等の自動演奏楽器を取り巻く状況の変化を踏まえて、現時点で考え得る最善策として、これまでどおり多摩市文化振興財団が一括管理をしながら基本的にパルテノン多摩と新たに建設をする図書館本館のオープンスペースに配置をして、これまで以上に、より多くの市民の皆さんに親しんでいただける活用をしていくことにした。

最後に、改めて、自動演奏楽器の取り扱いに関する市の最終的な考え方もお示しするまでに時間を有したことについてはお詫びを申し上げるとともに、本日の陳情のご審議に当たっては、この市の考え方とあわせて、本委員会としての判断をお願いできればと考えている。よろしく願い申し上げます。

折戸委員長 市側の説明が終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩崎委員 今までの長い経緯を教えていただいたが、今までの特別委員会の後の流れの中で、近隣の学校などに聞いたとあるが、何カ所ぐらいます聞かれたのか。

立花文化施策担当課長 先ほどご報告させていただいた内容にあるように、重点的には一括管理ということ、それからあと近隣での活用、多摩センター地区のにぎわい活性化というのを目指す必要があるということを中心に考えていたので、その時点では、大学には3カ所伺っている。

岩崎委員 どのように聞かれて、そして具体的には、ここでは学校名とかはおっしゃれないと思うが、どういう経緯で聞いて、どうお断りされたのか。

立花文化施策担当課長 お断りされたということではないが、まず、スペースの問題ということで、一括してそれを管理できるスペースがないところはあった。それから、その当時、当然そこから結論をもって、じゃ、お願いするにはどうしたらという具体的な話までは、そういうことでは進んでいないが、課題となってくるのは、やはりスペースの問題と管理していく手法、それから維持管理費、その辺についてはなかなかハードルの高いものがあった。

岩崎委員 平成28年に廃止も視野に入れてと、部屋の廃止だと思うが、そういう中では、3カ所にお聞きしたというのはちょっと少ないのかなと思うが、市外などは聞いたか。

立花文化施策担当課長 これは具体的に調整しに行ったということではないが、電話等でお聞きしたのはある。ただそのときの、先ほども申し上げたように、そのときの視点、方向性としては、多摩センター地区の活性化に寄与できる、あるいは市民が触れることができることを重視していたので、具体的に積極的にお尋ねしたのは市内の学校にさせていただいていた。

岩崎委員 以前、質疑の中で、2年ほど前だが、寄贈も視野に入れるときがあったが、そういう意味では、多摩市外のどの辺の地域まで聞いたのか。

立花文化施策担当課長 寄贈も視野に入れるというか、そのときの質疑の内容としては、手法として譲渡とか、あるいは委託してやるものとか、あるいは売却、それからあと市が所有したまま活用していく、幾つか手法があるというお話

のやりとりはさせていただいたと記憶している。

そういう中で、活用していけるためにどうやって、まずは場所を決めて、それをどうやったら、どういうやり方だったらそれが実現するか、手法としてはそういうものがあると。その中では、なかなか受け取っていただくのも、寄贈という可能性があるのは市内のそういうところではなく遠方の博物館、例えばオルゴール博物館等については、寄贈していただくならお預かりすることはできるというお話もあった。ただ、市民に対しての活用という点では成り立たない話なので、その辺については、なかなかそちらに行くことはしなかったということである。

岩崎委員 この件は最後だが、つまりは、あくまでも多摩市内に8台一括管理するという考え方が常にありながら、とりあえずは聞いていたという考え方があったということか。

立花文化施策担当課長 そのとおりである。基本的な考え方は、先ほど説明させていただいたとおりで、そういう中での可能性としてはどういうところが考えられるかということで聞かせていただいていたということである。

岩崎委員 一定の着地点が今見えたということでお話しいただいたが、その中で今の状況が生まれたということか。

立花文化施策担当課長 それもおっしゃるとおりである。そういった状況の中で、一括してお引き受けできそうだというお話の中の協議が、ここでなかなか難しいことになって、この着地点、いわゆる結論に達したということである。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

渡辺委員 近隣大学との協議の中で、2月末にそういう形で返答が来たということだが、状況に変化がなくて回答は4月以降になったと思うが、8台の一括受け入れはここで断念ということだが、例えば2台、3台と、そういう分散をして配置していただけるということは、まだ話し合いの中の内容に入っているかどうかお聞かせ願う。

立花文化施策担当課長 資料にも書かせていただいたが、8台一括での話についてはここで終了することは確認したが、そのときに、大学としては、今後もいろいろ状況があるだろうから、そういったことについては積極的に協力していきたいので、その節は遠慮なく言ってくださいというお話をいただい

る。

なので、今お話しいただいたような、ご質問いただいたような内容も含めて、必要に応じて協議ができるんだろうとは考えている。

折戸委員長

ほかに質疑はあるか。

橋本委員

32年前から、その後何年かにわたって8台が購入されたかと思うが、陳情者が初代、このときにかかわってきた市長のいろいろな思いを書かれているが、行政として、その後、市長が3人変わっているが、この楽器の位置づけについて、経営会議で、今回はみんなで承認をなされたということだが、その辺のところは、行政としての位置づけはどうだったのかということと、PR方法として、パルテノンの会議報とかそういうところにあるのと、以前はCDをつくって来れない方にも聞いていただくみたいなこともされたと思うが、その辺で、所管としてなされてきたことを、かいつまんで結構なので、お答えいただきたい。

立花文化施策担当課長 行政としてというお話があった。もちろん、位置づけとしては、開館当初から、1つのシンボリックに博物館機能とホール機能というのがあがるが、1つは、博物館機能を、当時、パルテノン多摩、ニュータウン開発の中でその拠点としてオープンした、その中では内外にアピールするものも必要であった。そういった中の博物館機能の1つの目玉と考え、貴重な文化遺産を手に入れることができた。これについては、過去の議会でも何度もやりとりはさせていただいていたと思うが、十分に市民、あるいは周辺の方々に活用していただけるような形をとっていきたくと努めてまいった。

CDを、今ご指摘いただいたようにつくったりとか、あるいは時期によっては1度外に出して活用してみたりとか、日常的には障害をお持ちのお子さんたちがそこで音楽を楽しむという活動もしてきて、近年は、ワインを飲みながら雰囲気づくりをやって、なるべく多くの方に来ていただいて親しんでもらうところに心がけてはいた。

ただ、その辺、十分だったかと言われると十分ではなかったのかもしれないが、いろいろ努力をした中で、今の部屋の位置だとか、そういう部屋の中にあるという中では、一定、その活用についての限界があったのかと

考えている。

そういう中で、今回、先ほどの結論に整理をさせていただいたところである。

橋本委員 十分かどうかということは、行政の方、それから市民としての私、議員としての私も、どうしても日常の中で、それほどの大きな価値を持つものだという位置づけの言動にしる行動にしる、その辺は弱かったのかと思っているが、初代は、これは歴史的な価値があつて、劣化ではなく経年的に価値が上がるものだ。最後の楽器を買ったときに、私も説明を受けたが、その辺のところは、今までのやりとりの中でも幾ら幾らとすごく難しいものなんだということは聞いてきたが、その辺で、パルテノンにある8台について、どこからか引き取りたいという、今度の件で引きとっていただきたいんじゃないかと引き取りたいというお声はあつたのか。

立花文化施策担当課長 引き取りたいという声があつたかどうかに関しては、それは特になかつたということである。上がっていく価値というのが、いろいろな見方があると思う。例えば、金額、価格ということでは、これはあくまでもその時点での流通価格なので、必ずしもその価値をあらわしているかという、そうは考えていない。そういう中では、過去の答弁でも確かにあつたが、文化遺産としての価値というのは変わらずあるとは捉えている。

橋本委員 きょうのご説明の中でもあつた維持管理費だが、先ほどの年度のは単年度で、特にトラブルがなかつたときの金額かと思うが、今まで、例えば何か不調があつて部品を変えざるを得ない。最初の購入時のご説明だと、オリジナルのものでないと音が変わってしまうとかいろいろあつたが、その辺のところは、例えば20万という数字が出されているが、一番高かつた工事とか、そういうものが、この32年間の中でおありだったらお答えいただきたいと思う。

立花文化施策担当課長 大変申しわけないが、過去一番高かつた修繕の費用、今手持ちないので、数字はちょっと定かではないが、例えば部品をそろえて、どの機械もそうだが、オーバーホールというのか、徹底して過去のものを再現していくところをやるとすれば、年間に250万とかではなくて、もっと大

きな金額がかかってくると。各個別楽器については皆さんにもごらんいただいたところだが、動物の革を使ったふいごだとか、今、用意をしてその形にするのは難しいような部品もある。そういったところを全てオリジナルでそろえていくのはなかなか難しいのかなと。

そういう意味では、楽器として使えるところを最低限の目標として維持管理をしているということである。

修繕費がゼロと書いてあるが、修繕していないということではなくて、定期メンテナンスの中で修繕をしていただいているものもある。そういうことで、楽器として親しんでいただけるような最低限の補修を行ってきたということである。

橋本委員

最後に、どんな形で残るにせよ、最初のころはヨーロッパで、どこの国だったらオリジナルな、それを知っている方を招かないと、きちっとした直しはできないという見解を持っている方もいらっしゃったし、今では、一定の知識と、それから技術がある方がずっと管理をしてくださるということだが、この辺のところでは技術者の存在、これはどこが持つにしろ、どこにあるにしろ、とても重要なことだと思うが、その辺の古い自動演奏楽器をきちっと対応するテクニックを持った方というのは、日本の中ではこれからも確保できる、そういう見通しはあるのか。

立花文化施策担当課長 なかなかその辺、やはり難しい問題ではある。伝統文化芸能というのは、次の世代、次の世代ということになると、技術的な面も含めて継承者が減っているというのが、よく一般的にある傾向だ。

そういう中で、今回、8台のうち6台メンテナンスをしていただいているような博物館に、主にお話は伺っているが、それ以外の自動演奏楽器を販売しているような事業者とか、そういうところにもお話を伺ったりはした。そういう中では、確かに技術者はなかなか少なくて大変だということはあるが、当面、その辺の対応はできるのではないかというお話は聞いている。

折戸委員長

ほかに。

岩永委員

今のお話だが、私が過去の議事録を洗うと、平成23年度のころには大規模修繕ということで300万円近くかけてやっていることなので、音

をきちっと鳴らすためにはある程度お金をかけてお手入れをすることが必要なのではないかと考えている。

まず私が伺いたいのは、なぜこれらの楽器をヨーロッパから多摩市で購入をしたときに、マジックサウンドルームをつくったのかという理由だが、確かにあそこは閉鎖的だしなかなか行きやすい場所ではないということがありながらも、サウンドスケープ構想があり、自動演奏楽器を購入し、マジックサウンドルームをつくることになった、その理由についてまずお尋ねしたいと思う。

立花文化施策担当課長 マジックサウンドルームは、その建設当初から、それに目的した部屋ではなかったが、自動演奏楽器をそこに設置することが決められてから、一定の同じ室内で管理をしていく必要があるんだろうということで、その部屋をしつらえ直して、そこをマジックサウンドルームにしたという記録は残っている。

建設当初については、そういったところでは、ある意味、1つの博物館としての部屋で活用していくことを前提に、さまざまな事業展開を進めてきたところである。

岩永委員 博物館としておくためにということもあるが、同じ室内で管理する必要は、私はあそこは特別な温度管理や湿度管理がなされているとされているので、そういう環境が自動演奏楽器を購入し、これを文化遺産としてしっかり残していくためには、そういう部屋のしつらえをしなければいけなかったからではないかと考えているが、そのことについてお答えをいただきたいと思う。

立花文化施策担当課長 今まさにお話あったように、当初もそうだし、今回の議論、平成28年度の時点でそういう議論をしていたときにも、改めてそういう自動演奏楽器を取り扱うような博物館とかの技術者の方にも伺ったが、保存、それから次に大事に保存していくということについていえば、そういった安定した湿度管理の中で保存していくのが望ましいことは言われている。

そういったところも踏まえて、当初、そういったことでは8台一括で室内での管理ができる場所がないかということで検討を進めてきたところである。

岩永委員 そうすると、言ってみれば、オープンスペースでの活用ということになると、温度や湿度の管理が、ある意味でマジックサウンドルームのようにできない環境に置くということは、今いただいたお言葉でいえば、要するに温度管理や湿度管理をすることが望ましい環境であったわけだが、望ましくない環境の中で自動演奏楽器をこれからはパルテノン多摩の中や図書館の中に配置をしていくことになるのか。

立花文化施策担当課長 望ましい、望ましくないというレベルの話もあるが、今までのように部屋の一定の室内の中で、しかも人通りということではなくて部屋の中に自動演奏楽器を聞きにきた方だけが座って鑑賞するという環境の中で使っていたのとは、その環境は変わってくるだろうと。もちろん、外に置くとか、あるいは出入り口のすぐ近くに置くとか、あるいは直射日光が当たるような場所に置くとか、そういったことはできないだろうと思っている。

 一定の温度管理はあるにしても、湿度、それから空気の流れ、いろんな意味で室内とは環境については変わってくると考えている。

岩永委員 その楽器が、より多くの人目に触れることが望ましいわけなので、そういう観点で望ましい、望ましくないといった場合には、今、閉鎖的なマジックサウンドルームの中で、あの状態で置いておくことは望ましくないのかもしれない。

 ただ、私は貴重な文化財として多摩市が文化的な価値を維持して守っていく上での望ましい、望ましくないという環境においても一度お答えくださいと思います。

立花文化施策担当課長 文化遺産として一定の維持をしながら、しかも活用していくというのは、なかなか両方が最適なものというのは難しいことは、過去の経緯から、先ほども申し上げたところである。

 過去、そういった意味では、なるべく旧来の現状をそのまま保全していくところに力点、視点を置いてきたわけだが、今回、そこを活用していく視点を強めて、オープンスペースに置いていこうということで、そういった意味では、一定のリスクはありながらもというところを踏まえた上で、そういう方針に決定させていただいたということである。

岩永委員 そのことは、出していただいた自動演奏楽器の取り扱いというところの3ページのところにも、従来より楽器の劣化リスクはありながらも、そのような活用例があることも判明したと書いてあるが、従来より楽器の劣化リスクというものをどのように捉えられているのかということ、それから、そのような活用例があることも判明したと書いてあるが、それは日本のどこの場所で、どのような活用例があることが判明したのかをご説明いただきたいと思う。

立花文化施策担当課長 まず、リスクのところだが、ここで過去、先ほど申し上げた清里のオルゴール博物館に主に話を聞いていたが、そういった意味では、ほかの事業者のところにも聞いてみる必要があることを踏まえて、取り扱い事業者にも、個々の楽器の特性をもう少し詳しく聞いたりしている。

 そういった中では、過去、我々の認識が甘かったところもあるが、楽器によっては十分な管理が必要なものと、それから一部そうではないものが楽器によって違うところもわかってきた。

 そういった中で、多分、オープンスペースで活用しているというのは、そういう意味では温湿度管理というのをある程度許容範囲が広い楽器なんだろうとは思っているが、あれは河口湖か、オルゴール博物館があるが、こういったところではオープンスペースに置いて活用している事例もあるところは伺ったところである。

岩永委員 私、結構そのことはとても大事なことだと思っているので、さらに何うが、では、そうやっていると認識が甘かったことも含めて、いろいろなところにお問い合わせをされたということだが、非常に細かくなって恐縮だが、それでは、例えば8台今置かれていると思うが、その一つ一つについてはどのようなヒアリングの結果が得られたのかについてお答えをいただきたいと思う。

立花文化施策担当課長 一つ一つになるとあれだが、例えば幾つかある中で、ピアノの形をしたアンピコというのがあるが、これは例えば移送、移転するのにも、一般のピアノの運搬事業者ではなかなか難しいということ。ただ、そうでありながら、比較的低湿度に強い機種だということがあると。とはいえ、自動演奏楽器の中ではそういうことが言えるということで、湿度の上下の

変化が激しい場所というのは、やはり好ましくない。そういった見解を個々の楽器についていただいているということである。

岩永委員 私、今、お伺いしたのは、分散化して置く。しかも、温度や湿度を一定的に安定させないようなオープンスペースに置くということなので、この方針を出すに当たっては、しっかりと分散して置けるということを根拠をもって説明していただきたい。そうすると、今おっしゃったことを、8台についてそれぞれ調べていただかなければいけないと思うし、私は今の段階で十分な調査ができていないかもしれないが、わかっていることについてぜひこの場でご披露いただきたいと思っているので、ご説明いただきたいと思う。

立花文化施策担当課長 例えば、先ほど申し上げたのが1台ある。あと、オルゴールについては、レジーナ、これについては比較的扱いやすいところはある。極端に低湿度の場所に置けばということにはなる。先ほども申し上げたように、基本的に今ある8台の楽器での比較ではあるが、湿度の変化が一番大事である。そういった意味では、50から60%の湿度管理は必要なんだろうと思っている。今、現に、マジックサウンドルームの中に置いてあっても加湿器をすぐ横に置いて使っているものもある。そういった意味では、オープンスペースといっても、そういうところを、ある一定の管理はできる場所を想定していかなければいけないかとは考えている。

岩永委員 私が短期間の中で、いろいろとインターネットなどからの情報で調べた中でも、湿度の管理というのは大変重要だということだ。東京の場合の平均の年間湿度というのは大体66%ということで、大変かびが発生しやすいことになって、私は伺っている。なので、今みたいにマジックサウンドルームでずっと50%から60%の安定的な湿度にしていたわけだが、それをオープンスペースに置いて、どんな加湿器を隣に置いてということがわからないが、そのあたりのことをしっかりと検討していくことが文化遺産としての楽器を大切にしていくという市の見識にもかかわっていくんじゃないかと私は思っていて、そこについてもう少し詳しくお伺いしたいし、そのことについて、例えば今分散化ということで図書館のほうにも置くということだが、そのあたり、どう検討されているのかについてもお伺いし

たいと思う。

立花文化施策担当課長 まず1つ言えるのは、オープンスペースということではあるが、館内なので、一定の空調はかかっているということはある。そういう中でも、特に事業者、あるいは技術者の方から言われているのが、低湿度についての変化ということで、これについては気をつけなければいけないだろうということ、それから直射日光等、古い木材、あるいは生き物の革等を使っていたり、機械の仕掛けもそういったものには弱いことはある。だから、低湿度のところについては加湿器を置くなり対応は必要だろうということである。

実際に、図書館のほうはこれから検定と設計に、今設計に入ったところだが、教育委員会と協議して、その辺について、楽器にとってなるべく、先ほどのような条件に近いところを検討していただくことはお願いしているところである。

岩永委員 今、低湿度のところもよくないというお話だったが、日本というのはすごくたくさん雨が降って、最近も一気にすごく雨が降るととてもむしむしした湿度の状態になると思っているが、私が調べた中では、たくさん湿度があった中から、急に乾燥するような、そこから急激に低湿度に落ちていくと、それはそれで楽器はすごく影響があつてよろしくないことがあつたわけなので、ただ単に加湿器をたいていけばいい問題ではないと私は認識をしているが、そこについてお尋ねしたいと思う。

立花文化施策担当課長 その辺も、先ほど申し上げたように、そのとおりだと考えている。湿度変化の大きい激変については厳しいものがあることはご指摘をいただいている。湿度の上下変化が激しい場所というのは好ましくないというのはいただいている。そういう中で、建物内での可能な範囲を設置場所として検討していくことになろうかと思っている。

岩永委員 私は、建物の中については詳しくないが、建物の中によって、もし澤井課長のほうで答えていただければよかったら答えていただいたほうが専門家だからいいのかと思うが、湿度の管理とか温度の管理というものを、広いオープンスペースの中で一定に保つことがなかなか難しいとして、局地的にそれをやろうとすると、今みたいに何か工夫できることはあるのか。私

は難しいと思う。オープンスペースに置いてやるというのはとても難しいことだと思っているので、今市側のほうで出てきた案については、もうちょっと詳しく検討したいということがあるが、今おっしゃっているみたいに、館内では一応気温も管理している、一定程度の気温というか快適な環境を維持するというけれども、そのことと自動演奏楽器の管理というものをどう考えたらいいいのかについて、もう少し専門的な見地からご説明いただきたいと思うが、いかがか。

澤井特定施設担当課長 できる限り温湿度管理をすることによって、一定の温度、湿度を連続して保とうとすること。あと、温湿度管理するとエネルギーも消費するので、エネルギー消費もなるべく少なくしようとする。と考えると、なるべく狭い空間に楽器を置くことがエネルギーの観点からも温湿度管理の観点からいくと必要だと認識をしている。

岩永委員 そうすると、例えば今みたいに、マジックサウンドルームの狭い空間の中で管理をするのは、ある意味で理にかなっていたということか、そのことについて確認したいと思う。

澤井特定施設担当課長 温湿度管理とエネルギー消費の観点からいくと、おっしゃるとおり理にかなっていた空間だったと思う。

岩永委員 とりあえずそこまで、また次の人に回す。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 今、8台の楽器がそれぞれ特性が違うということがあったとして、保存の仕方も多少違うこともあったが、それぞれの楽器の価値というのをどう認識されているかをお聞きする。

立花文化施策担当課長 先ほど申し上げた価値というのが、いろんな視点があるんだろうと考えている。先ほど申し上げたが、例えば金額ということであれば、そのときの流通価格なので、今現在は、この楽器については大体幾らぐらいで流通しているだろうというところについてはお聞きしたところはある。ただ、先ほど申し上げたように、その金額の多寡ではなくて、その時代背景、つくられた時代背景だとか、その楽器をつくったことによる技術の進歩とか、その後の長い歴史の中での流れ、そういったところにこの楽器の価値というものはあるんだろうと考えている。そういうところでは、どれが

価値があつてどれが価値がないというのはない。ただ、もちろん対外的、あるいは外の方から見て、この楽器は世界に1台しかないから一番価値が高いという言い方をされる方もいらっしゃる。確かに、自動演奏楽器の百科事典等にも載っているものもあるし、そういった意味での価値の見方もあろうかと思うが、市としては、そういった意味ではどれかをという、そういう価値の上下をつけていることはない。

岩崎委員 そうすると、価値の差がない認識だということはわかったが、それを踏まえると、8台を今の岩永委員の言っていたように湿度管理というのは大変お金もかかることだし難しい部分もあるのかと思う部分は、私は認識するが、例えば世界に1台しかないというのは、そういう楽器も多摩市に、この8台の中にあることを考えると、全部を同じように考えるのは難しいのではないかと思うが、その点はいかがか。

立花文化施策担当課長 全部同じようにというか、活用していける手法というのはこれからいろいろあると思う。この楽器がつくられた当時、1900年前後については、例えばカフェのオープンスペースで使っていた楽器もあるし、個人の方がご自宅の中に置くためにつくったものもある。ただ、個人のお宅といっても狭い部屋ではなくて、かなりの広いスペースの中に置かれていたんだろうとは思いますが、いずれにしても、その楽器、楽器によって過去のつくられた経緯とか使い方、それからもう一つ言うと、楽器が100年の間ずっと使われてきたかという、そういうわけではない。流通の過程の中では、こちらのパルテノン多摩に来る前に收藏されていたものもあるし、そういった意味では、楽器の状況を見ながら、オープンスペースで使われていたところについては、できる限りの対応をしながらオープンスペースで使っていきたいと考えているところである。

岩崎委員 今回の市の分散の配置する基準を考えると、当初の技術は、湿度管理を、技術力というものもある程度自然の中という部分もあったかと思うが、今はある程度お金をかければ湿度管理、あるいはさまざまな管理ができる時代にはあると思うが、そういう中で、多摩市としては、今の着地点の中では、この楽器だけは守りたいとか、この楽器はある程度お金をかけてもやむを得ないと思っている部分はあるのか。

立花文化施策担当課長 先ほど申し上げたように、楽器としての価値に順番をつけてやるという考えは今はない。なるべくどの楽器も、市民の皆さんが聞いたり、あるいはコインを入れる楽器は使ったりとか、あるいはその中を少し解析して学びに使用したりとか、いろいろなことで市民の皆さんに還元していくところに重点を置いたと、そういう結論だと考えている。

岩崎委員 そうなると、先々、さまざまなことが起こってくることはあるかもしれないと、この資料にも書いてあるが、市民に触れやすくしておくことと、長くこの楽器が維持されることは、ある意味、市としては共存できる考え方だと思っていられるかをお聞きする。

立花文化施策担当課長 その辺は、最初に申し上げたように、一定の共存をしていきたいと考えているところではあるが、資料にも書かせていただいたように、そのリスクというのは一定程度あるだろうと思っている。

現に、購入した時点で全く鳴らなかった楽器もあの8台の中にはある。そういうものについては、オーバーホールというか、鳴るようにいろいろ工夫を技術者の方にさせていただいて鳴るようにしているところもある。だから、継続的にずっと8台そのまま鳴り続けられるかと言われると、それをこれから100年、200年もつのはなかなか厳しいかとは考えているが、当面、この楽器を積極的に活用していく中については、最低限の維持管理をしていきたいと考えている。

岩崎委員 この年間約250万円という、ある程度額が出ているわけだが、これから先、この250万を下回る可能性、あるいは上回る可能性の上限の幅というのは考えているのか。

立花文化施策担当課長 なかなかその辺は難しいところではあるかと思う。ただ、今、250万というのは、主に定期メンテナンスということで、技術者の方に遠方から来ていただいて、それをほぼ毎月やっている形になっている。今後、分散配置、図書館本館とパルテノン多摩に置いたときに、どのような頻度でそれが必要になってくるかというのは、これからの検討ではあるが、今現在、学芸員と話をしている中では、現状の数値で何とかできるところを模索していこうという話はしているところである。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩永委員 先ほど橋本委員が、今までこの自動演奏楽器 8 台を維持するためにどんなふうに管理コストをかけてきたのかというお話があるが、今かけておられる 250 万円というのは、どのぐらいのレベルの水準を維持するためにかけているコストと理解をすればいいのか。

立花文化施策担当課長 どのぐらいのレベルというのを、言葉でどう説明したらいいのか分からないが、まず、楽器として使えるレベルかということだ。要はオブジェではなくて、コインを入れれば鳴る、あるいは音楽として当時の音楽が再現できる、楽器としての維持をできるレベルということだ。先ほど申し上げたが、部品の中にはオリジナルではないものも入っていて、その辺は技術者の方の工夫によって一定の経費の中でのなるべく過去の音の再現を目指そうということで今やっていたいただいているところである。

岩永委員 私は、そんなに高くお金をかけられるわけではないだろうから、そういう意味では、必要最低限の予算を取りながら何とか頑張って維持をしてきているんだらうとこれまで理解をしてきた。

この 250 万円というのは、先ほども、もし仮にオルゴール館のようなものをつくったとしても、そのぐらいのお金でいけそうだということがあったので、なるほどと思った。しかし、そこには、先ほどからしつこく何度も言うが、安定して温度や湿度が管理されていることが前提だと思っているので、今、学芸員とも 250 万円の範囲の中でこれからもやり続けようと思っているということだったが、当然、オープンスペースに置くと劣化度のリスクも上がるし、市民の人に触れていただくことで、ピアノもそうだと思うが、たくさん弾けば弾くほどすぐに弦は切れやすくなったり痛む。それと同じように、市民の人がなれ親しんで使っていただくのはいいが、たくさん使っていただければいただくほど、使い方も適切でなければということもあるかもしれないが、痛みやすくなるし、私は 250 万というお金の中ではオープンスペースの中に置くことを考えると、なかなかその範囲の中で適切な維持管理がしていけるとは考えないが、そのあたりについてはどのようなご見解をお持ちなのか確認をしておきたいと思う。

立花文化施策担当課長 これは、分散配置をして、250 万が 300 万になるとか、ある

いは200万で済むというお話を、今想定して出すことはなかなか難しい。ただ、先ほど申し上げたように、学芸員とか事業者の方に伺った内容から、現状の数値の中で何とか運用していくことを目指そうという話をしているところではある。

岩永委員 それからもう一つだが、もともと音が出ないものもあった、それを音が出るようにして使うことを考えると、ただ単に音が出ないものを、例えばアンティークなものとして飾ることが目的で買ったわけでは当然ないわけであって、そこをきちっと音を聞けるようにしながら市民の皆さんに文化により親しんでもらうような状況をつくろうということだったと思うが、活用にあたっての留意点を拝見すると、オリジナルの部品というのは、もしかすると世界的にもいろいろ探しても数少なくなっているのので、それを手に入れることは難しいということで、オリジナルの部品にこだわることなく修復しというのはそうなのかと思うが、さらに復旧しない場合は、楽器でなく資料としての活用等も検討すると書いてあるが、これはどういう意味なのか。

立花文化施策担当課長 機械なので、そういう技術者の方が復活させようと思って部品等を調達してやってみても、やはり直らないものもあるのではないかと考える。なるべくそうならないようにしていきたいとは思っているが、そういった場合には、逆にそうなったから、それこそ処分してしまおうとか、そういうことではなくて、文化遺産としてきちんと資料として確保していくことが必要なんだろうということを書かせていただいた。

岩永委員 そうすると、オープンスペースで使うことは、ある意味で、劣化のリスクが早まるわけだから、故障するというか、復旧しないというか、復旧困難な故障に至るリスクというものも当然に高まるという理解でよろしいのかどうかを確認したいと思う。

立花文化施策担当課長 先ほど来申し上げているように、そういう事業者と話をする中でも、それがどの程度のリスクが高まるのかというのは、なかなかはかることは難しいところではあるが、ここに書かせていただいたのは、そういうリスクはあるので、そういうふうには故障することについては修繕も必要になるし、場合によっては修復ができなくなることも一応想定しておかなければ

ればいけないのではないかとということで整理をさせていただいた。

岩永委員 そういう意味では、時がたっているものなので、今のマジックサウンドルームの中に置いてあったとしてもリスクはあるわけだと理解をしている。私が聞きたいのは、マジックサウンドルームに置くときのものと、そうじゃなくて活用するときのリスクは、当然ながら大きな違いがあることについて、もう一回きちんと確認しておきたいと思う。

立花文化施策担当課長 これは、リスクというのかどうかわからないが、当然のことながら、従来よりも、例えばさわったりも含めて活用を進めていくことになれば、劣化というか故障、あるいは傷がつくとか、いろいろな意味でのリスクは出てくるんだろうとは考えている。

 ただ、先ほど来申し上げたように、それがどこまで修繕するかというのはそのときの判断になるが、もともとそういうオープンスペースで使っていたものもあるので、そういった意味では、なるべく長く活用していきたいという考えにはかわりがない。

岩永委員 もう一つ伺うが、私はこれらの楽器は日本とは全く気候の違うヨーロッパなどでつくられたものだと理解をしている。それを、高温体質の日本に持ってきて管理をするところにとっても難しい部分があったのだと思っているわけであって、私はヨーロッパやアメリカとかみたいところで、カフェで使っていたとかオープンで使っていたという事情と、多摩市、あるいは日本でそれらのものをオープンスペースで活用するというのは、とても状況的にも違うとこれまで理解をしてきたが、市側は、どのようにそのあたりのことは認識されているのか伺いたいと思う。

立花文化施策担当課長 その辺の認識というのは、かなり私のほうも慎重に考えていたところはある。ただ、当時、100年、150年前にオープンスペースとの場合は、本当に空調もないような、今でこそオープンスペースであっても一定の空調はきいているが、そういうこともない場所で使っていたところがある。そういう中では、今、一定程度の空調があって、そういう室内じゃなくて屋内に置くところで、例えば夏の時期の高温多湿、こういったものは外とは違う環境、先ほど今の小さな部屋に入れることとはやはり違うとは思いますが、外の高温多湿の状況ではないことを考えて、その中で工夫がで

きるだろうと考えているところである。

岩永委員

そういう意味では、私は自動演奏楽器というのは、何度も申し上げるが、楽器として多摩市が購入し、音が出ないものもきちんと音が出るようになり管理をし、維持をしということをこれまでやってきたと思っている。でも、ある意味で、音が出なくなることになると、美術品みたいな形に移行していくという方針なのかちょっとよくわからないが、今回の方針の転換というのは、ある意味でそういうことも意味していると私は受けとめたが、最後のところで、資料として、やむを得ない場合は活用するというのは、それを美術品として最後はこのパルテノン多摩の中に残していく、あるいは図書館の中に残していくところで大きく方向性をつけているという文書と理解してもいいのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思う。

立花文化施策担当課長

従来、マジックサウンドルームに置いてあった時点から、当然、劣化というのはあるし、その先に復旧不可能な状況になることはあり得たと思うが、その辺についての考え方も特に整理はなかった。

今回、こういうことで過去の経緯から、それから未来に向けての活用の方向ということで、ある意味方向転換を図る中では、その辺も含めて、今現時点での市の考えは整理しておく必要があるということで、復旧困難な場合には資料としてもきちんと活用していくことを検討していくことを方針として決めたという部分である。

松尾くらしと文化部長

この自動演奏楽器の岩永委員からのお話でも、マジックサウンドルーム等での管理、ある一定の部屋での管理とオープンスペースに置いたときの管理、こうしたところについてご意見をいただいた。

先ほどの立花からの説明の中にもあったが、今回、自動演奏楽器を購入した時点では、マジックサウンドルーム自体が専門的な部屋として用意をされていたところではなかったところがある。一般的な通常の部屋として空調を入れ、そこである程度温湿度管理はというところで、除湿器なり加湿器なりで対応してきたというのが、この辺までの30年間のところであった。

私どものほうも、この文化的な価値とか文化遺産として、できる限りそれを保存、できるだけ後世に残していくという視点だけでも、それプラ

ス活用する、市の財産として市民の皆さんにも活用していただく、そうした部分のところを両立という意味では、当初、近隣の大学にと進めていたところである。ただ、これまでいろいろ他館、オルゴール博物館等の方々にもお話をお聞きしていく中では、楽器による違いもあるし、人間が不快に感じないというか、ある一定の空調がある空間であれば、それが一気に劣化をしていくだとかということはないものと思っている。ただ、一定のきちんとした温湿度管理ができているところと比べれば、劣化の進行というのは当然あり得るだろうと思う。ただ、オープンスタジオに出すことによってそれが一気にだめになっていくことは、今の建物の空調管理の中でいけば、そこまで進むことはないだろうと考えている。

一方で、なかなかマジックサウンドルームという閉鎖的な空間の中では1万人程度しか皆さんのほうでは見ていただけない状況があった。そういう中では、同じ費用をかけながらも、より多くの皆さんに親しんでいただける機会を設けていくところを、今回、進めていこうという格好での基本的な考え方として取りまとめさせていただいたものである。

なかなか文化的な価値の保存と活用という部分については、なかなかバランスをとるところが非常に難しい点がある。劣化の進行だとかというのを全くないのにするのであれば、それはきちんとした温湿度管理されたところで人目に触れないところとかで、ちゃんとそこに保管をし、定期的なメンテナンスをすれば、後世に伝えていくというのは非常に重要な視点だと思う。

ただ、そうすることによって、それが活用でいけば非常に大きなマイナスにもなる部分である。そうしたところのバランスというのは、よく検討していかなければならないと思うし、私どもとしても、オープンスペースに出すことによって多少のリスクは発生する可能性もあるが、できるだけそれを減らす工夫をしながら、より多くの皆さんに親しんでいただける機会を今後持っていきたいところが市としての基本的な考え方であるので、よろしく願いをする。

折戸委員長

ほかに質疑はあるか。

松田委員

より多くの人の目と人の耳に触れて親んでもらうというのはわかった

が、今、課長もそうだし部長も、リスクの話で、空調以前に、例えば人の手がどの程度触れられる親しみという中で、リスク等をどの程度想定しているのかを伺いたいと思う。

立花文化施策担当課長 日常的に、例えばオープンスペースに置いたとしても、意図して故意にやれば別だが、直接自由に触れてくださいという状況で置くことは想定していない。ただ、活用していく中では、なるべく触れていただくこともこれから多くなっていくのかとは考えているので、そういった意味では、人の手が触れるという機会は多くなるだろうと思っている。

松尾くらしと文化部長 今でも、マジックサウンドルームの中にある楽器では、例えばコインを入れてスタートして音が聞こえることがある。今までも、事業の中で、お子さんにコインを渡して入れていただいてスタートさせるとか、そういったところについてはあるんだろうと思っているし、場合によっては事業とかの中では、ピアノの演奏か何かを実際にそのピアノを使って弾くとか、そういうことはあると思うが、それが日常的にオープンになっていて誰でもさわって弾けるとか、そういう場面は想定していない。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩永委員 大規模改修工事で、こうしたものをオープンスペースにどの程度どう置くのかというのは、まだ全然イメージができないが、すごくたくさん雨が降ったりもするし、かなり温度とか湿度の管理を適切にやっつけていかなきゃいけないと思っているが、今、大規模改修の中では、どの程度そうしたことができる機能を盛り込んでいるのかというか、空調の管理の部分の改善についてはどんなふうになっているのかと。というのは、結構雨が降るとたくさん窓側には水滴がついたりとか湿度が高くなったり、湿度が高くなるとかびが生えたりということもあると思うし、比較的低湿度のところはだめだけどというものであっても、金属を使っているようなものはさびやすかったりもあると思うが、その辺を踏まえて、あそこの中の温度というのは、例えば夏場だと大体温度はどれぐらいに保って湿度はどのぐらいに保つような快適空間をつくらうとしているのか、冬場だと、どう中を保とうとしているのかというあたりの想定はどうなっているのか。

澤井特定施設担当課長 パルテノン多摩の空調機は、一応大規模改修では耐用年数や設備

機器も変えているので更新を予定している。

空調というのは、電源を入れて稼働していれば、設定した温度等の管理はできる状況である。ただし、電源切ったりすれば温度管理ができなくなる状況である。

岩永委員 そうすると、空調なんかは、今は24時間で管理しているのかどうか。これから例えばこういうことをしようと思うと、館内は24時間ずっと温度湿度管理をし続ける必要があるのかどうかをもう一回確認しておきたいと思う。

立花文化施策担当課長 理想的なのは24時間空調管理であると思うが、現在も、収蔵庫もそうだが、あそこの建物自体が北側斜面に、ある意味土の中にできている状況なので、温湿度は割と一定する。そういう中で、なるべく安定するような最低限の温湿度管理をしていると考えている。その中でも、特にマジックサウンドルームとか収蔵庫というのは、特に収蔵庫のうちの1つ、第1収蔵庫はかなり徹底して温湿度管理しているが、個別に時間とかそういうものをタイマー等で設定したりという工夫をしている。

岩永委員 今、マジックサウンドルームの管理については、温湿度の管理はどうなっているのか。確認しておきたいと思う。24時間なのかどうかという意味だ。

立花文化施策担当課長 24時間ではない。

岩永委員 ありがとう。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

渡辺委員 資料の、先ほど岩永委員からも話があったが、最後の部分でオリジナルの部品を使わなくてもということがあったが、例えば車でいえば車外部品だとか、こういう安いやつを使うとか、そういう感覚なのか。そこだけ教えてほしい。

立花文化施策担当課長 この辺も、細かく見ていくといろいろあると思うが、今現在もそうだが、一番最初につくったときには、何か動物の革でつくって、振り子もそうだが、そういうものをなかなかオリジナルで復活させるのは厳しかったりというときに、違う機械を使って空気の送り方をちょっと工夫したりとか、そういうことをやったりはしている。

今後、もともと使っていた革の種類、木の種類、いろいろなものをそのまま組んでいくのはなかなか厳しい状況がある中では、なるべく楽器としては生かしていけるように、そういったところはこだわらず、楽器として鳴って使えるような形で使っていきたいということである。

渡辺委員

いろいろ工夫をしてということだと思うが、最終的には復旧が不可能ということも考えられるというが、お金をいっぱいかければ復旧できるということは考えられるのか。お金の上限があるから復旧はできないんだとおっしゃっているのか、幾らでもかけてもいいから直すことはできるんだということは考えられるのか。

立花文化施策担当課長

極端なことを言えば、同じものを今の技術でつくればつくれなくはないと思う。ただ、当時つくったものであって、そういう歴史を経て今なお生きているものだと考えると、そこまですることにあまり意味はないことを考えると、今の楽器が生きていける限りは、いろいろな部品、工夫をしながら生かしていくことであって、金額を幾らまでかけるかは、まだそういうことを決めていることではないが、可能な範囲でということ考えている。

渡辺委員

簡単に言うと、維持管理と運用だが、例えば指定管理者と有志の市民によってクラウドファンディングなどの活用をしてお金を集めながら維持をしていくことも、これから視野に入れていくことは、市側はどう考えるか。

立花文化施策担当課長

まさにその辺については、自動演奏楽器のことではなくて、例えば博物館機能でいうと、市民学芸員制度みたいなものをこれから何とか立ち上げていこうと、財団のほうでも検討を進めて具体化に向けて今やっているところだ。そういった意味でいうと、例えば今まで自動演奏楽器というのは、ガイドする特定の方がいて、今委託でやっているが、そういう方じゃないとさわらないのが基本、そういうことでやっていたが、ただ、誰もそれができないのかという、決してそんなことではなくて、一定の扱い方を学んでやっていけば、十分市民の方でもその辺の対応は可能なんじゃないかと考えている。

そういう意味では、これからいろいろな方の手をかりながら、あるいは知恵をかりながら、その辺の工夫、お金がないことも含めてだが、活用に

向けて協働していけるとありがたいと考えている。

折戸委員長

ほかに。

橋本委員

きょうの質疑を通して、市も考えを持って、ここに示されたが、指定管理者である複合文化施設を日常的にという方たちの中にも、今までどうしてもこちらの指定管理料をどんどん下げて人件費比率を下げて、そしてたくさんのお客さんに来てもらってコンサートを成功させてという部分にかなり力が入ってきたことは否めないと思う。でも、今回市民から陳情が出る中で、博物館としての存在というところで、きちんと守るべきものは守るとか、指定管理をしていくお金を出すときに当たっても、そういう視点がない限り、幾らこのところできいろいろあっても、とてもその観点が重要だと思うので、市として、今回、経営会議にも出されたということだが、その辺の音楽、以前は美術的に有名な画家が来てそれを展示することもあったし、博物館、美術館的なそういうのも盛んだったが、だんだんそれが歪んできたように私は思っているが、今後、市の考え方をお聞きしたいと思う。

立花文化施策担当課長 まさに今ご指摘いただいたところを、これからもっと具体的に整理して皆さんにもお示ししていかなければいけないところだと考えている。

パルテノン多摩の全体としての基本的な理念とか方針、方向性というのは、ここで示されているが、これをさらに具体化して、どういう運営をどういう体制でどうしていくのか、その際の収支はどうなのか、その中で指定管理料はどうなっていくのか、その辺については、まさにことし、来年度ということになるが、ことしの夏に管理運営計画できちんと詰めていきたいと考えている。

当然のことながら、守るべきものは守る、発展させるべきところは発展する、でも収支をきちんと考えた上で組んでいかなければいけない、そういうことを踏まえながら、管理運営計画で、いわゆる収支計画とかそういったところを決めていく、あるいは組織体制についても決めていく必要があるんだろうと考えている。

松尾くらしと文化部長 パルテノン多摩のリニューアル後の管理運営については、前にもたしかお話をしているかと思うが、このリニューアル後に向けて財団でも

3カ年の重点取り組み方針を策定して、この休館中にも取り組んでいこうとしている。その中の大きな柱としては、パルテノン多摩がこれまでの市民ワークショップ等でのお声としては、敷居が高いと。もっとふだん使いができる、また居場所づくり、そうしたところ、また自分たちも運営等にかかわりたいというお気持ち、こうした声が多く出されている。そうしたところでいくと、今後、力を入れていく部分においては社会包摂的な事業に取り組んでいこうということ、またその事業運営等については市民参画の組織等も立ち上げながらかかわっていこうというところ、こうしたところが力を入れる部分であろうというところで今後取り組んでいくことになるかと思う。

パルテノン多摩については、博物館機能とホール機能と大きく2つある。博物館機能については、なかなか地味だということもあったが、よく地域のことも調べながら、コミュニティセンターのほうにも出て行って、また学校にも出ていきながらという取り組みもしていた。また、例えば植物の関係とか市民による定点撮影だとか民族の調査だとか、こうしたところも市民参画にも取り組んでいた。こうしたところについては、より今後も力を入れて幅を広げていく必要があるだろうと。またそれに加えて、ホール関係の音楽の事業とか、こうしたところも、単なる買ってきても鑑賞の機会だけではなく、自分たちでそこに企画をしたり、またその事業にかかわっていくというところを、今後、力を入れていく部分だろうと考えている。

折戸委員長 ほかに。

岩崎委員 今後、例えばパルテノン多摩の中のどこかに置いた場所から、また時々動かすことも考えているのか。

立花文化施策担当課長 楽器の特性にもよる。ご存じのように、大きくてなかなか動かすというのは、そう一長一短にいかないものもあるので、そういったものについては一定の場所に設置になると思うが、逆に、稼働式であったり、あるいは動かすのが容易であるものもあるので、そういったものについては、場所を変えることも含めて活用は検討していきたいと考えている。

岩崎委員 初めに大きいものを置いたとしても、お金を使うかもわからないが、透

明なガラスなどで楽器の周りを囲うことで、ちょっと聞かせるときは扉があくみたいな、そうして空調をなるべく、あるいは湿度を、使っていない時間も確かにあるわけなので、もちろん見えるが、楽器が鳴っていないときにある程度維持管理できるようなことは検討してはいないのか。

立花文化施策担当課長 まだ具体的にこうすると決めたわけではない。当然検討はさせていただいている。先日も、パルテノン多摩の財団の学芸員ともその辺についてもお話をした。どういう状況で置けるのだろうか、その際はいたずらされないように、かといって遠くにあるものをただ見るだけのものではない、そういう活用をしていける状態はどういう状態なのかも話はしている。囲うことによってどういうメリットがあって、幾らぐらいかかるのかも含めて、これから検討を詰めていきたいと考えている。

岩崎委員 きょうの段階では、ほぼほぼの部分は何も出せないということか。

立花文化施策担当課長 先ほどのご質問で、日常的に自由にさわってくださいという状況ではないので、学芸員と話している中では、最低限何らかの形で囲うことは必要だろうと。それはオープンを使うときにはできるような形で、それが透明のアクリルの入れ物なのか、それともそうではない囲いの仕方なのか、それはもっと具体的に検討する必要があるとは思っている。

岩崎委員 金額は何もまだ決まっていないのか。

立花文化施策担当課長 決まっていない。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩永委員 もう一個確認しておきたいが、さっきマジックサウンドルームというのは24時間空調の管理はしていないということだが、それは閉じている時間もあるって、そこの中の空気が、たくさんの人が入るところ、空気がよどんだりという動きがあると思うが、そういうことが少ないので24時間温湿度管理が必要なかったのかと考えたりするわけで、それはオープンスペースのところでは24時間の温湿度管理がいらぬこととは全く異なるのではないかと、私はそういう認識だが、市側の認識についてお尋ねしたいと思う。

立花文化施策担当課長 それが、部屋の状況なのか、先ほど申し上げたように、あの建物自体の中も、実は空調していない時間も、建物の中に入ると、いきなりむ

しむしするかというところ、そうではない。それは、置いた場所にもよると思うが、そういったところも考えながら置き場所は決めていかなきゃいけないんだろうと考えている。もちろん、部屋の中での空調管理と、そうじゃないオープンスペースというのは、先ほど申し上げたとおり同じではない。ただ、それがどの程度影響するのかというのは、もう少し詰めなきゃいけないと考えている。

岩永委員　　でも、閉じられた部屋の中であれば、たくさん人が来る。パルテノン多摩がリニューアルしたら、たくさんの方が来ることも含めて考えると、空調管理についても、今までのようにマジックサウンドルームで24時間の空調管理は必要なかったが、オープンスペースになったら、あそこにきちんと置いて音を鳴らし続けることをやっていくためには、場合によっては24時間の温湿度管理も必要になってくる理解でいいのか。

松尾くらしと文化部長　今のところ、オープンスペースに出すところで24時間空調にするところについては考えていない。先ほどお話をしているように、オープンスペースといっても、それは当然温湿度管理だとか直射日光だとか、激変する状況、そういったところに置くことは望ましくないと思っているので、それはしっかりと配慮しなければならないだろうと思っている。

ただ、今回オープンスペースに出すことによって、自動演奏楽器のために24時間空調することは、基本的には今考えていない。ただ、そうしたところをできるだけカバーできるような工夫についてはしていかなくちゃいけないだろうと考えている。

折戸委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長　質疑なしと認める。

暫時休憩する。

午前11時40分 休憩

午前11時42分 再開

折戸委員長　休憩前に引き続き、会議を開く。

意見交換をしていこうという意見があるので、それでは、あったらどう

ぞ。

岩崎委員　　きょう、市側からこういう着地点をと出していただいて、相当質疑はしたが、方向転換だという部分もあったので、もう少し個々の状況がはっきり見えてこない今の段階では、もう少し継続したいという気もあるが、いかがか。

岩永委員　　私も、気持ちとしては、もちろんここできちっと結論出すこともあるが、正直言って、すごく急に、陳情の審査を始めた段階の途中で違った方向が出てきたということで、これについては、実は陳情が出ようが出まいが、引き取り先が見つからなかったところを踏まえれば、私たちが考えていかなければいけない問題ではないかと思っていて、もともと今回の大規模改修に当たっては、マジックサウンドルームを廃止するところを前提にせずと話が来て、その中で自動演奏楽器のことも語られてきたと思うが、今ここになって引き取り先が見つからない方向になっているから、そこを踏まえて、もう一回、議会としてどうしていくのかというのを考えていかなければいけないのではないかと思っているから、もう少し、市側の今出してきた方針含めて、あるいは先ほど一つ一つの楽器についてはご説明がなかったが、私としては大事にしていきたいという思いもあって、マジックサウンドルームは、今回の大規模改修に当たっては、あそこの場所をもっと利活用することができるんじゃないかというもとの一定の廃止というのは私も認めてきたことだが、その後、ここの中の楽器については、もう一回引きとって大事にしてくれる先が見つからなかった状況に立っているのであれば、改めて楽器一つ一つについても、もう少し議会としても調査をして、大丈夫だということで結論を出すとか、市側の方針にするにしても、あるいは貴重な文化財という立場に立って、どういう取り扱いをしていくのかはもう一回議論したほうがいいのかと思っている。

橋本委員　　通常だったら、そういう慎重審議も可能だが、来月の末で私たちの任期は切れて、今のようなこと、これから残された40日間の中で、委員会も開催して本会議も開催しないと結論つけられないので、それはなかなか難しいと思う。私は、今、市側が出したことについて、これが全てで、このとおり、私たち議会も、一人一人の議員も考える問題じゃないので、それ

は次に再選された議員として6月議会以降とか、いろいろな形で考える機会は与えられていくと思うので、この陳情については12月から一度継続になったが、きょうこの時点で、それぞれ考えたところで結論を出すべきだと思う。

松田委員 うちとしても、ここで結論を出すべきだと思う。今の時点で、市のほうから方針と楽器の新たな役割も示されたわけだ。今の方針が出た時点で、この陳情に対して、ある程度の答えを、この会期中に出すべきだと思っている。

渡辺委員 そもそも、前回継続にしたのは、近隣大学が2月の末にある程度の結論が出るのがあって、私のほうからは継続はどうかという提案をさせていただいた。今回、近隣大学がちょっと厳しいというお話で、4月以降、どうなるかわからないということで、8台一括がなくなったということである。

なので、ここで近隣大学の話がある程度決まってきたというか、ちょっと残念な結果になったが、その結果を踏まえて、市側もいろいろな形で考慮していただいて、新たな提案を出していただいたということは、ここで提案に対して、またその提案が陳情者にとってどうなのかを1つの決着点として、ここで答えを出しておきたいと私は思っている。

折戸委員長 意見交換として皆さんでご意見出していただいたが、継続するならば全員一致が必要だから、継続はないということになるのかと思う。

これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。討論はあるか。

橋本委員 30陳情第13号 多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）に大型自動演奏楽器を残していただきたい件についての陳情について、私は趣旨採択の立場で討論する。

私たちは、この三十数年のパルテノン多摩の歴史の中で、これらの楽器に接し、文化的な遺産として十分な活用を図ってきたかと言われれば、努力が足りなかったことは確かである。ただ、当時、総額4億円で購入し、50年、100年と時を経れば価値も増し、多摩の子どもたちが誇りに思える財産となるであろうという当時の市長の考えを、現在を生きる市民全

体の共通認識にすることは難しく、またその考えに至らなかったとしても、あなたたちはおかしいと責め立てられるような問題ではないと考える。

私たち議会が4階のマジックサウンドルームに置かれている自動演奏楽器を、それを必要としてくれ、また活用を図りたいという法人等にお譲りし、そこで十分活用されれば、またそれが多摩市内であれば問題がないと考えてきたことは事実である。あいた空間を子どもたちのためのコーナーにと議論を重ねてきたことも事実である。その動きについては、守る会の代表及び関係者の方も一定程度認識されていたのではないかと。

この陳情の文面をお書きになった皆さんの含意は、大事にさせていただけるところで、何よりも多くの人に聞いていただきたいということであると、説明でも伺っている。また、この間署名された多くの方にお話を伺う機会があったが、処分されてしまうのは問題、聞いたりめでたりできる機会を残していただきたいというものだった。オルゴール博物館として8台一括で置くことはできないが、市民が聞く機会を持てる場所で一定のメンテナンスの中で残されていくことが市民的な要望と受けとめている。

そして、この間、市と関係者の話し合いの場があり、しかも、その上に立って、今議会で陳情の判断をしていただきたいということの中では、趣旨採択という判断を下したいと考える。

今後も、配置や管理に関しては詳細が検討されるものと考えている。十分とはいえなくても、一定の保存と管理、演奏の機会をつくっていくことが必要である。市側にも、活用にあたっては、基本的な考え方や留意点をもとに、オルゴールを守る会の皆さんはもちろん、今回の楽器の存在を知っていただき、聞いてめでていきたいという市民の皆さんと十分な話し合いをしていただくようお願いをして、私の趣旨採択の討論とする。

折戸委員長

ほかに討論はあるか。

松田委員

本陳情に対して、自民党・新生会を代表して討論する。

前回子ども教育委員会の委員長報告で、例のパルテノン多摩周辺整備等特別委員会の中間報告の中で、当時の全委員が、楽器が一定の役割を果たしたという報告であった。そして今回、分散型設置の方針も新たに示され、歴史的価値のある自動演奏楽器を残すことになった。

より多くの人の目に触れ、また耳に触れること、そんな方針が出てきて、今後残すことが可能になることは、新たな役割を楽器が得たということだ
と思う。陳情の内容の含意全てというわけではないと思うが、別の役割で
残すことで一致したと思うので、趣旨採択とさせていただきたいと思う。

折戸委員長

ほかに討論はあるか。

渡辺委員

30陳情第13号について、公明党を代表して討論させていただく。

陳情の文面では、パルテノン多摩内に残して、できれば博物館機能があ
る、機能というか施設を設置して、8台そこで残してほしいという文面の
内容と読み取った。しかし、前回の陳情者の口頭での陳情では、必ずしも
パルテノン多摩内に限ったことではないと、多くの市民の皆さんに自動演
奏楽器やオルゴールに触れてほしいという内容と、私は判断をした。

そして、今回市側が提案してきた分散配置、大規模改修のあるパルテノ
ン多摩、そして新設される図書館、ここに分散をしていくことは、私は一
定の評価をしている。また、先ほど市側の答弁にもあったが、近隣大学の
これからの方針だが、2月の時点では全ては無理だという回答があったが、
これが結論ではないと思っている。それこそ分散型ということで、例えば
大学にも置いてパルテノンにも置いて、そして図書館にも置くという、3つ
に置くことによって、パルテノン多摩、そして多摩センター地域がより一
層の活性化ができるのではないかと考えれば、この分散配置は非常に活性
化に対して寄与するのではないかとと思っている。先ほど松田委員の話もあ
ったが、この自動演奏楽器が次の役目、また新たな使命という形でしっか
り市民の皆さんに触れられて多く親しまれる、そういうものにしていき
たいことを思い、趣旨採択の立場で討論をさせていただく。

折戸委員長

ほかに討論はあるか。

岩永委員

私たちの会派は、30陳情第13号 多摩市複合文化施設（パルテノン
多摩）に大型自動演奏楽器を残していただきたい件についての陳情につい
て、採択の立場で意見討論したいと思う。

先ほど申し上げたが、本来は、もう少しきちんと検討して議会としても
慎重審議をしてから結論を出していきたいと思ったが、基本的には、これ
まで私はマジックサウンドルームという閉鎖空間で大切にきてきので、フ

ルメンテナンスができなくてもきちんと音を出せてきたんだろうと理解している。その意味では、オープンスペースにこれを配置する、そしてまたたくさんの市民の皆さんに触れていただく方向性については、そのほうがいいだろうと思う一方で、今の市が出してきているオープンスペースにおいて、温湿度管理についてはどの程度できるか、まだわからない状況なので、その方向性について、そうなのかとは思えないというのが自分の中にある。

陳情が出ようが出まいが、引き取り手がない状況になったときに、私たちはどう考えるかという原点に戻るべきだと思う。もともと大切にしたいけれども、お金をそれほどかけることができないということで、もっと大切にさせていただける先にお引き取りいただくことも1つの選択肢ではないかと思ってきたわけだが、そういう選択ができなくなった限りにおいては、改めてパルテノン多摩の中で、どのようにこれを大切に守っていくのかという視点の中で、再度、陳情者の皆さんとも一緒に検討していただきたいと思っている。

会派としても、さまざま意見交換はしたが、今現時点で、この陳情に対して、あるいは市のあり方についても結論を出していかなければいけないことを求められているので、陳情に対しては採択ということで、私たちの会派の結論は出したいと思う。

折戸委員長

ほかに討論はあるか。

岩崎委員

30陳情第13号 多摩市複合文化施設（パルテノン多摩）に大型自動演奏楽器を残していただきたい件についての陳情を、生活者ネット・社民の会を代表して、採択の立場で意見討論させていただく。

本来は、もう少し丁寧に市の判断に対して継続して審議したいところだが、今回は、その時間もないということと、また皆さんの意見からそういう状況ではないことになった。特別委員会からの流れではなく、今、市の判断が出た段階でそれを鑑みると、陳情者の文書の内容はもっともである。陳情者はパルテノン内に残してくださいとしているが、マジックサウンドルームに何としても8台全てと言っているわけではない。そして、陳情者の理由は、さまざまな点でもっともであると思われる。また、市側の今の

着地点を考えると、多摩のオルゴール博物館としてパルテノン多摩をシンボライズすることは、また過大なお金をかけて、今の時代、この人口14万の一自治体でできるのは難しいかもしれない。しかし、陳情者は、過大な市民の税を投入すべきことは含意でないように思う。これらの自動演奏楽器は、多摩の地の中にあつた文化や歴史の中で出てきたものというよりは、西洋で築かれたものということはある。そして、当時の判断の中で、4億円もの高額な買い物をしたわけだが、その功罪は今もあると思われる。そういう意味では、しかし、縁があつて多摩市に来た高価な楽器を、現段階で市が今後も維持していくと判断したわけだから、陳情者の望むパルテノン内での維持をするということとは、またどういう形になるかは別として、可能な限り市民が今後愛していく楽器として存続するのは、ある程度意味あることと思われる。

以上をもって、生活者ネット・社民の会を代表して、採択の立場の意見討論とさせていただきます。

折戸委員長 　　ただいま意見を伺つたところ、採択すべきものという意見が2名、趣旨採択すべきものという意見が3名である。趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。よつて、本件は趣旨採択すべきものと決した。

暫時休憩する。

午後12時02分 休憩

午後 1時02分 再開

折戸委員長 　　休憩前に引き続き、会議を開く。

日程第2、31陳情第3号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情、及び日程第3、31陳情第4号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情についての2件をあわせて一括議題とする。

なお、討論、採決は1件ずつ行ふ。

署名の追加があるので、事務局より報告していただく。

池田議会事務局次長 　　31陳情第3号について、これまでの署名はなかつた。本日までに追加の提出が290名あつた。31陳情第4号について、これまでの署名はなかつた。本日までに追加の提出が1,255名あつた。

折戸委員長 陳情者からそれぞれ発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要項により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言していただきたい。

それでは、まず31陳情第3号により、氏名をおっしゃってからご発言願う。陳情よろしく願います。

陳情者(関氏) 関春南と申す。総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に反対する理由について補足説明を行う。具体例を私ども利用している総合体育館利用者で申し上げる。

多摩市でも高齢化は進行し、要介護4と5、つまりその多くは寝たきり老人が65歳以上で約14%もいるそうである。総合体育館は65歳以上の年金生活者の利用の多い施設である。ここの皆さんは健康で生き生きと、自主的に活動している。新しい高齢者像を見る思いである。こうした健康増進活動を力強く支援していくことこそが行政の仕事であり、高齢者福祉、医療費の削減・軽減につながる積極的な施策であると考えます。

有料化の影響を直ちに受ける高齢者の象徴的な例を次に紹介する。

70歳代の年金生活者で、聖ヶ丘から通っている彼は次のように言う。市の有料化案でいくと、週5回通う私のような場合、施設利用料金と合わせると約1万円になる。これでは営利企業の民間のスポーツジムと変わらない。自動車をやめて歩いて通うにしても、片道5キロ、往復1時間半かかる。しかも起伏の多い多摩地区では、それも大変である。回数を減らすしかないかと悩んでいる。しかし、それでは体がすっかりだめになり、長年の努力が水の泡になってしまう。何とかやめさせることはできないものか。

こういう人たちの活動を行政は支援することが必要なものであって、足を引っ張るようなことをしてはならないのである。そのためには、人間が健

康で生き生きと生活することの価値を基本に据えた視点、つまり人間の価値原理の視点が必要なのである。この視点は既に憲法第25条、全て国民は健康で文化的な生活を営む権利、第26条、全て国民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利、あるいはスポーツ基本法第6条、地方公共団体はスポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない等の規定に具体化されている。

ところが、多摩市が出してきた有料化案の提案理由には、人間の価値原理という視点が完全に抜け落ち、土地の有効活用のための有料化という視点のみなのである。平たく言うと、公共のものを商品化し、そこから利益を得るためにはどうしたらよいかという市場の価値原理、つまり金もうけの原理に基づいた考え方、視点なのである。ここでの価値は、利用者の活動の実態ではなくて、どれだけ利益が上がったかにあるのだ。利用料金の価格は、市場の需要と供給の関係で決まるから、適正価格が問題になるのである。この原理でいけば、料金が民間の営利施設並みになっていくのは当然の帰結だ。貫いているのは競争原理だから、貧しい者は結果的に排除されていく。

駐車料の有料化についての説明会で出された市の考え方は、狙いは歳入の確保であり、導入の効果は施設使用の適正性の改善であるとのことだった。つまり、世間の相場からして安過ぎるから、有料化して周りと同じようにするという市場の価値原理からの理由づけのみで、健康増進活動の人的価値の実態を全く認識されていない。こんな浅はかな考えで有料化されたのではたまったものではないというのが率直な印象だった。それ以来、怒りを持った者が集まり、署名活動が始まり、トータルで1,545名の反対者の署名が集まったわけである。

次の陳情第4号は、同じ有料化を反対する会から出されたものだが、ここではもちろん反対だけでも、それでも強行に有料化された場合のことを考えて、現状でも改革できる点及びセーフティネットが検討されている。

ともあれ、豊かな生活の基盤にある健康増進活動やスポーツ活動は、ますます人間の価値原理に基づいて捉えられねばならないものとなってきて

いる。健幸都市をうたう多摩市の政策の根幹に据えられることを期待して、補足説明を終わる。

折戸委員長 ありがとうございます。

次に、31陳情第4号について、氏名をおっしゃってからお発言願う。

陳情者（伊藤氏） 伊藤芙美と申す。補足説明する。

3月1日より総合体育館利用者に駐車場有料化について質問とご意見を伺い、賛同して下さった方から、3月20日現在、目標の1,000名を大きく上回る1,500名余りの署名をいただいた。わずかな日程だったが、多くの方に関心を持っていただいてよかったと思っている。その中で「有料化を知らなかった」が90%、「聞いたことはあった」5%等々、一昨年スポーツ振興課が2カ月余りにも及んでアンケートをとった割には、一般に周知されていないと感じた。

ご署名して下さった方々は、ほぼ全員の有料化には反対である。我々有志の会も基本的には反対だが、いくら反対しても有料化に流れる可能性もあり、それならば我々にとって一番利用しやすい方法を探して、我々の意向を理解していただこうと考えた。

料金設定について。これは陳情書の記1にあるところだが、総合体育館は4つのタームに分かれており、それぞれ2時間45分になっているのに、2時間単位の駐車料金というのは実情に反していると思う。ちなみに陳情書の下段の1に2時間100円プラス無料枠1時間とあるのは、あくまでもこれは1つの案であり、利用者からは3時間まで無料という案が圧倒的に多く寄せられた。この署名の中にも、絶対反対という意見もまざっており、そういう意味では2つの意見のように考えられているが、これは根本は全く同じである。そして多摩東公園について3時間とあるのも同じ主張である。

次に2番の記3番のアクアブルーの比較については、それぞれの施設で利用者の特徴や目的が異なるので、一律にはできなくても、ある程度のバランスは必要ではないかと考える。しかし、武道館や総合体育館は、元気な年寄りが結構多いものですから、若い学生などを横目にシニア世代だけが優遇されるというのもいかなものかと、今回の署名により考えさせら

れた。

次に多摩東公園については、道路から駐車場の入り口がわかりにくい、夜間駐車場へ行く道の足元が暗くて危険だという声が寄せられた。こちらは駐車場有料化よりも、早急な整備が必要ではないかと考える。

次に、駐車場と周辺環境について申すと、別紙の地図をごらんいただきたい。こちらで黄色のマークのついているところなのだが、スポーツ振興課の説明会では2台の車が行き違うようになっているけれども、第1駐車場の幅は7.8メートル、第2は3.8メートルで、スムーズな出入りはまず不可能だと思う。私はこの対策として、第1駐車場を入り口、第2駐車場を出口とする一方通行方法を採用することを提案する。

次にピンクのマークのあるところなのだが、ここについてはこの説明をごらんいただきたい。安全で利用しやすい場所になれば、あるいは有料化もやむを得ないのではないかという声が出てくることも考えられる。この案は、市長を筆頭に行政管理課、財政課、公園緑地課、スポーツ振興課など、さまざまな部署が広い視野に立って整備計画を立て、より安全な対策を十分練った上で、利用者が納得しやすい計画を英知を結集して早急に立てていただきたい。まず現場を見ていただきたいと思う。

次にレストランの活用については、言うまでもなく食事と運動は切り離せないものなのだが、せっかくあれだけの立派なレストランがあるのだから、利用者が加えて活性化するための知恵を絞り出していきたい。そのほか、利用者や一般人にもアイデアを募るというのも1つの案である。スポーツ振興課は駐車場有料化によって月々約10万円の収益を見ていると説明していたが、レストランを加えれば、スポーツメーカー関係者からの協賛を得られれば、10万円の利益をはるかに超える経済効果があると考えている。1つの事業がそれぞれ個別に存在するのではなく、1つがさらに次へとステップアップしていくという発想を持って取り組んでいただきたいと思う。

最後に、この署名活動からおわかりのように、いくら広報やネットに載せても、知らなかったと答える人が多くいるということは、昨年と今年、計6回の説明会でも50名にも足りない出席者だったので、周囲に十分周

知らされていない。ご提案は市からのお知らせボード、体育館の前に大きなボードを置き、知らせたいこと、知りたいこと、知らせなくてはならないこと、知らなくてはならないことを大きく掲示してほしいと思う。市民が関心を持てるよう努力するのは民主主義の第一歩で、行政機関の職務だと思う。私たちも引き続き署名活動をしてまいりますので、よろしく願う。

折戸委員長 以上で市民発言を終わる。

本2件の陳情について、提出された資料について、また現在の市の状況や考え方など、市側からの説明等があったら願います。

松尾くらしと文化部長 それでは、陳情第3号及び第4号に共通してのところになるが、総合体育館及び多摩東公園の駐車場有料化に関して、市の考え方についてご説明させていただきたいと思う。また、陳情者からのご質問等についても、ここに関するところにつきまして、市の考え方をスポーツ振興課長の植田からご説明させていただきたいと思うので、よろしく願います。

植田スポーツ振興課長 それでは、私どもから提出した資料をごらんいただきたい。

まず1番、公共施設利用者駐車場の有料化に関する市としての考え方が、私どもとしては、多様化する市民ニーズに適切に対応し、持続可能な行財政運営を進める趣旨から、ハード・ソフト両面における行財政改革の取り組みを進めている。

今回私どもが進める駐車場の有料化では、公共施設そのものが運営されていない時間帯でも駐車場として利用していただくことや、施設利用の適正性の改善など、施設の立地条件等に応じた柔軟な運営により、当該施設の適正な維持管理、必要な財源の確保とともに、市だけでなく、駐車場利用者や利用されない市民にとっても有益な仕組みとなることを目指すものである。導入に当たっては、さまざまな状況にある駐車場を画一的に有料化するのではなく、施設の新設や改修、運営手法の見直し等のタイミングに合わせて、各施設の種別や駐車場の態様、管理上の課題、他市の同種施設の状況などについて十分な検討を行ってまいります。

2として、総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に関する市民、関係団体への説明状況である。

(1) スポーツ推進審議会では賛成という意見であり、具体的には①と

ということで、駐車場が有料化されれば駐車料金を節約して自転車や歩いてくる人もふえ、運動するきっかけにもなるので、有料化することはよいことだと思う。②車を使わず歩きましょうと呼びかけることが重要ではないか。今まで無料だったのだから、駐車場は無料で当たり前だと思っているところがある。それを変えていきたいというような意見があった。

(2) みどりと環境審議会では、特に意見はなかった。

(3) 平成29年度に行った市民説明会である。当初平成30年度4月からの運用を目指したスケジュール案だったけれども、そのとき厳しい意見が多く、料金体系、スケジュール等、見直すこととした。

(4) アンケート調査である。その年の10月から12月にアンケートを実施し、駐車場有料化についてはおおむね肯定的な意見が77%ということで、8割近いものがあった。

(5) 体育協会との意見交換である。平成30年10月から11月にかけて3回実施をした。議論を重ね、現在のスキームでおおむね理解をされているものと考えている。

(6) 平成30年度市民説明会である。実施日と参加者ということでは、1月23日に9名、1月24日は3名、2月3日には9名の方に参加していただいた。有料化反対の意見を持った参加者がほとんどであり、厳しい意見が多かったということである。一方で、この案であれば有料化もやむを得ないといった意見や、多摩東公園24時間運営での有料化に賛成する意見も多かった。

3番の検討結果である。体育施設利用者からは、駐車場の有料化に反対する意見等もある一方で、アンケート結果では有料化が必要、やむを得ない、無料時間を設けての実施ならよいを合わせた肯定的意見は7割を超えたということとなっている。また、スポーツ推進審議会や多摩市体育協会からは、有料化についての理解を得ている状況である。施設の維持管理に当たっては、施設使用料と施設利用者以外の市民も含めた税金によって賄われていることから、アンケート結果や審議会の意見結果も踏まえて、広く市民の意見を取り入れるとともに、利用者負担の状況を改善していくため、駐車場の有料化を行うものとしている。

4、指定管理者制度を活用した管理運営である。総合体育館及び多摩東公園については、2020年4月より包括して指定管理者制度を導入する予定である。民間のノウハウを生かして、駐車場を含め施設全体を適切に管理しながら、利用料金収入の確保を図っていただくことを目的として、指定管理者の管理範囲に含めるものとしている。

5番の料金体系案である。一般利用者というところでは30分までを送迎や誤入庫への対応として無料、30分を超えて2時間までが100円、以降1時間ごと100円、そして1日の最大料金として700円を現在設定している。以下、記載のとおりである。

6番、駐車場運営時間についてである。総合体育館については近隣の住環境への影響を考慮して、施設の開館時間に30分から1時間程度の幅を持たせて運用する。多摩東公園については、駐車場に隣接する住宅等が少ないことから、民間のノウハウを生かして24時間運営を行うようにしている。具体的には表のとおりである。総合体育館については8時から22時、多摩東公園は24時間運営ということである。

7番、スケジュール案である。今回3月に議会の常任委員会へ報告をさせていただいている。6月には使用料改定と指定管理者制度導入とあわせて条例改正をしたいと考えていて、7月以降順次、市民周知、広報等を図ってまいり、年が明けて4月から運用開始と考えている。

あと陳情者に対する文面の中から、幾つかピックアップして市側の考えを申し述べさせていただきたいと思う。こちらの陳情書にあるとおり、まず3号議案のほうであるが、アンケート調査は誘導的であり、そして目的外利用には触れておらず、有料化ありきで進められているという指摘についてなのだけれども、こちらについてはアンケートの調査はいたって一般的な質問項目になっており、誘導的との指摘に当てはまるものではないと考える。今回の施設は、主にその当該施設を利用するために使用する駐車場であって、駅に近いわけでもなく、周辺に際立った集客施設もないことから、そこまで目的外利用は多くないと考える。有料化の考え方や料金案については、一昨年の説明会やアンケートでいただいた意見等を踏まえ、再整理したものをご説明している。

そして、スポーツ基本法に逆行しているのではないかというようご指摘であるが、スポーツ基本法が規定するように、市民が広くスポーツへ参加できる環境を維持することが必要である。今後も限られた財源の中で体育施設を引き続き適切に維持し続けるためには、駐車場の有料化は必要な対策の1つだと考える。また、現在スポーツ基本法に基づくスポーツ推進計画の策定を、公募市民や学識経験者の方が委員となったスポーツ推進審議会で議論している。駐車場有料化についてもスポーツ推進審議会の意見を確認したところ、有料化を進めるべきとのご意見をいただいた。多くの市民の方から意見を伺って、今後も将来にわたって長く施設を維持管理できるようにしていく取り組みを行っていきたいと考えており、そのような取り組みを行うことが、スポーツ基本法の趣旨にも合致しているものと考えている。

そして次に、生活の一部として利用している人が多く、欠くことのできない施設、交流の場、医療費削減にもつながっていることへの認識が欠けているのではないかというご指摘についてであるけれども、市民のスポーツの振興や普及を図ること、市民の心身の健全な発達の寄与、また、スポーツを通じた交流や健康増進につながる必要な全市的施設ということで認識をしている。市の方針としては、今後も維持し続けていく施設として位置づけているところでもある。次世代にも引き継ぐ施設として維持していく必要があるからこそ、駐車場を利用する方からも一定の負担をいただきたいと考えており、ご理解をいただきたいと思う。

そしてまた、車を使わざるを得ない利用者が多いことに対する認識が欠如しているのではというご指摘についてであるけれども、アンケート結果を見ても、車での来館者が多いことは把握している。だからこそ、限られた駐車場の一定スペースを一定時間占有する駐車場利用に対して、相応のご負担をいただくものであり、決して車で来る方を排除しようとするものではない。起伏の多い多摩市の地形だからというのであれば、どの施設であってもその条件は同じであると考えている。どこに住んでいるかというようなところも、交通手段を選択する上での1つの判断材料になるかと思う。また、車を所有している方は車で来館できるが、そもそも車を所有し

ていない方は、住んでいる場所にもよるけれども、バスや自転車、徒歩などで来館されていると思われる。繰り返しになるが、駐車場をなくそうとしているわけではなく、車で来る方を排除しようとしているものでもない。

そして、公共施設駐車場を一般開放することにより、本来の利用者の駐車場スペースが減少するというご指摘であるが、一般に広く開放するわけではない。有料化を一般開放というのなら、無料である現状も一般開放と言ってしまうと考える。現状でも、有料化後においても、原則的には施設利用者のための駐車場であることに変わりはない。施設利用者以外が使用していたのなら、むしろ今まで無料だから気軽にとめていたのかもしれないと考えると、有料化により、利用者以外は気軽にとめなくなるだろうし、車で来館されていた利用者も、場合によっては自転車やバイクで来ることを検討するだろうし、可能なら乗り合わせてくるなどの工夫により、駐車場スペースが減少するというような指摘は当てはまらないものと考え

る。

そして5については、後ほどあわせて申し述べる。

あとこちらのほうの記載にある6番である。歳入増を見込む根拠が明確になっていないというところなのだけれども、これはあくまで現段階の想定だが、総合体育館では年間120万円、5年間で600万円、多摩東公園では年間240万円、5年間では1,200万円というように歳入増の見込みを立てていて、これらは売り上げから経費を差し引いたものを収益金としてお示ししているものである。

次に陳情書にあるご指摘なのだけれども、まず入場料は3時間で徴収されていることもあり、各利用者の平均的な利用の時間は3時間から4時間であるというようにご指摘なのだが、これは、この単位というのはあくまで時間区分単位であり、正確には2時間45分ということをして1単位としている。主張されているような平均的な利用時間というのは、こちらのほうには根拠が示されていなく、陳情者の主観が大きく入っているものと考えている。アンケート調査では、2時間から3時間の利用が最も多く、約27%であった。次いで1時間から2時間の利用者が約14%ということである。市としてはこういった意見を反映し、さまざまな利用に対して配

慮した料金設定を提案している。

そして駐車場3時間100円とするというような指摘である。こちらについては平成29年度に検討した総合体育館の駐車場の料金体系案では1時間100円からのスタートでの提案であった。近隣相場から見ても妥当であるということで、事業者からも意見をいただいて提案したものである。しかし、市民の皆様からさまざまな意見を頂戴したところでアンケート調査も実施し、その意見を反映させた形で、相場からは若干低廉な価格になるが、再考して今回のご提案をさせていただいているところである。3時間100円という設定は、駐車場相場から見ても大きくかけ離れており、収入の観点から見ても大きく影響してくる。また、その根拠が多くの市民に理解されないと難しいのではないかと考える。ちなみに3時間100円という料金体系で収支にどの程度影響が出るか確認したところ、収益は出ないというところであった。

続きまして、公園のみを利用する者、スポーツ施設を利用する者、駐車場のみを利用する者で料金区分をする。ベルブ永山は1時間無料になっているというようなご指摘である。こちら公園であっても、その中のスポーツ施設であっても、基本的には施設を利用する目的で車で来て、当該駐車場を利用することに対してその料金を負担していただくものであり、スポーツ施設を利用する方に減免などの特典を与えることとは違うと捉えている。ベルブ永山は駅に近いというようなところもあり、公民館を利用しないで駐車する方と区別するためであると認識している。ベルブ永山は最初の1時間240円ということで、仮に2時間とめれば480円ということだが、施設利用者は1時間分免除になるので、2時間とめて240円ということになる。永山の場合はほかにも駅の近くにショッピングセンターの駐車場があったりということで、その駐車場料金と同額設定にしていることもその要因の1つであると考え。今回そういった意味において、ベルブ永山とはその施設特性が大きく異なり、単純に比較することはできないと考える。今回市が提案する料金体系では、2時間100円からのスタートとしており、相場からも低廉な価格であり、利用者に配慮した料金設定になっている。それをさらにというのは、なかなか難しいのではない

かと考えている。

そしてシニア料金の設定というようなところもあった。こちらについては、温水プール駐車場の利用料金については、60歳以上の利用者を対象として通常料金の半額としている。これは温水プールが総合福祉センターに併設をされ、一体的に施設運営を行っており、施設利用料金について当初からシニア料金を設定していることなど、ほかにはない特殊性を考慮して設定しているものである。公共施設としては、スポーツ施設だけでなく、公民館やコミュニティセンター、老人福祉館、地区市民ホールなどがある中で、また、さらなる高齢化率の上昇が見込まれる時代において、その施設特性、近隣市の状況、建設費、維持管理経費、減価償却なども踏まえての料金設定等が設定されている。

そして最後に施設の歳入増ということで、スポーツ選手の講演、スポーツ用品メーカー等との共催によるイベントの開催というようなところも、提案としてあった。こちらについては、指定管理者制度の導入によって、トレーニングマシンや機器の入れかえ等により利用者も増加している。また、指定管理者事業による自主事業の展開によっても収入確保を図っている。さらに指定管理者と広告導入についての委託契約も締結し、広告主が決まれば、指定管理者を通じて市に使用料収入が入ってくる仕組みを策定した。ご提案のスポーツ選手の講演やイベントの開催というのは、必ずしも収入増につながるものではないと考える。市が実施したとしても、多額の講演料であったり、イベントの委託費用、比較的大きな予算を組むことになり、それらを実施したことによって大きく収入増になるとは考えにくいということはおわかりいただけると思っている。レストランにおいては、指定管理者更新のタイミングで施設運営事業との一体的なサービス展開を図っていくため、温水プール同様の手法により、指定管理者が食堂スペースを生かした運営を行う方向で、今検討をしている。今後は広く民間活用を行っていきたいと考えているところである。

折戸委員長 市側の説明は終わった。これより本意見の陳情について、一括して質疑に入る。質疑はないか。

橋本委員 まず、1月の末から2月の初めにかけて行われた説明会のときに、市民

の皆さんへ配られた資料に関してお聞きする。

考えとしてそこで示されているのは、スポーツなどという概念ではなくて、多摩市の行財政刷新のこのプログラムによって歳入確保を図るためということが第一に掲げられているのではないかと思うのだが、その辺のことについては、きょう企画部門、どちらかという今回、今一生懸命スポーツのほうの課長がお答えになったけれども、発信地は行政管理課のほうの考え方かと受けとめたのだが、その辺についてまずお考えをお聞かせいただきたい。

小柳行政管理課長 そちら書かせていただいたものもそうだし、きょうお配りしている資料の1番のところもそうなのだけれども、今回駐車場の有料化というところでは、先日健康福祉常任委員会のほうに健康センターの駐車場についての有料化というところもご説明させていただいたところである。それら公共施設の駐車場の有料化というところの全体的な市の考え方というのを、まずご説明させていただくと考えたところであるので、そちらの表記を私、行政管理課のほうで書かせていただいたというところである。

橋本委員 ということは、行政管理課のほうとしては、あらゆる公共施設のところは、今後全部有料化を図ることが基本姿勢なのかということが1点と、それからさまざまな状況にある駐車場を画一的に有料化するのではなく、種別や立地、管理上の課題、そういうことが書かれているのだが、それは今回のお考えに具体的にはどんな差異を持って提案されているのかお答えいただきたい。

小柳行政管理課長 そちら書かせていただいているのが、まず多様化する市民ニーズに適切に対応し、持続可能な行財政運営を進めるという観点から、ハード・ソフト両面における行財政改革の取り組みとして定められているのが刷新計画となっている。その中で資産の有効活用ということで、駐車場の有料化というところにも触れられているところであるけれども、何でもかんでも有料化していくということではなくて、本日のペーパーにも書かせていただいたが、施設や、その駐車場の状況に応じた柔軟な運営によりまして、今回施設の適正な維持管理に必要な財源の確保ということだけでなく、駐車場利用者や、その駐車場自体を利用されない方にとっても有益な仕組み

となるようなものとして、駐車場の有料化というものを活用させていただきたいと思っている。

さまざまな状況にあるものを画一的に有料化するのではなくという部分についてなのだけれども、例えば今回の多摩東公園の有料化については、ご承知のとおり今年度から大規模改修工事をしており、改修後のリニューアルオープンに合わせて、2020年の4月から指定管理者制度の導入をするというところを考えているところである。改修や運営手法の見直しにより、より広くスポーツに親しむ環境の充実というものに取り組むとともに、運営者が民間の指定管理者というところを考えているので、民間活力というところではさまざまな事業展開などにより、より多くの市民の方が集い、楽しむことができる公共空間になるものというようなところで計画をしているところである。そのため、車でいらっしゃる方もいて、増加が見込まれるというところから、この改修、再オープンに合わせて駐車場の有料化というところを導入し、駐車場利用の適正性というものも改善をしていきたいと思っているところである。民間の技術なども使うことにより、例えば24時間営業というようなところも可能になるし、人がいなくてもそのコールセンターのようなものをつながることで、障害者の減免措置というようなところも可能になるというような、柔軟な運用を行っていききたいと考えているところである。

総合体育館については、多摩東もそうだけれども、温水プール等とあわせてスポーツ施設の駐車場のあり方の整合性というところから、有料化をしてまいりたいというようなことでご提案させていただいているものである。

橋本委員

確かにおっしゃっていることについては、ずっと流れとしては有料化が必要だし、有料化によって指定管理者との関係ということでもおっしゃっているのであるが、その包括的な指定管理者の導入ということは、もしも駐車場の有料化はしないで、今までのようなことだと、指定管理者との関係で問題が生じるというふうにも聞こえるのだけれども、この辺のところについてはどうなのでしょう。どちらがお答えになっても結構です。

植田スポーツ振興課長 そちらのほうに関しては、特別指定管理者のほうに何か影響が出

るというところはないと思う。ただ、今回我々が考えているのは、指定管理者制度の範囲に入れるというところで考えているので、そちらの収益等の部分については指定管理料にも影響するし、これを下げることができる。この導入に至った経過では、指定管理料は下げることができるとともに、そこで得た収益については市民サービスの向上のために修繕や備品購入事業の展開など、利用者の皆様のために使用されるものであると考えている。

橋本委員

確かに指定管理者にして、パルテノンも駐車場をタイムズとか、そういうところがやっていると、同じようなパターンがある。だからそこでたくさん車が来てたくさん料金を払ってもらえば、一定の安定した運営になれるということが説明だと思うのだが、そこで考えられるのは、先ほど陳情者の方がおっしゃったように、確かに場所があってお金になればお金にするということなのだけれども、利用されている方のことが後景に追いやられているのではないかという点については、私自身も感じるところがあるのだが、観念論になっているとあれなので、具体的なことを何点か伺いたいと思う。

総合体育館への公共交通のことなのだが、スポーツの審議会のご返事だと、歩くのは健康にいいと。一般的に歩くのは健康にいいかもしれないが、永山の四丁目や諏訪の四丁目、五丁目という奥から、さあ総合体育館までという、すごく距離もある。それでしかも公共交通で、ではバスで行きなさいといったらバスは通っていないのだけれども、直接の行き方としては。この辺のところ、総合体育館への公共交通と、それから多摩東公園は少し離れたところにバスが行っているわけだけれども、この辺のところというのは、皆さんはそれだけおっしゃるのだったら、公共交通をやはりきちんと整える責任もあわせてあるのではないかと思うが、この辺のことについては、何か今まで以上に変更や充実などは考えていらっしゃるのかどうか。

植田スポーツ振興課長 バス路線、どこから乗ってどこに帰るのかというところは、人によってさまざまあろうかと思う。そういった面で、もちろん公共交通機関に行きにくい場所というものも確かにあると認識している。こちらについ

ては、ミニバスの運行や、いろいろそのようなところも取り組みとしてやっているが、そういった中で一定程度利用が見込めるとか、そういった状況になるようだったら、改めて市の所管のほうとも協議をして、考えていく必要があると思っている。

また、いかんせんその駐車場の有料化については、駐車場を使えなくなるというようなことではないので、使っていただいて来ていただく分には相応の負担をしていただくというものであって、基本的には駐車場がなくなると、皆さん電車、バス等をご利用くださいということではないと認識している。

橋本委員 その辺のところ、歳入増の根拠というか、歳入増というのが1つ駐車場でやると、もし指定管理が包括的指定管理になってやったら、そうしたら市の何か歳入に直接そのものが、指定管理料が減るということで歳入増が効果をあらわすというような捉え方でいいのか。

植田スポーツ振興課長 基本的には、ここで得られる収益については、市が支払う指定管理料から除かせていただくということで考えている。その分、指定管理者はそこで得た収益について、利用者に対して、先ほど申し上げたとおり修繕費用や備品購入、市民サービスの提供に寄与するものと考えている。

松尾くらしと文化部長 この指定管理者制度の中では、今現在もそうであるけれども、利用料金制をとるので、基本的にそれが直接市の収入になるというものではない。ただ、そこである程度の収益が出てきた分については、一定の利用者へのサービスの向上等で還元をしていただく、もしくはその指定管理料自体を、その分の見合った分だけ減額していくというようなことは今後も考えられるのではないかとと思っている。

橋本委員 少なくとも総合体育館、それから多摩東公園というものは、やはりみんなが本当に行きやすいところだとは、誰も思っていないと思う。それで一定の距離があって、元気な高齢者といっても、30分、40分歩いて行って運動をして、また30分、40分歩いて帰るといって、そこまでの元気さは、それは若い人だっとなかなか生まれないので、これは市がおっしゃったのではなくて、スポーツの審議会のスポーツの得意な人たちがおっしゃったとしたら、かなり無理のある理屈かなと思って、一般的には確かに植

田さんがおっしゃるように、どうぞ車でいらっしゃい、車で来たら、そのかわりお金を一定払うのは当然だという理屈を言っていたらという事はわかった。市の言っていることの意味はわかる。

それでもう一つ、先ほど陳情者の方がおっしゃった中で、具体的に総合体育館のところの出入りの危険性については、私も前から思っていた。特に西側のところから入ると、大きな車などだとすれ違いにくいということで、1つ提案されている東から入って、裏を回って西から抜けていくというのは、これは構造上、直すとしたら可能なのか。有料、無料にかかわらず、改善の提案が先ほどされたかと思うのだが、これは実際にはできることなのか、できないことなのか。

植田スポーツ振興課長 総合体育館の第1、第2駐車場をつなげることはできないかというご提案だと思うが、体育館の裏側には児童広場があって、ここを駐車場にすることは、これまで私どもも検討はした。しかし、この広場をご利用いただいているお子さんや地域住民の方もいらっしゃる中では、ここをすぐに駐車場としてつなげて利用するというようなことは、今のところは難しい状況にあるということである。

橋本委員 それから、この冬の時期に行われた説明会に参加された方について、私もお話を聞いたけれども、本当に、それで市のほうとしては反対する人がほとんどだったというような、厳しいご意見というのは、つまり納得できないという人が多かった、そういう人がたくさん来たのだというような趣旨だと思うのだが、余りにも周知が不徹底だったかと思っている。これを1つのきっかけにして、実際に条例提案されるのは、多分今議会ではなくて先の議会だけれども、本当に理解を得たいと思われるのだったら、私ももう少し数名、先ほど数を出されていたが、参加した人が市の職員と同じぐらいというか、非常に少なく、これだとやはりとても徹底されているというふうは私も受けとめられないのだけれども、この辺のところについては、市としてはどのように受けとめていらっしゃるのか。

植田スポーツ振興課長 私も思ったより参加者が少ないとは感じているところである。ただ、周知についてはしっかりと、たま広報でもご案内をした。また、公式ホームページや施設への張り紙等でもご案内をしているので、私どもとし

ては、精いっぱい周知には努めたところである。

橋本委員

広くいろいろなことを聞きたいので、簡単な形で聞いていくけれども、1つはこの多摩東公園の駐車場については、24時間営業ということが市の出された資料にも書いてあるが、それは住民の要求なのかどうかということが1点と、先ほどの説明の中でも、住宅が少ないから。夜、あそこは本当にとめたい人がいるのかという疑問が出ることと、少ない駐車だと、ある意味とても危険なところである。人が常時通るところではなくて、よく消防団の方がポンプ操法ということで使っていらっしゃったりするけれども、そういうとき以外は、そんなに夜間のときに24時間営業を意図されるだけの場所なのかということにも疑問を感じるのだが、その辺はいかがなのか。

柚木公園緑地課長 多摩東公園ということで、公園のほうからご回答させていただければと思う。

まず24時間営業について、市民要望なのかということなのだけれども、市民説明会を開催させていただいたときのご提案の中では、武道館や陸上競技場、テニスコート、多摩東公園内にあるが、それも施設の開館時間前後広げた形でのご提案の話もさせていただいた。同時に24時間もあわせて検討しているという話も、説明会ではさせていただいたところである。説明会の中で、参加された中の方では、多摩東公園の近隣に住んでいる方だったけれども、ご自宅には1台分の駐車場があるが、お知り合いの方やご家族の方が帰省されたときにとめる場所がないと。やむなく路上駐車をしなければならないという状況もあって、多摩東公園のところに、例えば24時間有料で気軽にとめられるということであれば、そういった形でぜひご検討いただけないかということのご意見もあったことも事実である。

あと、確かにあそこは住居が隣接していないので、暗がりでは危ないというところの部分のお話だけれども、有料駐車場になれば、駐車場事業者のほうで当然有料機器を設置していくということになるわけだが、それに当たっては、ある程度照明や、場合によっては防犯カメラの対応はしていくということもあるし、今、多摩東公園は改修工事をさせていただいているけれども、改修工事の中では一定程度の樹木の伐採というか、整理も考

えているので、そういったところでその辺のところはケアできるのかとは考えている。

橋本委員 これは主たる、今回の陳情に係る問題ではないのだけれども、家があれば24時間やればうるさいし、排気ガスも出る。ないところに設置して、お得なのは民間のところだと一晩以上とめるということになると、マックス1,400円とか、マックス幾らなどというのがあるとしても、1台とまるだけで高い料金が収益になるということでは、24時間制というものは設置した、いわゆる指定管理者がまた委託するかもしれないけれども、そういう民間の収入になっていくということは1つのやり方として考えられることだと思うのだが、そのことについては本当に多面的に検討していただきたいということを申し上げたいと思う。

それで本論に帰るのだけれども、今、駐車場の、やはり今は体育館が中心で、多摩東公園は工事をして、ちょっとまだ見えないところがあるのだが、総合体育館へ車に乗っていらっしゃって1日どのくらいの利用があるのか、おわかりかと思うので、お答えいただきたいと思う。

植田スポーツ振興課長 1日どれぐらい駐車があるのかということところは、1日ずっとそこに張りついて台数を数えたということはちょっと不可能であるので、できていない。そのかわり、平日、土日祝日ということで、10時時点、15時時点、20時時点で、駐車台数のうちほぼほぼ満車に近い状態だった日が何日あるかというようなところは、私ども1年間かけて調べたところである。その状況においては、平日なのだけれども、10時時点、1年間を実施したところで31日間だったということで、割合としては13.3%である。多くても平日の15時時点が、第1駐車場のほうで割合として15%、土日祝日に関しては、もう少しその利用率がアップし、10時時点の第1駐車場で約27%の割合で、ほぼほぼ満車になっていた実績がある。そして15時時点では約23%が、ほぼほぼ満車になっていた割合であるということところで認識をしている。

橋本委員 1カ月10万円というのはどうやって出したのか。

植田スポーツ振興課長 これはあくまで試算ということで、実際にこのとおりになるかというところはあるとは思っただけだけれども、売り上げが、まず施設利用者約

20万人に対して、そのうちの車利用のパーセンテージや、有料化によりどれぐらいの方が利用するというようなところを換算した中で、大体の施設利用者の売り上げということで、月に83万円というようなところで見込んでいる。そして、それに対する経費ということで、工事の初期整備費用、それを5年間の償還で設定をしているので、60カ月で割った部分、それが20万円、そして機械費用なのだけれども、それが月に割った計算で20万円、運営管理費ということで、消耗品費や定期メンテナンス費、コンタクトセンター費、データ管理費、あとその駐車場の分の利益等も含めて約33万円ということで、これを合わせると経費が73万円ということになる。売り上げが83万円で経費が73万円ということなので、マイナスして10万円が収益として今見込んでいる状況である。

橋本委員

最後にするが、つまり今の考え方をもってすると、その10万円の差額が出るけれども、10万円をどう考えるかというところが、もう最後の焦点だと思う。10万円をお金として、キャッシュとして差額を生まないと、総合体育館の駐車場の運営、そして包括の指定管理者というものの今後の関係において、いろいろやりづらさも出てくるからというご判断に立って、2時間100円というものを取って1カ月10万円、1年間で120万円という数字を出されたと思うが、私はそれが、先ほど行政管理課から発信されたけれども、くらしと文化部、そして公園を管理する環境部のほうも、三者でそのようなことが、やはりこれからの駐車場に対する考えとしては必要だということを判断なさったというふうに、各部長に最後お答えしていただいて私の質疑を終わりたいと思う。

松尾くらしと文化部長

先ほど市の全体的な考え方につきましては、行政管理課の小柳課長から話があったけれども、やはり今後のこの施設の管理運営、こうしたところの持続可能なという部分のところであれば、やはり一定の利用なさる方々からは公平な税負担というようなところ、そうしたところも勘案すれば、今後公共施設は、一律ではないにしろ、駐車場等の有料化については検討していくというところが必要だろうと考えたところである。

そうした中でそれぞれの所管のところでは検討した中で、今回の有料化が著しくその施設利用を阻害するというようなものではないとも考えている

し、今後、この有料化に伴ってそれぞれの施設の利用者へのサービス等の向上、還元、こうしたところ、また指定管理者の指定管理料の一定の軽減、こうしたところへも反映できればとも考えているところである。

◇ 井環境部長 多摩東公園のほうであるが、例えば金額的なものの積算、それについてはないけれども、今回東公園の改修工事を行っている。そこでかねて議会からも要望があったけれども、この駐車場の整備を図ろうということで、尾根幹線側、武道館側、両方とも台数のほうも増設をさせていただいている。

また、今24時間の話が合ったけれども、あそこも今周辺に住宅が張りついていないというふうな話もあったが、住民の方からはやはり24時間というところの希望もされているようだし、また尾根幹線側、特に土曜、日曜の自転車の利用者の、自動車で来られてそこで乗りかえて自転車を楽しまれるというところ、そういったようなスポーツ振興というのか、そういったところも捉えていくと、やはり駐車場を一般、広く皆さんに利用していただくという環境を整えていくということは必要なのかと考えているところである。

また、今、朝と夕方、シルバー人材センターにおいて門の開閉をさせていただいている。これ24時間になると、その辺の経費的なものというのも見直しが図られるのかというところで考えているところである。

折戸委員長 ほかに質疑はないか。

岩崎委員 今、多摩東公園と総合体育館のほうだけでも、それぞれ公共交通で行くとしたら、どのような方法があって、幾らぐらいかかるという認識なのか。

場所が一定ではないけれども、例えばこの市役所でもいいのだが、そうするとあそこはバス停が近くにあるのか、そしてあるとしたら、各駅だったら行けることは行けるという認識なのか。それぞれ駅から、多摩センター駅でも、永山駅からでも、行くとしたらどのような行き方があるのか。

植田スポーツ振興課長 まず総合体育館についてだけれども、聖蹟桜ヶ丘の駅からだと多摩センター行きのバスに乗って、総合体育館入口というバス停があるので、そちらのほうで降車していただいて、歩いてすぐというところになる。そ

ちらのほうは多摩センター駅行きなので、多摩センター駅から来られる方についても、今度同様に、逆のパターンで聖蹟桜ヶ丘方面に行くバスに乗っていただいて、総合体育館入口で降車していただくという形になる。

永山駅からだとちょっと行きづらくて、通常のバス路線というよりかは少し遠回りになるが、ミニバスが走っているので、本数等は少ないのだけれども、ミニバスで総合体育館の目の前にバス停があるので、そちらのほうを利用していただくというような形になろうかと思う。あとは多摩センター駅に出ていただいて、そこから通常のバス路線で総合体育館入口で降車していただくというようなルートが考えられるかと思う。

柚木公園緑地課長 経路等については、最寄りに陸上競技場入口だったか、バス停があるが、ちょっとどういった形で、バス停が近くにあるというのは承知はしているけれども、バスで来ると諏訪四丁目からも歩いてこられる。多摩東公園まで、具体的には、連絡をちょっと……。

植田スポーツ振興課長 実際には多摩東公園というバス停があるのだけれども、そこはほとんど1時間に1本程度しか。ちょっと1日に数本というところで、なかなかその利用がないような状況である。

その多摩東公園を囲むような形で陸上競技場入口というバス停と諏訪四丁目という入り口があるので、そちらのほうからおりていただいて、多少歩いて該当施設のほうには来ていただくというような形になろうかと思う。

岩崎委員 そうなると、市の認識としては車で行かれる方がほぼほぼ多いという、車でないとなかなかちょっと難しいというか、あとは自転車か、バイクという形のところで、皆さんはそこを利用しているという認識、遠い方はそういう形だという認識なのか。

植田スポーツ振興課長 一定程度総合体育館の駐車場の有料化のアンケートで、何で来ているのかというような問いもあった。その中では、やはり車で来ている方というのは多いというところで認識しているところである。

折戸委員長 ほかに質疑はないか。

渡辺委員 今、公共交通のバスの利便性ということだったのだけれども、前に私も議会で取り上げさせていただいて、特に多摩東公園はなかなかバスの便がよくないということで、陸上競技場側にはまずバス停がないということも

あって、あとは一応先ほどもお話があったように、多摩東公園、あそこのバス停はほとんど、1日1本なくて、土日に各時間に1本ずつというようなのがあって、それからもう1個は聖ヶ丘の四丁目だったか、あそこに陸上競技場入口という、どうしてここに陸上競技場入口があるのかなというのと、あとは諏訪四丁目、団地の中ということで、非常に便が悪いかなということをご指摘をさせていただいた。改修を今やっているということで、バスの利便性がこれからどうなるかはわからないけれども、そこは課題が残っている部分かと思うので、引き続き検討していただきたいと思っている。

それから、先ほど出たスポーツサイクリストがあそこを結構使うということで、あそこで自転車をおろして、そのまま車を置いてというパターンがあるんだと思うのだけれども、これはどうなのか。市側はそういうことをしっかり認識した上で、例えば台数がこのぐらいあったとか、そういうことは数えてはいないのか。

柚木公園緑地課長 今、スポーツサイクリストの方がどのくらい車を駐車しているかという部分のデータについては、特にとっていないということが現状なので、あくまでも印象的な部分というところの状況である。

渡辺委員 私も以前議会で質問するに当たって、あそこを視察に行った。おそらくあれは日中、土日どちらかだと思ったのだけれども、そのときはもう運動施設はテニスコートだけの利用者がいて、武道館のほうは武道館で何かやっていたかもしれないが、陸上競技場のあたりは何もやっていない状態だったのだけれども、東公園陸上競技場側の駐車場は、テニスコートを利用しての方の台数ではなく、やはりかなりの台数があそこにとまっていたという印象がある。そうすると、例えば近隣のよこやまの道に行かれる方もいらっしゃるだろうし、あとはやはりさっき言ったスポーツサイクリストがあそこへとめているんじゃないかとは思っているの、あそこを有料にして24時間ということもある程度は考えられるのかなとは思っている。これから改修に当たって台数を少しふやしていくということも聞いているのだが、もう1回確認したいのだけれども、どのぐらい台数がふえるかということをお願いしたい。

柚木公園緑地課長 今、多摩東公園、第1、第2というのがあって、改修工事をしているような状況である。尾根幹線側、その駐車場につきましては植栽升が現行あったけれども、その植栽升の部分を潰して、新たに駐車場の台数を入れるという形で考えている。

武道館につきましては、武道館側の駐車場については既存の駐車場スペースプラスアルファで、陸上競技場のエントランスに上がるようなところのわきに駐車場をふやすという形で、今計画をしているところである。具体的な台数というところだが、今現行が2カ所合わせて117台駐車スペースがあるが、117台から132台への増車で計画をしているところである。

渡辺委員 わかった。

そうすると、やはり多摩東公園の利用形態と、また総合体育館の利用形態というのはちょっと色合いが違ふと私は思うのである。皆さんもそういう認識かと思うのだが、だから多摩東公園に関してはさまざまな方が使われる要素がある。これからまた尾根幹線の拡幅工事が始まれば、もっとあそこの交通量がふえてくるし、多摩東公園が結構注目を浴びる点でもあるのかと思っている。そういった意味では、多摩東公園に関しては有料化、24時間というのは適切な判断なのかと私も思っているところなのだが、もう1点。先ほどの陳情者がおっしゃっていた、入り口がなかなかわからないという部分があったと思う。多摩東公園の誘導というか、看板がないとか、そういうことがあったと思う。これ私も議会で取り上げて、何もないうということでは非常にわかりづらいという部分もある。この改修によって、それができるのかできないのか、教えていただきたい。

柚木公園緑地課長 特に入り口がわかりづらいというのは、武道館側の駐車場のご指摘だったかと認識している。剣橋だったか、稲城のほうからずっと馬引沢のほうにかかっていく橋梁、剣橋があるが、そのところに駐車場入り口というところの表記を今回の改修工事に合わせて計画をして、よりわかりやすいような形で案内、サイン計画というのは今検討している状態である。

渡辺委員 わかった。ということは、尾根幹線沿いの多摩東公園側というか、陸上競技場側は特にいじらないということではよろしいか。

柚木公園緑地課長 尾根幹線側であるが、現行尾根幹線を稲城市方面からずっと八王子方面へ向けて入るときには、ずっと右側に一方通行の、曲がって駐車場のほうに入るかと思う。今回改修工事に当たり、有料化の関係もあるけれども、車両の入り口部分を、今一方通行で入って出るとい形になっているかと思うが、そうではなくて現行の出口になっている部分、稲城市寄りというのか、そちらから入出庫をするという形で今検討している。それはなぜかと申し上げると、有料化をして駐車場面積が500平米以上になると、駐車場法の適用があり、路外駐車場の届出等が必要になる。そういった中で、警察も事前の協議の中では交差点付近に入り口を設けてはならないというところのご指導もあり、入り口をずらさなければならないというところがある。ただ、一方そうしたときに安全性はどうなのかというところの議論がある。現行駐車場と駐車場の車路の幅を現行5メートルであるのだが、それを今回の改修工事に合わせて相互通行できるように、5.7メートルまで拡幅して、安全性の確保をした上でそういった対応や、また入り口部分も開口部を広げて安全に入れるようなところも検討しているというような状況である。

渡辺委員

何となくわかったのだけれども、やはり尾根幹線側から入っていく駐車場も、少し私はわかりづらかったと思う。だから、今回入り口も変わるということであれば、そこはしっかり何かしらの誘導できる看板なり何なりをはっきりさせたほうがいいのではないかと思うし、また入り口が変わったことで、間違えて前の出口のほうから入ってくるという可能性もあるだろうから、そこはしっかりやっていただきたいという部分がある。それはそれでよい。

もう一つちょっと聞きたいのが、先ほど出た総合体育館のレストランの件である。これ民間をいろいろな形で導入をして、指定管理者等いろいろな形でリニューアルというのか、レストランもいろいろな形でもっと多くの方に使っていただけるようにという形をとっていきたいというような趣旨のお話だったと思うが、これ、例えばレストランだけを使いたい人がお昼を食べに来る。ランチなどを食べに来るときに、現行の今の市の提案だと30分無料ということで、ただ、ではランチしに来た人が30分無料だ

からといって30分以内で食べるとか、そのようなことも考えられてしまう。だから、レストランを利用する方の特典のような、割引制度のようなものは、現在もし有料化になった場合にはどう考えていらっしゃるのか。

植田スポーツ振興課長 30分無料という設定は、あくまで誤入庫ですとか、送迎のための時間と見込んでいる。レストラン利用者に対しての減免などというところでは、温水プールのほうにもレストランがあるが、そちらのほうを利用していただいた方にも、そういった制度は特に今設けていないというような状態でもある。したがって、今、市として考えている中では、そういったところも特典というのは考えていない状況ではあるが、指定管理者制度の範囲に入ることでもあるので、我々が設定するのは上限額ということにもなり、場合によってその指定管理者の裁量で、市との協議になるけれども、何か工夫というのは考えられる可能性はゼロではないと考えている。

渡辺委員 あくまでも市側としては30分は無料、そのレストランを使う、使わないは別としてということである。指定管理者とその民間のノウハウを生かしながら、指定管理者がそういうチケットを出すなりということは考えられるということによろしいか。

植田スポーツ振興課長 そのとおりである。

渡辺委員 結構である。

折戸委員長 ほかに質疑はないか。

岩永委員 私、今回いろいろ調べていて思ったことは、総合体育館や武道館は、予約の1つの単位が2時間45分ということになっている。2時間45分という、その単位の中で、例えばこの陳情者の方がおっしゃっているように、ヨガ教室をやったり、いろいろなことをやられているはずである。そこをベースにしながら、では、そこを利用するに当たって、いろいろな交通手段で来られる方はいらっしゃるのだけれども、車で来られる方にどのように対応するのかということを考えるべきではないか。基本考えるのは、やはり1つの単位が2時間45分であり、そこの中で提供されているプログラムも基本2時間45分であるというところから考えて、どうするのかということだと思っているのがまず1つである。なので、今回なぜ2時間単

位にしたのかということをもっと伺いたいと思う。

ただ、多摩東公園の中にあるテニス場などは、多分2時間単位になっているので、公園のほうが2時間単位にしますなどということであれば、それは、ああ、そういうことなのかということで、予約の単位と合致するのでわかるのだが、なぜ総合体育館や武道館も1つの単位が2時間45分という予約にもかかわらず、2時間というふうに決めたのかと、その理由についてお伺いしたい。

植田スポーツ振興課長 当初はいろいろな使われ方をするということもあり、1時間100円からの設定というふうにしていました。しかしながら、さまざまなご意見をいただいた中でアンケート調査を行ったところである。アンケート調査の中では、確かに区分としては2時間45分というのを1つの単位としてはいるけれども、実際の利用時間を問うところ、それが2時間から3時間未満の利用が大半で約27%、その次に1時間から2時間までの利用というところが約14%というような数値が出ている。そういった中で、一定程度、2時間までの利用をされる方もいらっしゃるというようなところもあって、最初の設定を2時間までにしたというようなところである。それ以降については、もちろん利用の中で3時間を超える人もいるだろうし、大会などで来た方については、利用区分等は、カウントは関係なく、1試合に大会等で使うので、4時間、5時間というふうに試合時間が長引いたり、複数試合する方にとってはそこに近い方もいるので、そこは一律にということではなく、1時間単位でとめた料金の分だけご負担をいただくというような形で設定をしたものである。

岩永委員 これアンケートをおとりになって、見たところ2時間から3時間未満の人が26.9%と。当たり前である。だって2時間45分という単位があるわけだから、そのことを思うと、やはり基本、例えば3時間枠ということの考え方をもちながら、ではどうするのかというふうに考えるのではないかと普通に思う。こちらが提供しているのが、例えば何というか、1時間枠からとか、2時間枠とかということじゃなくて、その区分でとるときには、1つの単位が2時間45分で、その中で教室とかがやられているわけではないか。ヨガ教室なり何なりって。2時間45分で、きっと。2時

間単位なのか、その中でやっているのは。区分は2時間45分でとるけれども、その中では実質2時間ぐらいのことしかやられていないのか。その実態がどうなっているのかと思うのである。だから、2時間以上3時間未満というところの中の人が一番多いわけだ。26.9%と。私はこれを見て、そうやって平均的な滞在時間は2時間から3時間未満だというふうに書いてあって、そのことは、例えばこの陳情者がおっしゃっているように、大体使用する時間はその単位に合わせて3時間から4時間ぐらいですよというところと重なる部分が少しあるのかと思ったりするのだけれども、その辺どのように考えて、この単位をピシッと2時間と決めたのかというところの根拠が、私にはよくわからなかったので、もう少しわかりやすいように説明してもらいたいと思う。

植田スポーツ振興課長 区分としては、もちろん2時間45分という区分になっているけれども、その間の中で利用者が一体どのくらいその中で利用するのかというのは、これはまた別の問題だと考えている。そういった意味では、先ほども申し上げたとおり、アンケートの結果にあるとおり、3時間までの利用というのが一番多い状況であるが、次いで2時間までの利用というものが多いわけである。そこを最初の時間で3時間というような設定をしまうと、ある意味2時間まで利用する方にとっても、3時間分料金を払わなければいけないというようなことも発生してしまうところがある。そういった意味で、ある程度2時間未満で利用される方にとっても、ご負担なく料金を支払っていただけるように、最初の2時間というところを設定して、以降は1時間ごとに料金を設定し、それぞれ利用していただいた分だけの料金をお支払いしていただくというところで考えている。

また、トレーニングルームなどは、基本的には1回の利用3時間というような設定をしている。3時間の中で、もちろん3時間目いっぱいやる方もいらっしゃるだろうし、1時間程度で終わりにして上がる方もいらっしゃるという部分もあるので、いろいろな、さまざまな利用をする方にとっても、料金形態を配慮して今設定をして、ご提案をしているところである。

岩永委員 そうであるならば、1時間にすればいいではないか。なぜ2時間なのかと聞いているのである。いろいろな形態の人がいるというふうにおっしゃ

るのであれば、1時間からにしたほうが良いと思う。何でそこが2時間となるのかというのがよくわからない、そうしたら、いろいろなのだったら、それこそいろいろな人にもっと合わせていただきたい。それでもっと小単位にしたらいいではないか。それはなぜ2時間なのかと。私は、トレーニングルームでも何でも、皆さん3時間までできる。その中で2時間の人もいれば、それは別に自由である。

温水プールなども一緒である。温水プールなども、例えば夏の時間何時間までと決めていたら、その中には早く帰る人もいれば遅く帰る人もいるけれども、でもその人たちが、例えばプールですから、水着のまま来て帰るというわけにもいかないだろうから、着がえたりするとかという準備の時間も含めた中で、余裕を持って行動できる時間をとるから、最大4時間までというふうな設定になっていると私は理解している。そういう考え方でいくと、どうなのだろう。例えば3時間までできるかもしれないけれども、30分だけで帰る人もいると思うし、1時間で帰る人もいるし、2時間で帰る人もいるし、でも皆さんがもともと提供している区分が3時間ですよというところとの考え方の整合性が、どのように整理をされているのかと。今のそのご説明だけだと、もともと2時間45分だという考え方と、今回のこの提示の考え方との整合性が、私は何か感じられない。

テニス場はよい。テニスは2時間だから。それでも私はやはり、2時間皆目いっぱい利用したいと思っていると思う。借りるわけだから、テニスコートを2時間ぎりぎりまで。準備とか、そういうときは前乗りしたり、準備するときにあたりもするかもしれないし、あと片づけも、ぎりぎりまでやって片づけが済むと急いでということもある。でも、ただ単に、正味スポーツをするということだけではなくて、やはりその前後で、ちょっと早く集まって打ち合わせをしようとか何だとかって、そういう少しの余裕の時間があつたことが、のり代みたいな余裕の時間があつて、借りているのはその2時間かもしれない。でも、その前後の時間が、私はただスポーツをやっている、競技をしているだけの時間ではなくて、多摩市がスポーツを通じてコミュニティーをつくっていくなどというところに、すごく役立てたと思うわけだ。ただ単にスポーツする時間だけじゃなくて、そ

の終わった時間にちょっとおしゃべりをするなどということも含めてという意味である。

そういうことを考えると、いや、いろいろな形態に合わせたいのだから、もっと細かくしていただきたい。だって3時間で、お金を払っているかもしれないけれども、三、四十分やって帰る人もいるかもしれないし、3時間ずっとスポーツやっていない人もいるかもしれない。そんなのは当たり前だ。だから言っていることと、今自分たちがエリアとして提供している時間は2時間45分である。そのことをどう考えて、今回の駐車料金との整合性を考えているのかというところに対しては、とても私は明確なご説明をいただいたと思えない。だからもう1回ご説明いただきたいと思う。

植田スポーツ振興課長 繰り返しになるが、2時間45分というのは一定の利用区分であり、その中で2時間程度利用する人もいらっしゃるし、目いっぱい利用される方もいらっしゃるということの中で、アンケート調査をした結果、それを反映して今回の料金設定というものをしている。細かく設定しようということであれば、以前ここで申し上げたとおり、1時間100円という形で私ども最初申し上げたけれども、それだとなかなか厳しい意見もあって、同意には至らなかったというか、再考する必要があるということで、私どもとしても再考して、今回のご提案をさせていただいたところである。

委員のおっしゃるとおり、最初の設定を、では3時間というふうにしようとなった場合は、3時間からのスタートになると、3時間も200円というような形で、この料金設定からすると200円から取るということにもなるので、そういったところが実際にいろいろな利用をされている方々から受け入れられるかどうかというようなところも、ちょっと考えていく必要があるのかとは思っている。

岩永委員 考えていく必要があるのかなというふうなことだけれども、まだこれが今提案されているわけではないから、やはりそこはきちんと考え方をもう1回整理をしていただきたいと私は思う。やはり自分たち自身が2時間45分の中でご自由に使いなさいということだけれども、やはり2時間45分目いっぱい使いたいと思う人、いるわけです。だってお金を払って

いるわけだから。だったら、その人が車でいったときにどうなのかということを考えて説明すれば、あと金額をどう設定するかということもあるかもしれない。でも、基本的な考え方としてどう持つのかというところの整理が、やはりもうちょっとしていく必要があるんじゃないかと私は思う、聞いていて。思ったということである。

それからもう一つなのだけれども、総合体育館の駐車場に関するアンケートのほうは近隣の自治会とか、無作為抽出の方にもアンケートを行っているかと思うのだが、多摩東公園でとられたアンケートというのは、窓口とホームページでしかアンケートをとられていないのだけれども、なぜそうなのか。何というか、聞く内容については、多少違うとはいえ、駐車場のことについてお聞きしているはずなのに、なぜ総合体育館の駐車場のほうは、自治会とか、あと無作為抽出でアンケートをとったのに、多摩東公園のほうはそういう対応はされなかったのか。理由があったらご説明いただきたい。

私がもし認識が違ったらごめんなさい。多摩東公園のほうも近隣自治会や、無作為抽出でアンケートしましたというのだったらそうなのだが、私がちょっと見つけた資料というか、アンケートのこの資料の中では、窓口とホームページでしかとっていないということを書いてあったので、もしそうであったら、アンケートをする対象がちょっと違うから、その理由がなぜそういうことなのかということについて伺いたい。

柚木公園緑地課長 今委員がおっしゃられたのは、平成29年8月から9月にかけてやられた部分のお話かと思う。ご指摘のとおり、対象は各種窓口、プラス電子申請による公式ホームページのアンケートという内容になっている。こちらの駐車場の有料化のところの設問もあるが、多摩東公園の改修を控えていたということもあり、むしろ改修の部分の着眼点でアンケートをさせていただいたということで、先ほどの総合体育館は自治会などをやったのかというところがあったけれども、ちょっと趣旨といますか、着眼点が多少違うというところで、平成29年8月にやったものは自治会にはしていないという状況である。

岩永委員 なぜ聞いたのかということ、そのやり方というのがこれからもスタンダー

ドになっていくのかなと思ったところがあって、例えば今回は改修するタイミングで有料化をしましょうということだが、ではほかの駐車場、公園の駐車場があるけれども、そういうものも基本的には有料化をするという方針でこれから動いていくと私は理解しているのだが、そういった場合、アンケートをとられるときというのはどのようになさるのかと思った興味もあるので、例えば一本杉とか、ほかにもスポーツ施設がある。その周りには、私は自治会があるのかとか思ったりもしたものだから、そういうところについてはどうなのかということも含めて、ちょっとお答えをいただきたいと思う。

柚木公園緑地課長 公園を有料化していくのかということだが、公共施設全体の有料化を考えていくことは、画一的にはやっていきませんよという話で、施設の改修のタイミングや、また運営手法を見直すときにやっていきますよというところであったかと思う。

今後、一本杉と具体的なお話があったけれども、1つのタイミングでは公園施設長寿命化計画に基づいて公園の改修年次を決めているが、そのタイミングで、じゃあ一本杉公園もどうしていくのかというのは検討する、有料化についてする、しないも含めて検討していく形になろうかと思う。今回やったものがスタンダードになって進めていくのかというところではなくて、その公園の特性などでも違ってくるかと思うので、そこはその時々状況によって、市民の方のご意見などといったものは聞いていきたいと感じている。

岩永委員 私は、実はそこは少し切り分けて考えてほしいと思っていて、同じアンケートでやるとすごく効率がいいということもあるのだけれども、施設の改修の中身について意見を聞くのは、一番利用者の人に聞かなければわからないと思う。そうだろう。利用者の人に聞かなければわからない。何か全然無作為抽出で、利用していない人に送っても意味がないから。ただ、有料化という問題は、まさに利用している人もいれば利用していない人もいるところの中で声を聞くわけである、声を。なので、そのことが1つのアンケートの中になってしまって、今おっしゃったみたいに、施設の利用者にまず改修のところ聞くことだということなのだけれども、でもそこ

の中に有料化のことが載ってしまっているのだが、有料化の問題というのはどのような考え方のもとで自分たちが理論をつくってきているのかということを見ると、それは利用者だけではなくて、利用していない人もいるということのもとに意見を聞くことなので、それを同じアンケートの中で、別に聞いたっていいのだけれども、どう聞いていくかというところで、だから私は総合体育館の駐車場のアンケートというのは、無作為抽出などでも意見を聞いているんだらうと理解をしているから、ちょっとアンケートのとり方のようなところでは、そういったところに課題があるのではないかと私は今回のこの2つを見比べながら感じたのだが、そのことについては、ちょっと行政管理課のほうにはどのようにこのアンケートを見て思われるかということについて、ご意見を伺っておきたいと思う。

小柳行政管理課長 そのアンケートのとり方というところについては、次の、何というのか、駐車場の有料化のところというのは現在決まっているところではないけれども、ちょっと話は外れてしまうが、公共施設の使用料というところについては、無作為抽出で1,000名の方にアンケートをとっているというところがある。それは駐車場というところによるものではなくて、公共施設の使用料全般について聞いてるわけなのだけれども、今後、その駐車場の有料化するに当たってのアンケートをとるという場合については、今委員からお話があったとおり、使っている方、使っていない方も含めてというところの視点も大切かと思うので、範囲ややり方については、十分な検討の上でやらせていただければと思う。

岩永委員 多分その視点って結構大事ななと私は思いながら、今回駐車場の有料化というのは利用者だけではなく方々にも利用していただけるようにということも含めての有料化で、そういう意味でちょっと資産活用という言い方がどうか、悪いかわからないけれども、持っている駐車場をもう少し有効に活用して、少し歳入の足しにしていきたいと思いますという考え方だと思っているので、それをどのようにアンケートの中で市民に聞いていくのかということについては、少し技術が要するというか、工夫が要ったのではないかと思ったということである。

ただ、いずれにしても、そうであっても、やはり2時間45分という区

分で提供されているということがあるというところについては、行政管理課のほうは、今このやりとりを聞きながら、何か感じたことがあったらお話を伺いたいと思う。

小柳行政管理課長 確かに利用枠で2時間45分というところもあろうかと設定しているところもあるけれども、先ほど植田課長からもお話しさせていただいたとおり、1時間で帰る方もいれば、2時間で帰る方もいらっしゃるというふうなところが、アンケートの結果把握できた。一方で今回お示しさせていただいている料金案というものの根拠となっているところというのは、もうスポーツ施設の中で駐車場を有料化しているアクアブルー多摩がある。こちらについては、最初の設定が4時間300円となっている。同じ陸上競技場や総合体育館も4時間まで300円というようにしてしまうと、1時間や2時間で帰ってしまう方もいると、先ほど植田課長からもお話しさせていただいたけれども、では、そのアクアブルー多摩の場合は4時間までが300円で、以降は1時間ごと100円となっている。それをさかのぼるような形でやっていったときに、最初の2時間が100円、次3時間までだと200円、4時間までだと300円ということで、アクアブルー多摩と同じになるというところでご提案させていただいているものなので、スポーツ施設の駐車場というところでは均衡がとれているというところでご提案をさせていただいていると感じているところである。

岩永委員 では、あともう一つなのだけれども、この皆さんは、例えば公園の駐車場、公園を利用する人がいて、でも公園の中のスポーツ施設を利用する人がいてというところあたりについても少し課題をご指摘されているような気がするのだが、周辺の自治体というのは、そのあたりのことについて、例えば公園の中にあるスポーツ施設を利用するというようになった場合の駐車場の料金の対応がどうなっているのかということについて、改めてご説明いただきたいと思う。

植田スポーツ振興課長 正確にその他市の状況がどのような状況であるのか、その体育施設が公園の中にそもそもあるのかないのか、あるところによってはどうなのかということまで、詳しく把握しているわけではないけれども、例えば日野市のふれあいホールという、間隔的に広がった陸上競技場と体育館

がある施設があるが、こちらのほうは特に何を利用したから免除とか、一般の利用者とは値段が違うなどというところはなかった。八王子市の富士森体育館は富士森公園という大きな公園の中にあるけれども、あそこはそもそも無料なので、ちょっとそこは比較しがたいかと思っている。それから稲城市の総合体育館は、正確な資料を持ち合わせていないのだけれども、たしか利用した方にとっては少し減免というような形があったかと。記憶ではあるというところである。町田市の場合は総合体育館があるけれども、こちらは利用したから何か減免とかというところはないという状況で、今私どもとしては把握しているところである。

小柳行政管理課長 稲城市の公園の場合ということだけれども、公園を利用される方の場合で、1時間以上2時間の場合が200円、2時間を超えると1時間ごとに100円が加算されていくというところなのだが、委員からご質問のあった運動施設を使われた方が2時間を超えて3時間利用の場合には100円減るということになるので、300円から100円減る、3時間までで200円になるというような形で、多摩市の今回のご提案と同じような形の金額になるというところである。

岩永委員 何か金額だけ見てどうこう言うわけではなくて、そもそもの考え方とところを私は知りたいのだ。要するに、まず公園の駐車場をどうするかというのがあって、その次に、その中にある施設を利用する人に対してどうするかという、そういうきちんとした理屈の整理がされているのかどうかというのが、私が一番注目をしているというか、大切にしたい考え方の点なのだ。それがないと、また一つ一つのケース、じゃあこの公園はどうするの。例えば利用実態に合わせますよなんていうことになってくると、さっき言っていた一本杉の利用実態や、諏訪北公園の利用実態、全部変わってしまうと思うのである。

そうではなくて、基本的にまず公園の駐車場はこういうものの考え方で有料化をしていくならしましよう。で、例えばその中にあるスポーツ施設を利用する人には、どういう考え方をしましようということの整理ができているとすごくわかりやすいと思うのだけれども、何か今回出されてきたものというのは、そのあたりの考え方の整理というものがされている

一方、今回の資料に出てくるスポーツの審議会などでは、自転車を使えとか、歩いてくればよいと言うけれども、今、総合体育館をお使いの方はそこまで体力はないが、運動して積極的に体力をつけたいという方が多く、ましてや先ほどのやりとりの中でもわかったように、永山方面など直接のバス網もなく、車を使って体育館や、また多摩東公園にもテニス、そして運動に行くこと、そうしたときに車を使うことは仕方がないという範疇に入ってくるかと思う。

今回のきっかけになっている行政改革における歳入確保が目的の1つであるが、先ほどのお話を通しても、総額、総合体育館においては年間120万円、市民の健康促進を考えたときに駐車場に対して一定の整備をしたりすることは必要だが、今有料化を導入していかないと財政再建や、また歳入確保がどうしてもやらなければならないものとは判断できない。結局包括的指定管理を進める上で駐車場の有料化を行い、今後駐車場管理者に委託することがやはり便利である、こうしたことも今回の有料化への判断のきっかけになっている。

条例提案は6月を考えているというスケジュールの様子になっているが、今回の陳情を通して有料化というのは、ただそこを使う人がお金を出すから反対だというものではなく、多摩市の進めるメーンの政策になっているスマートウェルネスシティ、体を自分たちも鍛えて、そしてなるべく病気になることは避けたい、こうした気持ちを考えたときに、このような有料化を行うのではなく、もっと気持ちよく体育施設を使えるようにしていく、そのことに力を割くことこそ重要ではないかと思う。

また、最後になるが、レストランのことについても陳情者は提案をされているけれども、私たち6人の子ども教育常任委員のメンバーも、議会報告会のご指摘があったその後に、レストランに行って自分たちで確かめたが、余り利用者の方に、本当にお勧めできるという形にはなっていないということを強く感じたところである。これは駐車場の問題とは別に、やはり市民の健康、そしてレストランがあつてよかったという声が出てくるようになるように、ぜひ今後の指定管理等の中で十分反映させていただきたいということを最後に申し述べ、私はこの陳情に対する採択の立場の討論

とする。

折戸委員長

ほかに討論はないか。

岩崎委員

3 1 陳情第 3 号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情
に対して、不採択の立場で意見討論させていただく。

市側にはもっと考えていく部分はあると思うが、陳情者の抱えていることは、不便な場所であることから、一定の理解はできる。ただ、総合体育館であれ、多摩東公園であれ、市民がどのような目的で利用するかは、つまり陳情者が述べるところの本来の目的のみの方の利用というのは、いささか判断が難しいかと思う。何を指すのかは、もう少し公共の福祉として考えるべきではないかとも思っている。スポーツが仮にできなかつたとしても、障がいのある方がそちらを見たり、あるいは観戦したり、散歩したりということも考えられる。その方が駐車場を利用しても、決しておかしくないとも思っている。

また、確かに多摩市は起伏が多く、目的の場所に行くのに車を使う必要性もあるけれども、一般開放するという立場で考えるならば、それ相当の駐車場台数の確保ということも理解はできるが、なかなかその部分も、税を投入する中で難しいということも言えると思われる。

今、市が掲げた駐車場料金に関しては、不便ながらもバスなどの公共交通を乗り継いで現地に行く金額と比較しても、さほど高額過ぎる設定ではないと言える。また、シニア料金ということも、駐車場に関してはそこに車で乗ってきたということに関して、年齢ということは余り関係ないかとも思っている。ただし、その総合体育館にあるレストランに関しては、私たちが、今橋本委員がおっしゃったように、そちらで食事をしたけれども、やはり場所が大変よい場所であるということで、なかなか活用してはいない現実を見た。そういう意味では、今後とも活性化は市は頑張っていたらと思う。

以上をもちまして不採択の立場で意見・討論とする。

折戸委員長

ほかに意見・討論はないか。

岩永委員

3 1 陳情第 3 号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情
について、改革みらいを代表して討論する。

私たちの会派では、基本的に公共施設に対して受益者負担という考え方を取り入れるのは、もう時代としてもやむを得ないだろうと思っているので、有料化全面反対という、この陳情については不採択というようなことで意見を申し上げたいと思う。

折戸委員長 ほかに意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、採択すべきもの1名、不採択すべきもの2名である。

よって、これより31陳情第3号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情について、挙手により採決する。

本件は、採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

折戸委員長 挙手少数である。よって、本件は不採択とすべきものと決した。

これより、31陳情第4号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情についての討論に入る。討論はないか。

橋本委員 31陳情第4号については、私は今の第3号への、これは不採択になったが、その結果も受けて、改めて趣旨採択の立場をとりたいと思う。ただ、先ほど陳情者からのお話の中では、願意は反対に採択をしていただきたい。けれども、もしそれがかなわない場合はということで何点か出されている。ただ、この何点かについて、一つ一つについてこれでよしというところまで、私は採択の立場はとれないけれども、6月の条例提案に至るところまでには、この利用者の方の切実な思いと、また工夫することによって新たな歳入が見込めたり、工夫もできるということを積極的に提案されているので、それを十分活用していただくように申し上げて、趣旨採択とする。

折戸委員長 ほかに討論はないか。

松田委員 自民党を代表して、本陳情に対して討論する。時間の、この利用区分だとか、あと利用者のこの1時間無料の特典、またレストランの活性化に関しては議論の余地も少しこの説明のうちというのがあるのかなとも考える。陳情者の趣旨も理解できる場所である。しかしながら、具体的な部分で

この金額や優遇の特典、シニア料金の設定など、これはあくまで文面で審査しなければいけないところもあるので、そのまま受けるのは難しいのかと考える。だが、利用区分と特典などについては今後また検討の余地もあるのかと思うので、それを要望して、不採択としての立場からの討論とさせていただきます。

折戸委員長 ほかに討論はないか。

岩永委員 では、31陳情第4号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情について、改革みらいを代表して趣旨採択の立場で意見・討論する。

さきのお二人からの意見にもあったように、今回の陳情で幾つか提案されている事項全てについて採択という立場がとれないので、趣旨採択という形になったけれども、先ほど質疑の中でも意見を述べさせていただいたが、やはり利用区分の問題、公園の利用者、あるいは公園の中でさらにスポーツ施設を利用する人に対する考え方をどうするのかを含めて、まだもう少ししっかりと考え方の整理をしなければいけない部分があるのではないかと考えている。

また、今回レストランの話もあったが、それについても、もしかすると歳入の確保というのであれば、そちらも並行してきちんと整理をするべきではないかと考えている。

それから、先ほどプールについては、4時間まで300円というようなお話もあって、基本単位がそうなっているというようなところだったけれども、場合によってはスポーツ施設を利用する人たち全般という整理の中で、この利用区分の時間の単位の見直しということも視野に入れて考えたほうがわかりやすくなるのではないかという気もしたので、全体的にもう一度この駐車場の有料化問題については考え方を整理し直してほしいということを要望して、趣旨採択としたいと思う。

折戸委員長 ほかに討論はないか。

岩崎委員 31陳情第4号 総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情に関して、生活者ネット・社民の会としては、不採択の立場で意見・討論させていただきます。

陳情者のおっしゃることは、一つ一つ一生懸命考えていらして、さすが

に細かいところまで理解されていると感心した。そしてこのような陳情を見るにつけても、駐車場の問題というのは大変悩ましい問題だということは一定理解した。しかしながら金額に関しては、やはりこれから先、市がもう一度見直すということも要望はしたいところだけれども、このとおりにすることが果たして一番いい状況なのかというところは理解できないということもある。そういう意味では、陳情者の書いていらっしゃるレストランの活性化というのは大変重要であったり、あるいはイベントを開催するなど大変重要だと思っている。ただし、この陳情にそのとおりになるということ、あるいはこれではいけないというところは、まだはっきり、これから先の市側の対応にもよるけれども、今の段階では生活者ネット・社民の会を代表して、不採択とさせていただきます。

折戸委員長 ほかに討論はないか。

渡辺委員 3 1 陳情第 4 号について、公明党を代表して趣旨採択の立場で討論をさせていただきます。

市側の説明が施設の立地条件等に応じた柔軟な運営とある。先ほどの質疑でも申し上げたが、総合体育館と多摩東公園の利用目的や利用体系、それから利用者の種別も大きく異なっているわけである。料金体系をこの 2 つの施設を一体化するということは、この利用目的や利用体系を考えると、少し違うのではないかとと思っている。多摩東公園の 2 4 時間運営や運営時間に関しては縷々納得する部分はあるが、料金体系がまたこれからひとつ、いろいろな形で練り直す必要があると思うので、趣旨採択とさせていただきます。

折戸委員長 ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が 3 名、不採択すべきものという意見が 2 名である。

趣旨採択すべきものという意見が過半数に達している。よって、本件は趣旨採択すべきものと決した。

暫時休憩する。再開は 3 時 2 0 分とする。

午後 2 時 5 9 分 休憩

午後 3 時 2 0 分 再開

折戸委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第4、第30号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより説明を求める。

芳野子ども青少年部長 ただいま案件となっております第30号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については、前回の平成30年第4回定例会子ども教育常任委員会協議会において説明させていただいた内容と以降変わりなく、本条例において規定していた社会福祉法人が運営する認可保育園の創設及び改築等に対する補助金については、これまで安心こども基金による東京都の保育所緊急整備事業とされてきたところであるが、それが平成29年度をもって終了し、国の保育所等整備交付金の活用になったため、本条例において関連条文の改正を実施するものである。

条文自体は参考資料、平成31年第1回多摩市定例会提出一部改正条例新旧対照表37ページに記載したとおりで、本条例第3条に規定している別表の一部を改正するものです。

よろしくご審議いただくようお願いする。

折戸委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 1点だけ。これによって受ける側のお金の8分の7を乗じて云々というところがあるが、実際に来るお金について特に変化はあるのかなのか、その点をお聞かせください。

室井子育て・若者政策担当課長 今までこの制度の中だと東京都が10分の10の補助等を利用して、この施設整備、社会福祉法人へ補助金を出させていただいていた中で、大ざっぱに言うと、今まで法人負担が8分の1というところでの制度だったが、今その負担割合ではやっていけなくて、今後4分の1を法人負担となってくる予定になっておる。

橋本委員 やっていけなくてというのは、つまり出す側の理屈であって、もらう社会福祉法人のところは8分の1でよかったのが4分の1になるのか。

室井子育て・若者政策担当課長 そうである。4分の1になる。

橋本委員 それは、そのお金を活用するという側からしたらとても大変なことだと思うが、市としては減る、来るお金が減って皆さんの持ち出しがふえるというそれだけなのか。それとも何かそれを補完することを考えていらっしゃるのかどうか。

室井子育て・若者政策担当課長 工事の内容等によっては、こちらの交付金以外の東京都の補助事業も使えるものも場合によってはある中で、最大限使えるものは活用しながら、できるだけ整備をする法人の負担が過大にならないようにというところは法人と、あるいは東京都と協議をしながら進めていきたいと考えている。

橋本委員 確かに制度上、そういうふうにならなってきたということだが、ここでそうかと言えないのは、多摩市の場合は市のお金で新しい公立を建てるというシステムをとらないで、ずっと民間の社会福祉法人へお願いしてきたということを考えると、そこで皆さんの財力で何とかしてくださいというのはとても厳しい話だと思うので、今、いろいろもらえるところということだが、もらえるところを洗い出してみたら、ずっと今までよりも負担が大きくなってしまったというのだったら、結果、引いてしまわれる方も当然いると思うので、その辺について最大限努力をしていただかないと困ると思うのだが、その辺についても一度お聞かせください。

室井子育て・若者政策担当課長 今具体的に整備が、これがというところがないから、具体的にこの制度が使える、使えないという話ができないが、使える制度は最大限使いながら、私どもも待機児童対策は解消に向けて頑張っていくというところでは、法人と一緒にやっていく中でも、法人の負担が過大にならないようにというところで活用できる補助金を探しながらやっていきたいと思っておる。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

折戸委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

折戸委員長 意見・討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第30号議案 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

折戸委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第31号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。
これより説明を求める。

芳野子ども青少年部長 ただいま審議となっておる第31号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これも前回の平成30年第4回定例会に子ども教育常任委員会協議会にて説明させていただいた内容と変わりはない。本条例が引用している学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布を受け、本条例中第10条第3項第5号に、「当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む」という規定を追加するものである。

条文自体は参考資料、平成31年第1回多摩市定例会提出一部改正条例新旧対照表39ページに記載したとおりである。よろしくご審議いただくようお願いする。

折戸委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 意見・討論なしと認める。

これをもって討論を終了する。

これより第31号議案 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採

決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

折戸委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

次に、日程第6、所管事務調査、パルテノン多摩大規模改修及び図書館本館再整備と図書館政策についてを議題とする。

本件は継続案件である。本件について、前回までの所管事務調査では、市側のこれまでの取り組みと今後の予定等の確認を行ってきた。

初めに、くらしと文化部よりパルテノン多摩大規模改修に対して提出された資料についての説明をお願いする。

松尾くらしと文化部長 本日はくらしと文化部からは、パルテノン多摩大規模改修に係る基本設計概要と改修後のパルテノン多摩の管理運営に関する策定スケジュール等についてご報告させていただきたいと思う。説明は立花文化施策担当課長からいたすので、よろしく願い申し上げます。

立花文化施策担当課長 それではまず最初に、資料は2点、基本設計概要書と今後のスケジュールと提出させていただいておる。

まず、基本設計の概要である。基本計画以降、10月から基本設計作業を進めさせていただいておって、現在、ほぼ完了に近い形にはなっている。今回、基本計画から基本設計ということで、資料にあるような図面上の改修内容等については、過去、平面図等で説明をしてきたものと大きく変更はない。今回特にコンセプト、それぞれのフロアのコンセプト等を具体化していくとこういう形になるということだが、あるいは技術的な検証であるとか、そして附帯決議にもあったコストの精査を中心に行ったものである。

資料であるが、まず開いていただくと2ページ目が、これが1階の部分の基本計画での記載事項である。これを具体的に基本設計での検討という形にしたのが3ページ目で、以下、各フロアについて基本計画で現状の課題であるとか、あるいは改修のポイントとして整理させていただいた内容を現時点、基本設計ではこういうふうに表現しているとごらんいただければと思う。

特に、内容は何度か説明させていただいているが、資料の基本設計での

検討の中の青字については、バリアフリー等の福祉対応で、それは青字にさせていただいておる。それ以外のところについては、新たな設置であるとか機能の変更であるとかいったものをあらわしているものをごらんいただければと思う。

1階については、改修内容は、これも繰り返しになるが、収蔵庫の第5を練習室第3という形に変更していることであるとか、工作室を設けたり、あるいは過去、現在も課題である更衣室を増設したりといったところ、バリアフリー対策としては、1階車寄せから直接車椅子等で事務室のところには来れたわけだが、ホールにも行ける形で設計をしている。この大ホール横にはエレベーターを新たに設置するので、このエレベーターを使うことによって地下の楽屋、トイレのところ、長通路に出るサブホワイエのところ、それとあと2階と行き来ができるようになるというところである。

小ホールはエレベーターではないが、段差解消を設置して、同じように客席前列、舞台、楽屋間を車椅子でアクセス可能という形にしておる。そういうところが主な内容である。

4ページ、5ページが今度2階になるが、こちらも従来検討した内容がほぼそのままである。開館時間以外に5階への移動可能な公園との一体性であるとか、そういったところから西側のエレベーターについては、入り口を入れて中側にシャッター等を設けることによって、開館時間外もエレベーターを利用することができるようにするということや、反対に東側の出入り口については、今の自動ドアを改修して、より広く出入りしやすくするということや、中については、今壁になっているところを全て撤去して広いスペースをつくるであるとか、そういった従來說明をさせていただいてきたところを実際に、具体的にそういう動作ができるかどうかという検証を繰り返しながら絵に落とししているところである。

6ページ、7ページが4階になる。4階のところも、絵の右側の公園、今現在、出入り口を四角のような形で、これは自動ドアをつけると、中に風除室を設ける必要があるということで、そういう絵を置いているわけであるが、前回もお話に出ていたように、公園との回遊性が重要だということで、出入りしやすい形を工夫していかなければいけないということで、

これは公園に面しているのです、逆に出入り口を広くすることによってのデメリット、例えば水が入ってくるとか風が吹き込んでくるとかいうところもあわせて、今どういう形で具体的に広い、出入りしやすい、受け入れやすい形ができるかは設計で検討しているところである。これは、実施設計においてかなり具体的な絵ができてくるのかなと考えておる。

それとあと、次が5階と、地下1階、屋外になる。5階は基本的にシテイサロンが使えるように、あるいはレストランについては基本的な設備については更新していく。公園のワークショップ等でも言われておったが、5階の外のバーベキューコーナーのようなところ、屋上広場と言っているが、ここを安全に使えるような手すりを整備する。エレベーターを使ってここまで上がってきたお客さんが外に出るときに、今少し重たい扉になっておるが、そこを自動ドアにして出入りがしやすくするといった工夫を記載しておる。

左下の絵は地下の楽屋になる。先ほど申し上げたエレベーターでここにおりてきて、もう一つ、従来であるエレベーターと乗り継ぐことで舞台レベルへのアクセスが可能になってくるということである。

11ページ、12ページが大ホールで、今回の改修のポイントとしては、従来言われておった音楽、特にクラシック系の生音にはいいのだが、そうでないときには、特に声が後ろに届きにくいとか、響いてしまってよく聞こえないとか、そういったところ。あるいは、客席幅が狭いというところ、あるいは舞台が後ろの席だと見えづらいというところ、そういった現在のホールの基本的な標準のスペックをクリアしていきたいというところで、改修の項目にしている。

あと、後ろの鑑賞室のところであるが、ここは多目的室と呼んでいるが、ここはスロープでそこの中に入れるようにということで、この多目的室の上には調整室があるわけだが、そこからのサイトラインも必要になってくるので、今形状としては半円の形で想定している。

11ページの舞台の上から後ろの席にかけて、今ある壁の内側に新たに壁を設けることを想定している。線がずっと引いてあっておわかりいただけるかと思うが、これは客席の幅が広がって、なおかつそこに丸い石の柱が

あったりして、教会ほどではないが、どうしても音が響き過ぎてしまうということで、そういったところの改善になるべくお金をかけないでやっていくには、かぶすものをいじるよりも、内側にそういったものを造作したほうが良いということで、今想定しているものである。

12ページが絵を横から見た断面図である。壁のところはちょうど横筋がいっぱい通ってリブというか、そういう形になっている。この辺も反射音が届きやすくするための造作で、デザイン上の問題というよりむしろ、そういった機能のために設けているということである。

過去から繰り返しになるが、長通路より後ろの席のサイトラインを確保することで、床のかさ上げがあるが、これによって床吹き出しの空調で快適性の向上であるとか省エネルギー化が図れておる。

大ホールの音響計画であるが、左上に音響の課題というところが書かれておるが、従来、残響時間が長い、短いという話をよく申し上げてきた。いろいろはかって、残響時間、当然長ければそれだけ豊かな音というか聞こえがよくなることは確かにあるわけだが、むしろいろんな種目、演目を考えたときに一番重要なのが、直接音と初期反射音で、ここが主に聞こえる音である。その音をきちんとどの席でも確保することが一番大事だということで、その上で残響音がどうだという話になってくるということである。今回、その辺に視点を置いて音響シミュレーションを繰り返していただいた。

右にあるのは参考であるが、今、中央の後方の列については反響音、初期反響音という反射音というのがとても少ない状況になっている。この辺を充実することによって、残響時間は変えなくても声の届きとかいったところについてよく聞こえるようになるという測定結果になっている。これもいいホールにするというよりは、どちらかというと、現在のホールとしての標準化を図っていきたいということで、昭和62年には、そういうものをはかる装置自体はなかったものであるから、そういうところを整備していくということ。

写真はパースであるが、横にある壁の線はリブ、これは先ほど申し上げたように、反射について効果的、有効であるという結果だということであ

った。これを見ていただくとわかるかもしれないが、天井のほうに向かって少し狭くなっている。それをあらわしたのが左側のホール断面だが、少し段々の形で、上に狭く、奥に向かって同じように狭くなっており。そういったところの工夫で、なるべく費用を抑える中での音の確保はしていきたいということである。

小ホールが15ページにあるが、ここは基本的には、毎回、お話し上げているように、最低限の劣化の対応にはなってくるかなと思っており。ご指摘いただいた車椅子席、後列にも配置できるようにということ、最後尾の列については席を取り外し可能な形にしていきたいということである。

16、17ページについては、今まで余り触れてこなかったが、駐車場である。これも基本的には劣化の対応、あるいは消防設備等の対応になってくるが、施設側というか公園側の列をよく見ていただくと、赤い線で、今まで1つの区画に3台、右上に区画ラインの変更を書いているが、3台入る形でかなり狭いということがある。今車も大きくなってきたので、これを広くして2台分、3台分のところを2台にすることを想定している。

パルテノン側に出るときの出入り口についてバリアフリー化を図ると、1階の部分については、図書館側への通路を整備するということになる。今設置している券売所のようなところは使わなくなるので、ゲートについては広く整備していくという形になっている。

18ページは環境配慮である。こちらは書いてあるように、多摩市地球温暖化対策実行計画に基づいて環境配慮技術の導入も検討していただいた。大きく分けて照明設備の効率化、空調設備、それ以外の省エネルギー化の設備、再生可能エネルギーになっており。下に書いてあるように、検討した今現時点の結果は、CO₂の排出量が約30%の削減になっている。この太陽光発電設備の導入については、今現在、設置場所はシティサロンの上部と想定している。

19ページが最後、概算工事費である。従来、平米単価でという話をよくしてまいったが、ここで設計に入ったところで精度も向上させてきている。こういった中で、金額を改めて出していただいている。低減化の工夫を繰り返しながらやりとりし、機能を担保しながらもそういったところを

追求していくということで、まず精度の向上によるコストの削減を目指している。イニシャルとランニング、それぞれのバランスを持って低減化を図っている、そういったところをここに整理させていただいておる。

平成29年9月11日現在、基本計画の時点であるが、この時点では改修工事費、約75億円というお話をさせていただいた。この時点では消費税が8%だったので、そういった特別委員会の資料になっておる。現時点で考えると消費税は10%という形でせざるを得ないので約76億3,490万円である。

ここを基準に今回設計の中で精査し、検討を進めた結果、75億3,360万円、消費税10%で、約1億円強の削減を現時点では図れたという結果になっておる。これについては、今後も引き続き、実施設計の中でもさらに精査を進めていきたいと考えている。

設計の概要については、説明は以上になる。

引き続いて、あとスケジュールの資料である。A4横1枚になっておるが、改修後の管理運営に向けての動きで、2019年度からグランドオープンの2022年度ということでのスケジュール感である。一番上が設計、工事で、ことし11月には実施設計を終えて、その後、来年7月には施工に入りたいということで報告させていただいている。大ホール、現在使用中止となっておるが、再来年度、2020年度からは全館休館で、プレオープンの2022年2月までは休館という形にさせていただいておる。

こちら基本計画でお示したスケジュール感からは若干おくれているところもあるが、ことし5月には管理運営計画策定委員会を設置していきたいと思っておる。管理運営計画というのが、下にどういう内容か若干書かせていただいているが、1つの計画というよりは、運営計画、事業計画、貸し館計画、広報計画、組織計画、先ほど少し話に出ておったが、組織や収支の計画、修繕計画、危機管理計画、大きく言うところといった計画を合わせて全体として管理運営計画と呼んでおる。主な内容はそちらに書かれているとおりであるが、こういったところを市民ワークショップ等の主な意見を拾ったり、過去の経緯から具体的な内容を今整理して、管理運営計画策定委員会の開始時点では、ある程度、従来の情報をもとにすると、こ

ういった概要の計画を市では考えているというのを整理してお示ししながら議論を進めたいと考えておる。

管理運営計画策定委員会において計画策定を進めて、2020年2月には計画を策定したいと思っておるが、それを踏まえた上で3月に設置条例を上程させていただきたいと思っておる。設置条例の中の特に使用料は全て変わってくるので、その議論を管理運営計画の中でするであるとか、今現在は、設置条例の中には具体的な役割というのが盛り込まれていないところがあるので、基本計画をもとにした今回の議論の中で設置条例を決めていきたいと考えておる。この辺については、前段の12月議会で報告ができるのかなとは考えておる。

あわせて、管理運営計画策定委員会の中で分科会を設けて、文化方針または条例化も見据えながら議論を進めていきたいと考えておる。管理運営計画あるいは設置条例が見えてきた段階でということにはなると思うが、こちらについてもあわせて行っていきたいと考えておる。

その設置条例の改定ができれば、ここで初めて指定管理基準、募集要項がつくれるようになる。それが2020年6月である。これに基づいて選定作業を進め、同年12月議会で選定の議決をいただき、翌々年にはなるが、2022年1月から第6期の指定管理業務を開始すると考えておる。

その下が、今回、市では改修後の管理運営の枠組みで、事業については財団法人、施設管理運営については経験のある民間事業者と共同事業体を組んで指定管理者としていきたいという方針をご報告させていただいておる。一方、文化振興財団も3カ年の重点取り組み方針で本議会でも報告させていただいておるが、この3年間に重点的に取り組む事項を整理させていただいた。こういった中で、民間事業者との共同事業体設置に向けて作業を進めていくことになっておる。ことし7月には事業者の選定委員会を設置し、12月には共同事業体を立ち上げ、改定された設置条例に基づき指定管理の事業提案をしていくといった流れを想定しておる。

最後に、市民組織の立ち上げで、市民ワークショップの中では、改修後の管理運営に積極的に我々も関与していきたいという話があって、そこから市民組織の立ち上げを進めることになっておる。今現在、準備サークル

で、その中で自分たちが連絡を取り合って話を進めると立候補していただいた方がいらっしゃるの、そういった方を中心に、準備サークルから市民組織の立ち上げに向けて一緒に進めていきたいと考えておる。

右側の下については、管理運営計画策定委員会、まだ具体的に誰というところは決めてないが、こういった構成を想定しているというのをお示しさせていただいた。

報告については以上である。

折戸委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩永委員 午前中の陳情等の兼ね合いもあって1点伺うが、オープンスペースに自動演奏楽器を配置するというお話があったが、この中には具体的にオープンスペースというのがどの場所をイメージされてお答えになっていたのかわからなかったの、そこだけまず伺いたい。

立花文化施策担当課長 今現在、財団とも学芸員といろいろ話もさせていただいているところであるが、今想定できるのは、2階の大ホールで言うとホワイエの部分、このあたりであれば活用もしやすいのではないかという話は出てきておる。環境だけではなくて重さであるとか、そういったところも関係してくると思うので、その辺についてはこれからまた設計事業者とも調整は必要だが、今、例えばサブホワイエの部分が直接北側は一面ガラスになっているので光が入ってしまうとか、あるいは今のロビーのところはどうしても人通りが多くてという環境の面であるとか、そういったところを考えると、活用していくのが、特に大きな楽器は大ホールのホワイエの部分が今のところいいのではないかという話は出ておる。その辺、設計事業者とも話はまだ具体的にはできてないので、その辺は進めていきたいと考えている。

岩永委員 今の言っているホワイエというのは、大ホールの羽がある階段ではなくて、上の平面のところというイメージであるね。わかった。そのことについていいとか悪いとかではなくて、確認だけさせていただいた。

大ホールはパースのような形で写真がある。出ていたかなと思ったが、例えば小ホールとかいったところについてのイメージ写真とか、そういう

ものは今回この計画の中にはついていないが、例えば色がどんなふうになるのか、そんなことも含めてまだ全然、こういう写真を出していただくことはできないか。

立花文化施策担当課長 これはイメージで写真というか絵であるが、先ほど申し上げたように、機能としてこういった形のものがいいという検証はしているが、まだ色であるとか、そういうところは、この写真にある色に決まったということではない。そういう意味で言うと、小ホールというのは、先ほど申し上げたように、大きく機能的に変更するための大きな造作というのではないと考えておる。今後、パースについては、実施設計のある段階でお示しできると思うが、今現状、いろいろな検討を進める中で現時点でのパースというのは正直つくれてないところではあるが、実施設計の中ではその辺については、このホールだけに限らず、ほかの部分についてもお示ししたいなと思っておる。

岩永委員 あともう一つだが、小ホールについては市民の皆さんにできるだけ利用しやすくということをご検討いただいているのかなと思っているが、基本計画の改修のポイントのときには、ベンチシートの導入を検討するということがあったが、これについては利用者の立場からはかなり賛否両論あるのではないかなと思ってきたが、現状ではどのような考え方になっているのか伺いたいと思う。

立花文化施策担当課長 小ホールに限らず、大ホールもベンチシートの導入というご意見も実はいただいている。今ご指摘あったように賛否両論あるが、今現状では、ベンチシートではない形で想定しておる。今後、前の列になるのか、その辺については椅子の形状あるいは質、大きさ、いろいろあるが、それについてはまた検討していきたいとは思っておる。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 金額のところは誤差があるのかもわからないが、消費税10%込みで75億3,360万円と出てきておるが、1億円、どういうところが削減されてきたのか。

立花文化施策担当課長 実は、どういうところというのを一口で言うのは非常に困難な状況である。要は、平米単価で算出していけば、大ざっぱに言ってこういう

ところであるという言い方が申し上げられるが、1つ物を決めていくと、それに類するものというのが無数に機械設備等が出てくるので、例えばどの場所とかどういうものでどれだけ落ちたというのを一言で説明するのは難しい。いろいろなでっ込み、引っ込みがある。

例えば舞台関係で言うと、舞台関係としての額は基本計画の時点と余り変わってはいない。内容についてはかなり変わっている。その辺も先ほど申し上げたように具体的に設備として考えて想定して設計していったら、これでは無理なのではないかというのが出てきたり、そういう検証を繰り返している状況の中で、まず方向性としては低減化するという目標があるので、それに向けて整理していただいた結果が約1億円の減で、説明としてはそういう形になる。

岩崎委員 今後も、いろいろな意味で絞り出しながらという感じだと思うが、変わってくる可能性があるということであるね。

それともう一つ、つり天井のところがパースだとすごく変化が見られると言うと変だが、大分平面的というのか、絵柄だけだと前と感じが変わっているが、これはこういう形になりそうなのか。

立花文化施策担当課長 説明、その部分申し上げればよかったが、12ページの絵を見ていただくと、断面図だが、天井部分をごらんいただくと、今現在、天井部分と上の屋根の部分の間にスペースがあるわけだが、天井部分には過去言ってきた特定天井がある。その天井は全てとってしまう。天井をとってしまった部分に新たに天井をつくるということはしない。これは客席を少し上にかさ上げすることでホール全体の気積というが、容量が少なくなってしまう。それは音にかなり影響するので、気積を確保するためには、そこに天井を設けず、全体の空気の量をふやしていくということである。先ほど申し上げた一番重要なのが初期反射音という話を差し上げたが、その辺を確保していくためには、天井はないけれども、反射板は工夫した形でつける必要があるというところが断面図の絵である。

だから、イメージとしては、その写真で見ていただくと、反射板になっている部分が少し黒く輝いて写っているが、こういったものが全体、上は暗く、黒くというところが基本になると思うが、今のようわかりやすい、

見えやすい天井はないということで想定している。

岩崎委員 駐車場のところは、3個のところを2個にするという考え方で減らしていくとなると3分の2という形になるかと思うが、今後、駐車場は全体に減らしても構わないという想定でつくっていくという形か。

立花文化施策担当課長 16、17ページになる。西側、東側ともに現在100台だが、改修後には84台になる。それぞれが84台である。これは今お話あったように、日常的にとめていただいている車の台数、今後、公園の活性化あるいは図書館の利用も出てくると思うが、その辺については公園緑地課と図書館とも議論した。図書館としての今現在の最大の駐車台数としてはこの程度だとか、そういうところの想定も含めて考えると、日常的にはこれで十分足りるだろうという判断である。

当然のことながら、今現在もそうだが、コンサートを行ったりとか、そういうときには、今現在の駐車台数も足りない状況にもなる。そういったところについては、ご承知のように、多摩センター地区共同駐車場があって、どこを利用しても無料割引はできることになっておるので、そういったところのご案内で対応していくと考えておる。

岩崎委員 今実際、民間のところもあったりして使っているかなと思うが、仕切りを完全にしてしまうという考え方で2つにするということであるか。

立花文化施策担当課長 今ラインなので、仕切りというか、今3台とめるようなラインを引いているのを2台にする。当然、車どももそれにあわせてということにはなる。

岩崎委員 今はずっと入って番号を後で押してとかいろいろ民間などはあるが、なかった。

環境のところでは30%削減と今の表示ではしてもらっているが、これはある程度、専門家の指標であるのか。

澤井特定施設担当課長 18ページに各環境配慮項目別にCO₂の削減量を記載しておるが、これを求めるために膨大な計算をしておる。専門的な見地で各機器の使用頻度からどのくらいの時間を使うと想定してこれを求めている。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩永委員 オルゴールの件で、さっきお話をされたように、重さとか、そういうこ

ともあるというお話だったが、そうすると場合によっては、設計の内容、どこに置くかによって、それに伴う費用がこの上にかさんでくることも含めてまたこれから検討し直すのか。

澤井特定施設担当課長 今立花課長から想定の場所を申し上げたが、現在4階の自動演奏楽器が置いてあるところで、構造的な強度は2階のロビーは変わらないと認識しておく。

岩永委員 あと、例えばここというのは、既存の天井を撤去して照明を工夫することで開放的な空間にすることでは、かなり明るくなるのかなと思ったりするが、その明るさのようなものはどのレベルのものを考えているのかなというのが、アンティークなものというのは余り光は消せないという話も聞くが、そのあたりはいかがか。

澤井特定施設担当課長 明るさについては、通常、ホワイエは人が滞留して本を読んだりするスペースとしても兼ねている。それに必要な照度を確保しようと思っている。照度については、照明の明るさを変更できるようにスイッチ回路を組むとかいうことで対応していこうと思っておる。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

渡辺委員 4階。まず、基本設計の図面を見ると、7ページ、子ども広場のフリースペースで、フリースペースの上のカフェの部分との間仕切りのようなものがある。これは何か。

立花文化施策担当課長 ここに間仕切りを置くと決めてあるわけではないが、公園側から入ってくるときの通路として、この辺の位置を通ることを想定しておかなければいけないということで、これは以前から平面図でお示ししている動線という矢印の線があったかと思うが、その位置になろうかと思う。前に議論もあったが、土足なのか下足なのかとか、これから具体的に使い方が決まってくる中で、そういうものを置くのか置かないのか、そういうところも決めていく必要があるかなということで、動線の位置がわかりやすいような形で、今現在、検討している公園側からの自動ドアの出入り口で想定すると、その辺が動線になってくるということで書いてある。

渡辺委員 そうすると、前の改修のポイントの子ども広場と大きくくくってあった部分がこの図面だと狭くなっているようなイメージがあるが、仕切りによ

って、動線によって。カフェの部分は子供が遊ぶ1つの施設のような、遊具のようなものは置かないということなのか。

立花文化施策担当課長 そういうことではなくて、今特に色が黄色っぽくなっている、その部分については、基本、最初から言っていたカフェ&ライブラリーwithキッズで、子ども広場全体をそういう形で検討していくことになる。カフェの部分もそうだし、その右上の丸くなった部分もそうだし、そこら辺全体を共用スペースだが、子供たちのためのスペースとして使っていくというところは変わりはない。その中に、要は動線も入ってくるということがあるので、動線としてはそこになることは示しておくというのが今回である。

渡辺委員 余りイメージが見えてないが、もう一つ、公園からの入り口で風除室、これを設置するというので、要は内玄関のようなものを設ける感じのイメージでいいか。

立花文化施策担当課長 自動ドアにして、そこは公園側なので、風も入ってくるころなので、自動ドアにして使うと風除室が必要かなというところでその絵にしている。出入り口をそこだけにするのか、日中、子どもたちが遊ぶときに公園ともっと一体感をという話もあるので、そういった出入りも含めて今具体的にどういうしつらえで、どういう出入り口にするかというのはさらに詰めているところである。少なくともベビーバギーを押した方がそのまま入るためには、やはり手でこーやってあけるのではなくて、自動ドアが必要だろうというのが今の検証の結果である。

渡辺委員 もう1個、ワークショップとアトリエだが、これはこの方向で進むという形か。

立花文化施策担当課長 今基本設計の段階ではそういうふうには。前回もお話しさせていただいておるが、当時の検討では4Bとか2Bという言い方をしておったが、そういう方向で今整備をさせていただいておる。今後、子ども事業者とか、あるいはPPPで公園全体の協議をしたりとかいろいろな状況があるのと、今お話しがあった3部屋というか、ここをより具体的に民間の力をそこにも入れられないのか検討してほしいというお話も前回意見としてはいただいている。その辺について引き続き検討したり、調査を進めたりしたいと

思うが、現時点で設計としては、ここについてはキッチンアトリエとワークショップルームで、どちらかという自由度の高い部屋と想定をして設計を進めている。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩永委員 4階のところだが、例えばライブラリーコーナーのところには、余りほかのところでは机の絵とか描いていないんだが、ここのところはライブラリーコーナーといって人と机が描いてあったり、カフェのところも具体的にカウンターのようなものが描いてあったりするんで、それはこの絵の中ではどんな位置づけなのか。ほかのフロアにはこういう絵がないものだから、特別な意味があるのかなと思ったのだが。

立花文化施策担当課長 机とか椅子については1つの例として描いてあるということである。実は位置的には、その前のところにガラス、窓がある。そういうことで描かれた。

岩永委員 わかった。何かつくりつけのものでもできるのかなというイメージをした。わかった。了解である。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

次に、教育部より図書館本館再整備について提出された資料について説明をお願いします。

須田教育部長 それでは、後半で図書館本館再整備の関連である。本日については、基本設計、実施設計、これの事業者、この関係について、一部ご報告を既に行っている部分があるが、その状況、今後の取り組みの流れ等についてご説明を申し上げます。内容については、中島課長から説明させていただく。

中島図書館本館整備担当課長 12月のこの委員会において基本・実施設計に向けての公募型プロポーザル方式による選定作業の中間のご報告をさせていただいております。ここで設計者も決まり、基本設計に着手しておりますので、本日は設計者の選定結果と今後の予定等についてご報告させていただく。

資料については3点提出させていただいております。1点目が基本・実施設計についてのA4、1枚。審査結果報告書で何ページかのものが一部ある。

もう一つ、ワークショップのご案内というチラシが1つある。この3点である。

まず、基本・実施設計についてというA4の説明資料についてごらんください。1番の概要だが、現在、学校の校舎を暫定活用している図書館本館の再整備で、一番下の4の再整備のスケジュールというところにもあるが、2022年秋の開館を目指してというところで、今検討を行っているところである。

基本構想が平成28年度、基本計画を策定して、現在、基本・実施設計の初めのところについたところである。

2番、設計者の選定の経緯というところである。昨年9月に補正予算を認めていただいた後、設計者を選ぶために学識経験者も含めた審査委員会を設置して、ことし1月まで審査を行って、1月末に契約を締結しておく。詳細については、もう一つお配りしておる審査結果報告書をごらんいただければと思う。

ページとしては表紙プラス4ページのものである。こちら、表紙の次の1ページ目をごらんいただきたい。まず、1ページ目の上にあるが、審査結果としては、最適受託候補者を株式会社佐藤総合計画、次席者が記載のとおりで決定させていただいて、佐藤総合計画と契約を締結した。

佐藤総合計画の実績だが、この近辺でいくと、最近では都立多摩図書館を設計しておく。去年だが、高知の県立と市立を一緒にした建物があるが、そこを設計したという実績もある。少し前でいくと、例えば北区立中央図書館を設計しておって、図書館の設計については実績があると思っておる。

1ページ目の下にあるのは、審査委員会の構成だが、これは前回ご報告したので割愛させていただく。

2ページ目をごらんください。審査委員会等の経過である。先ほど申し上げたが、昨年9月から着手をして、審査委員会としては3回開催して、2回目で第1次審査、3回目で、1月14日だが、第2次審査で順を追って進めてまいった。

次に、3ページ目をごらんください。審査の総評で、1次審査、2次審査に分けて記載させていただいておる。まず、第1次審査については提案

書の書類審査で、企画提案で審査委員会からこれについて提案してくださいという課題のようなものを提示しているが、その審査が68点、組織の実力とか担当チームの能力がそれぞれ20点、12点で、企画提案部分の評価を重点的に行ったところである。

企画提案の内容としては、前回もご報告させていただいたが、基本構想や基本計画をもとに、知の地域創造、まちに開く、つながる図書館の観点、限られた面積の中で図書館に求められる機能や空間、コストや環境への配慮、市民意見を反映していく設計作業の進め方などを課題とした。

提案書の提出があったのは16者であった。これを各審査委員にお配りして採点をしていただいたものを持ち寄って、12月24日の第2回の審査委員会で集計を行い、募集要項では上位の数者で3者から5者程度、2次審査に進んでいただくことにしておったが、1位と2位にやや点差があったものの、2位から5位までの評価点が僅差、わずかであったこともあったので、上位の5者について2次審査に進んでいただくことにした。

その下、第2次審査というところだが、こちらは第1次審査の得点はとりあえず考慮せず、プレゼンテーションとヒアリングの内容により採点を行った。審査の時間配分は1者当たり45分として、プレゼンテーションが10分以内、ヒアリングは30分以内で、質疑応答の時間を十分にとった。

審査委員からはさまざまな観点で質問がされたが、例えば建築の観点からは空間としてのアピールポイントだとか、その実現性や構造に関することなど。図書館の機能の観点というところでは、これからの図書館として専門的なサービスを展開できる空間的枠組みだとか、職員の動線だとか物流などが意識されているかどうかという疑問があった。公園との関係で、公園の景観への寄与、既存の樹木の取り扱いについてという質問もあった。市民が設計や建設に参画するための手法だとか、省エネルギーや自然エネルギー活用の具体的な取り組み姿勢などについて疑問を行った。

それについてのプレゼンテーション、質疑への受け答え等も含めてヒアリングが全て終了した後、審査委員会において各審査委員の評価、意見交換等を行った後、評価を確定していただいて集計した結果が先ほどの結果

となっておる。

4 ページ目については、第2次審査に進んでいただいた方々についての各審査委員からの講評、ご意見をまとめたものである。3番目にあるのが最適受託候補者のものであるが、中央公園の景観に沿った質の高いデザインや公園とレンガ坂をつなぐところで、レンガ坂のレベルと大池のレベルが少し高低差があるが、そこを階段等で上っていくステッププラザを真ん中に置いてはどうかという考え方を持っている。

基本計画に対する理解度が非常に高かったことや、今度の図書館は貸し出し機能だけではなくてレファレンスや、さまざまなこれからの図書館を目指しているところがある。そういうところへの提案的な姿勢についても委員の方からの評価が高かったのかなと考えておる。

以上が報告書の内容である。

それでは、最初のA4の資料にお戻りいただければと思う。

3番の基本・実施設計段階の取り組み、今後の取り組みと言ってもよろしいかと思うが、当然、基本・実施設計で建築工事に必要な設計図等の作成等を行ってまいりますが、特に十分配慮していきたいという点を2点ほど挙げさせていただいておる。

まず、(1)で市民参画である。これまでも基本構想、基本計画等でも市民の方のさまざまなご意見をいただく、あるいは情報提供をしていくことは取り組んでまいったが、開館をした後の私たちの図書館とさせていただける、市民の方に参画していただける取り組みは継続していきたいと思っておる。

ということで、まだ実施設計の段階ではまた別の取り組みも考えておるが、基本設計の前半の取り組みとしてワークショップを今考えておる。チラシは別添であるが、後でござんいただければと思うが、4月、5月、6月と月に1回、開催したいと思っておる。1回目では、敷地を見ようということで、パルテノン多摩をお借りするが、実際の敷地を見ていただきながら、順を追ってだんだん設計図ができていく経過を体験、体感していただく中でさまざまご意見をいただいて、基本設計の参考にさせていただきたいと考えている。

(2) 環境配慮型建築で、そこにもSDGsで、その中にも何項目かあるが、市としても、これから新築する公共施設というところもあるので、環境に配慮していきたいと考えておる。そういった点についても、まだ詳細についてはこれから基本設計の中で検討してまいるが、そういったところについても観点を持って取り組んでいきたいと考えておる。

折戸委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

岩崎委員 先ほどもワークショップをこれからやるということだが、この周知はいつごろからするのか。

中島図書館本館整備担当課長 たま広報でのお知らせは3月20日号からだが、その前の週から図書館の中にチラシやポスター掲示等は始めて、図書館のホームページでも、その前の段階からご案内はさせていただいておる。

実際に受付は20日、おとといからになるが、きのうまでで16名ほどの方から既にお申し込みをいただいている状況である。

岩崎委員 40名で応募者多数の場合は抽せんとされているが、40名ぐらいというのはいかなるのか。

中島図書館本館整備担当課長 一般的と言っはなんだが、これまでもさまざまワークショップを市として取り組んでいるが、大体1グループとしての人数は5人とか6人とか、このグループの中には公募の市民の方だけではなくて、図書館の職員や設計者の方も入って議論をしたいと思っているが、そういう人数の規模が適正なのではないかと思っている。そのグループを幾つかというところだが、余りそれも多いと、このワークショップの進め方も難しいところがあるということで、大体五、六名のグループを何セットか構成していただくところで40名としておるが、人数の制限については柔軟に考えていきたいと思っておる。

岩崎委員 ここまで図書館に対してはすごく関心の高い人が多いのかなと思うところだが、いよいよいろいろな意味で具体化されるというところでは、丁寧な対応が重要かなと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

橋本委員 どんな提案で具体的に進んでいくのか、これからのことだと思うが、多

摩図書館などはメインが北側で、玄関が北側にあって、図書館は余り南の日にがんがん当てられるところという感じがするが、あそこの中央公園からの感じだと、どうしてもその辺の日差しのところと北を重視するというのではあれなんだが、その辺のところは株式会社佐藤総合計画、そこでは何か基本的な合意というか、大きな位置であそこのレンガ坂があって、北側に広い道路があるがというところの一番中心になる、その辺のものは大体固まっているのか。

中島図書館本館整備担当課長 今詳細については検討している最中であるが、ご提案の中で大まかな位置どりをどういうふうにお考えかというところについては、お示しはされているところだが、一番メインのところとしては、公園の沿路があって、そこに沿ってバナナのような形で、沿路に沿ったところについては同じような高さがあるが、そこをうまく活用した感じのご提案であって、先ほどステッププラザと申し上げたのが、少し細長目の建物の中間のところをレンガ坂と大池のところを通れるようにしたらどうかという考えがあるようである。

それとあと、南側の日差しだが、環境に配慮してということで、日差しが強過ぎるとまた冷房がきくようにしなければいけないというところがあるが、そのあたりは、例えばひさしを長目にとるというアイデアは持っておいでのようなので、そういったところも含めて検討を今後させていただければと思っておる。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩永委員 提案のされたものの内容というのは、要するに建物の顔になる部分というのはどこを見ている感じなのか。今の話とも関連するが、建物はどちらがメインというのがあるとは思いますが、それは例えばどっち側を見たところが建物の顔になる、正面というか。

中島図書館本館整備担当課長 基本計画の中でも入り口というのは、多分、この敷地の場合は3つ考えるべきだなというのがあって、1つはレンガ坂側、もう一つが大池側で、もう一つが特に車の出入りのところでは北側、車道に面したところという3つがあるだろうということで、車道に面したところでは障がい者の方用の駐車場なども設けるので、そこから出入りもあるが、メー

ンのところとしては、レンガ坂側と、欲張りだが、大池側、多分両方で、少し違った顔になるのかもしれないが、多分両方だと思う。

基本計画にもあったが、静寂系と広場系という、静寂系は従来のことっていいかわからないが、静かに勉強や調べものをするのが中心になるところ。広場系というのは、もつとにぎやかと言うと語弊があるが、もう少し声を出したり、家族でわいわい言いながら本を選んだりできるところが基本計画にもあったが、恐らくフロア分けなどもそういうふうにしていくようになるのだろうなというところでは、多分両方の顔があるという感じで、岡本太郎さんではないが、顔が1つではなくて。

岩永委員

またさっきのオルゴールの話に戻って大変恐縮だが、私、すごく大事な文化財という側面があるので、どんなふうに置くのかについては、分散配置をすることについて賛成をしているわけではないが、市がお出しになった案の中では、分散化でパルテノン多摩の中と図書館の中にもというお話だったのかなと思っている。

今のことから言うと、静寂系のフロアとそうではない広場系のフロアもあるが、先ほどから話題になっているように、一定の温度や湿度の管理、あるいは日がたくさん当たってはすぐに傷んでしまうことを含めて、どの楽器を置くのかによってフロアのつくり方も変わってくるのではないかなと思っている。

その意味では、今、両方いらっしゃるから何うが、どの楽器をどちらが持とうというお話し合いは早急に検討するとお話をされているが、いつまでに検討して、パルテノン多摩の場合だったら、これからの実施設計の中に、あるいは図書館のこれからの設計の中に生かしていくところの期限というのはいつなのか。

立花文化施策担当課長 教育委員会と話をしている中では、まず、今、基本設計に入っているところなので、自動演奏楽器を置くところも配慮していただきながら設計に入っていただく意味でも、まさに今、方向性を決めなければいけない時期ということではある。具体的にどれをとということを決めているということではないが、1つは、先ほど少しお話が出ていた、今、マジックサウンドルームの一番奥にある2台とか、大きなものを置くというのが、外

側が大きいだけではなくて、音も大きく出てくるとか、あるいは本当にオーケストラの音が出てくるという意味からすると、学芸員と話しているのは、ふさわしいのはホワイエのところに置くのがふさわしいのではないかという話はしておく。

その辺も含めて、これから設計も事業者にもプランをいただけないかと思うので、そういうものも確認しながら、具体的にどれをといてのを決めていかなければいけないかなと思っている。

岩永委員

あの楽器たちというのは、昔のものなので、音量調整ができたりとか、ボリュームというものではなくて、静かに、どういう環境で聞くのかによっても音の聞こえ方が違うなと思うが、大きさも含めてだと思うが、もし分散配置とするのであれば、どれを図書館に持って行くのか置くのかという、具体的にこのオルゴールとならなければ、私は、置くことは決めたからと言われるだけでは、むしろ、図書館を、最初、この設計の段階でプロポーザルするときには自動演奏楽器を置くことは頭になかったわけだろうから、急に与条件という方針が変わって、そちらにも分散になったから、どこかの段階までにはきちんとどの楽器をどうするのかというのを決めておかなければいけないのではないかなと思う。

そう思ったときに、ここで一定程度、ワークショップのチラシを拝見すると、6月8日ぐらいまでには基本設計、ワークショップということでは、市民の方にいろいろやっていただいたり、意見を聞いていただくこともあると思うが、例えば、実は分散化でオルゴールを置かなければいけないことになっているのであれば、実際にその人たちに聞いてもらってもいいと思う。むしろ、聞いてもらわなければいけないかもしれないというのはわからないが、音の大きさだってわからないわけだし、どんなものが来るのということもあるし、それが図書館においてどんなものなんだろうかということも、むしろ今までは全然議論していなかったものを議論してもらう場も必要になってくるかなと思っているので、そのあたりの場の確保が私は必要ではないかなと思っているし、そこも含めて今お話をしたように、もし分散化という選択肢をとられるのであれば、どれを図書館に置くのかについても、いつかの期限までに決めなくてはいけないかなと思っているが、

それは一体いつごろなのか明らかにしていただきたいと思うが、図書館としてはどれぐらいまでにとというのはあるのか。

中島図書館本館整備担当課長 図書館に楽器とか、そういうものの親和性もあるかと思うが、私が例えば南相馬市立図書館を見に行くと、図書館の中にピアノが置いてあったりして、閉館後なのかわからないが、図書館の中でコンサートをやったりという図書館がこれまでであったので、オルゴールが来ることについて私としては想定内かなと思っているし、オルゴールが来てもらうことで、広場系のフロアが非常に楽しいものになればいいかなと思っている。

いつまでというところでいくと、基本設計、ことし7月までを予定しているが、中である程度決めていきたいなと思っていて、先日も設計者の方にパルテノン多摩に行っていたいただいて実際に見ていただいて、あと音も聞いていただいたりしているので、図書館も一緒にその辺は曲目とか、いろいろ検討させていただいて、パルテノン多摩の所管と調整させていただきたいなと思っている。

岩永委員 ぜひ、それを適切な形でやっていただかないと、お互いにとって不幸になってしまうと思うし、それは7月までにとということよりか、なるべく早目にきちんとした一つ一つの、さっき一つ一つの楽器はどうなのかということでは、一つ一つについてはお答えいただけなかったわけだが、分散配置をするのであれば、どれをパルテノン多摩に置いて、どれを図書館に置くのか明らかにしていくことが新しい方針を出してきた市の責任だと思っておるので、きちんとした説明ができるように内部での検討を進めていただきたいなということをこの場では意見として申し上げておく。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 今回のオルゴールを市は分散といっても、ある程度は図書館とパルテノン多摩で置きたいと方向をお示しになったが、それでも楽器なので、湿度のところは重要なと思うところだが、そういう部分では設計会社の方にも、楽器であるということで湿度管理とかをやらなければいけないと伝えているのか、市としてはどういうふうに伝えているのかをお聞きしたい。まだそこまで伝えてないのか、ある程度、パルテノン多摩まで聞きに行ったということであるならば、これからまた実施設計になる前に、楽器をどうい

う温度管理あるいは湿度管理で置く必要があるということを市はお伝えする予定なのかお聞きしたい。

中島図書館本館整備担当課長 聞きに行ったときに、私、同行してなかったのですが、その辺の仕様についてはお伝えしないといけないと思っている。図書館自体としても、本というのは日差しを嫌ったりするし、湿気はある程度の範囲にしないといけないというのがあるので、そういうところと一緒に考えていきたいと思う。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

渡辺委員 佐藤総合計画に決まったということで、ここが手がけたところを何件か視察に行かせてもらったときがあって、例えば大和市のシリウスだったり、あと大分のホルトホール大分、渋いところで愛知のおおぶ文化交流の杜というのがある。3つばかり佐藤総合計画が手がけたところを見に行ったが、外観を相対的に見ると無機質なところがあるのか、ガラス張りになってて、大体似たようなつくりをイメージしているが、今回、中央公園内で自然の緑とかをいろいろ意識しながらの設計なのかなと思っているが、説明のときに、そういうイメージのイラストのようなものは出てきているのか。

中島図書館本館整備担当課長 公園の中にできるということや、公園に溶け込むような図書館をつくりたいというのは基本計画にも載せておいて、公募の際にも、そういうことについては配慮していただきたいということについてはお伝えしている。

提案の中にも、実は今回の提案をしたチームがあるが、そこは公園を実際に提案の前に実踏して、樹木医の方と一緒にそこを見て歩いていることもある。多摩中央公園のそもそもの最初の構想というか、コンセプトについても十分研究されているんだなということはヒアリングの中でもわかったし、実際、提案書の中にも、森の中にたたずむ図書館だったか、今持っていないが、公園との親和性については非常に配慮しているというか、今後だが、という考え方を持っている設計のチームだということでは感じた。

渡辺委員 イラストのようなものは見られてはないのか。

中島図書館本館整備担当課長 提案書の中にはイメージ図のようなものはあるが、その中には、木々の中に図書館があるという雰囲気は非常によくわかる。

須田教育部長　　今回、事業者からご提案いただいたところには、当然、いろいろな絵はある。しかしながら、これは最適事業者を選ぶために、その事業者が今回の条件を満足しながら設計をすることができる事業者かどうかを見極める、それが手段であるので、提出された図柄、これがそのまま物になるといった前提ではないことはぜひご理解いただきたいと思う。

一定の参考には当然なるということであるが、それ以上のものではないことはぜひご理解いただきたいと思う。

渡辺委員　　そうなんだろうが、何となくイメージがあると。ほかの施設が自然と融合という感じではないかなと。例えば屋上庭園だとか、緑はあしらえてはいるが、全体的なイメージはガラス張りと普通の建物というか、あるのかなというイメージがあったのでお聞きしたが、例えば長岡市の市庁舎などを見に行くと、隈研吾さんという今はやりの新国立競技場を設計した人は、木目を全部使って、板とかを使いながらやっているということもあったので、できればしっかり中央公園に溶け込むというのであれば、自然を生かした設計にしていきたいなということがあったのでお聞きした。

折戸委員長　　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長　　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

本日は、これまでの委員会の調査活動で確認してきたことをまとめるに当たり、協議を行いたいと思う。

これまでのことも含めて最終報告をする内容について、特に申し述べる必要があると思われる事項について、各委員から順次意見をいただきたいと思う。

意見はあるか。

橋本委員　　私がこれを書いた時点では、きょうのような70数億円という数字は出ていなかったもので、改修総額についてはさらに具体的に精査されていくと思われるがというところを書いたが、きょうの額も途中の経過であって、俗に言う80億円、80億円という言葉がひとり歩きしている中でさっきの数字が出てきたので、そこをどういうふうに捉えて、そこまではいかないことを、またこの時点で考えられても、何か途中経過で実施設計になっ

ていくときに変わるかもしれないので、そういう意味では、改修総額についてはというあたりで皆さんの意見を聞いて、そこを何らかの形で、結果としては適時議会とも情報共有し、必要な判断をしていくべきであると言えるというあたりでは変わらないが、そこに3月のこの時点で消費税10%も見込んだ数字を書き込むかどうかくらいのところかなと1番を書いたものとしても思っている。

渡辺委員 4階の部分だが、パルテノン多摩に関して。子育て機能を誘致するということで、これは特別委員会で決定しているということだが、使いやすいということを最優先にして最大限の工夫を望みたいというところと、公園からのアプローチは非常に大事だということ。先ほど新たに風除室を設けられたということだが、あと、ほかの子育て以外の施設に関してこれをどうしていくか、ワークショップルームとアトリエに関してだが、これをどうしていくか柔軟な発想を取り入れる必要があるのではないかとということである。

中央公園との水辺を利用しながら、公園との連動ではなくて、子ども広場との一体化した設計が非常に大事ではないかと思うということで、環境部との横断的な連携が必要ではないかということを書かせていただいた。

松田委員 3番の自動演奏楽器についてのところだが、とりあえず、これは受け入れを打診した大学との、4月以降ということで、一旦そこは終了して、市から新しい方針で示されたところで分散設置を示されて、またきょう、陳情を採決したということで、これについてはまた委員長、副委員長一任でいただいて、また再度まとめさせていただきたいと思うが、どうか。

折戸委員長 よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩崎委員 図書館のところだが、今までの流れの中では、皆さん、せっかくだから立派なものが欲しいという思いのある方も多いかと思うが、床面積は余り拡大しないで、華美にならない中で建設コストは抑えていただきたいということが重要かと思っている。

それと、新設の中では、先ほどパルテノン多摩はCO₂30%削減という形で環境に配慮するところをつくっていただいたが、新設などで一層、

ZEBなども考え、再生可能エネルギーを活用して省エネルギーの建物にしてほしいなというところも、多分、プロポーザルの中でもあったと思うが、よろしくお願ひしたいということと、もう一つは、パルテノン多摩の学芸員と図書館司書の連携というところも必要だということと、これから旧北貝取小学校へ保管される郷土資料のことも考えていかなければいけないのではないかなということである。

それと、オルゴールが今回新たに設置されることになっていい形になったらいいなと思うが、そこはいろいろなところを書く方法があるかなと思うので、ここであえて書かなくても大丈夫かなと思っている。

岩永委員

今後のことについては、1つは、多摩市文化振興財団の組織体制の再構築について、どんなふうになっていくのかまだいまいち具体的にはなっていないのではないかなと思っているので、そのことを指摘することと、あと、文化行政をどういうふうにマネジメントしていくのかという視点では、9月議会のときには、文化振興条例の制定もご説明あったのかなと思っているが、具体的にそれをどんなふうに進めていくのかという体制もまだ明らかになっていない気がしておるので、その辺を大事にしてほしいという視点。

もう一つは、今回の所管事務調査というのは、図書館本館再整備と図書館政策についてということで入れておるので、本館の整備についてはめどが一定程度は立っているけれども、全体図書館政策で議会の中でもかねてから話題になっている地域図書館の存在をどう考えていくのかについては、きちんと議論してほしい、方向づけをしてくださいということを目指しようかなと思っている。

ずっとこの間、議会で予算に附帯決議をつけてからの取り組みの中では、所管外にはなるが、多摩センターエリア全体の活性化について、一定、生活環境でもクリエイティブキャンパスのようなことの話は出ていたかなと思っているが、それについても認識が深まらなかったというか、一体何なのという状況があるので、その辺を明らかにしてもらいたいということと、今多摩センター活性化推進会議の議論がいまいち見える化できてないような気持ちだったりするので、それは、内容が具体的になってないから知らされ

てないだけかもしれないが、そのあたりをもう少し共有していただきたい
なと思っているので、そのことを書こうかなと思っている。

あとは、先ほどから話題になっている自動演奏楽器については、どこで
書くのかは、あと正副委員長に一任して、全体をまとめていただい
ればいいのかかなと思っている。

それはまた後で、終わってからでもいいと思うが、陳情については趣旨
採択というのがあったが、市側が出してきた自動演奏楽器の取り扱い方針
について含めて、もう1回、陳情者を含めてきちんとした話し合いをして
ほしいということを述べられた方も多かったのではないかなと思っている
ので、そんなところは最後、まとめとしては書く必要があるのかなとも思
っている。

折戸委員長 この際暫時休憩する。

午後 4時54分 休憩

午後 4時54分 再開

折戸委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

それでは、ただいまの意見も踏まえて、最終報告の内容については正副
委員長に一任いただきたいと思うが、ご異議あるか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただく。

本件についてはこれで終わる。

日程第7、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議あるか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 ご異議なしと認める。

では、そのようにさせていただく。

本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長する。

この際暫時休憩する。

午後 4時56分 休憩

(協 議 会)

折戸委員長 それでは、協議会の1から入りたいと思う。

1、公共施設使用料の改定についての説明をお願いします。

小柳行政管理課長 資料の1をごらんいただきたい。下の方にこれまでの取り組みと今後のスケジュールというものをお示しさせていただいている。公共施設使用料の改定については、9月の常任委員会の際には概要をご報告させていただき、12月でその料金改定案をご報告させていただいたところである。その後、各施設ごとの利用者懇談会とか審議会のほうに改定案をご説明し意見をいただいたというところである。

意見は特段なかったが、質問のところ、改定についての考え方というところを聞かれた施設があったので、基本方針というものと、その基本方針の中に定める基本ルールというところをご説明し、ご納得いただけたと聞いている。

本日は、その最終案をお示しするものだが、次の資料をごらんいただければと思う。前回、12月の際にお示したところからの変更点をご説明したいと思う。今お手元の資料には、下のほうに小さく12ページというのが載っているものをごらんいただいているかと思うが、そのところ、左上に旧多摩聖蹟記念館・古民家というのが出ているかと思うが、下側の四角のところに括弧書きで柔軟な料金設定・利用承認の新設と書かせていただいている。この旧多摩聖蹟記念館と古民家については、算定ルールどおりやると非常に高額な改定案になってしまうところがあったので、ただ、現行の料金でもなかなか利用が伸びない施設であったというところから、改定案については消費税分のアップのみの改定にさせていただいた施設である。それだけでも一定の配慮はしているが、さらに使っていただくためということで、柔軟な利用承認というところと柔軟な料金設定というところを今回の改定から導入させていただこうと思っている。具体的には、これまで2カ月前の初日から7日前までが予約期間だったが、それを6カ月前から4日前までにするものである。さらに、6カ月前から2カ月前までにご予約いただいた場合には、早期割引ということで、通常の料金の

25%引きにするというところ、さらに6日前から4日前までの分については、直前割引ということで半額にするというような料金設定を行って、利用率を上げていきたいと考えているところである。

次の資料をごらんいただければと思う。保育施設のほうでも、前回からの変更点があって、今総合体育館の新旧対照表をごらんいただいているかと思うが、第一スポーツホールの半分の大きさと第二スポーツホールが同じ大きさなので、料金設定を合わせなければいけなかったが、そこがずれていたために10円だけ変える。夜間が変わるので、全部の時間の合計である前日も変わるところが1点。

また次の資料を見ていただくと、今度は武道館の新旧対照表をごらんいただけるかと思う。師範室というのが、今回の改定に合わせて料金を徴収する提案にしているが、夜間の時間帯については、ほかの時間帯よりも高く設定するというところが漏れてしまっていたというところで、夜間と前日に変更になるというところが、前回12月からの変更点である。

また、資料のほう、1のところに戻っていただければと思う。下のスケジュールのところ、今後の流れだが、4月から内部で決定をし、6月議会には、今まで見ていただいたような改正案というものを、条例改正案という形にして上程をさせていただき、議決をお願いすると考えている。ご承認いただいた後、7月から市民周知を開始し、10月には、その改定後の料金による予約が一部の施設で始まる。4月には条例が施行されると考えているところである。

資料、次のものをごらんいただくと、常任委員会ごとに付議させていただき条例を書かせていただいている。子ども教育常任委員には、このバツがついているところが今回改定がないところになるので、それ以外の8本の条例を、条例改正案ということで付議させていただきたいと思っているので、よろしく願います。

説明は以上になる。

折戸委員長

それでは、市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。本件については、これで終わる。

それでは、2、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修の進捗状況についての市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 協議案件2件目である連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンター大規模改修の進捗状況についてである。これについては、12月の本常任委員会のほうで、基本的な大規模改修に当たっての市の考え方についてご報告をさせていただいた。本日は、その基本的な考え方に基づいて、連光寺複合施設及び鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの大規模改修に向けて、地域住民の方々や運営協議会との皆さんとの話し合いを始めたところである。その状況について、本日、麻生コミュニティ・生活課長のほうから説明させていただくので、よろしく願います。

麻生コミュニティ・生活課長 それではご説明申し上げます。まず、連光寺複合施設の進捗状況である。こちらは、連光寺複合施設改修に伴う（仮称）連光寺コミュニティ会館整備懇談会、こういったものを地域の中で立ち上げた。これまで2回ほど会議をさせていただいたが、メンバーとしては、地元の自治会や利用者、そういった方々、あとは資料に記載のとおりである。

この会議の中では、今後の改修に向けて施設にどんな設備や機能が必要なのか、そういったことを市民の皆さん同士がお話をいただいているところである。

今後の予定だ。懇談会を月1回程度開催させていただき、おおむね6月をめどに施設の改修内容等についてまとめる予定である。なお、直近では3月24日にこの会議を開催する予定である。

裏面を見てほしい。2番目だ。鶴牧・落合・南野コミュニティセンターの進捗状況についてである。12月で、本委員会に報告した以後、1月に武蔵野市にある武蔵野プレイスに視察に伺った。その後、1月23日になるが、運営協議会との大規模改修についての調整、こういったものをさせていただいている。今現在、施設に、内容、どんな機能が必要なのか、皆さんの提案、要望、そういったものを運営協議会の皆さんと一緒に話し合いをまとめているところである。

今後の予定である。今後、運営協議会との調整を月1回程度開催、おお

むね5月をめどに施設の改修内容を取りまとめたいと思う。その後、利用者、地域住民への説明会を6月に、7月には改修内容を取りまとめていきたいと考えているところだ。

以上である。

鈴木児童青少年課長 後段のログハウスの関係だが、ちょうど24日の今週日曜日だが、児童館のほうで工事をするというので、小中学生、また未就学児の親御さん等を対象にワークショップを行う予定でいるので、参考までにご案内させていただく。

以上である。

折戸委員長 質疑はあるか。

岩永委員 私たち、この場では、生活環境ではないので直接的に複合施設とコミュニティセンターということではなくて、ここの中に入居している、児童館をどうするのかということが大事なのかなと思っているが、それぞれ連光寺のほうは特に児童館改修中はどうするのかというあたりについては、今何か協議が進んでいけば、その状況について。あともう一つ、鶴牧のほうについても教えていただけたらと思う。

鈴木児童青少年課長 工事期間中が、両施設とも全面閉館でやるというところで、どうかして児童館機能は確保したいと思って今動いているところだが、連光寺のほうについては、近隣だと連光寺小学校、ちょっと離れてしまうが聖ヶ丘小学校のところにも、校長先生なんかとお話しさせていただいた中で調整を行っているところであるが、正直、連光寺小学校のほうは、もともと教室も余り多くないというところで厳しくて、聖ヶ丘小も、同じ時期に大規模改修工事がちょうどぶつかってしまうので、それがどういう工程でやるかというのは、31年度末までにならないとわからないところなので、そのところでかなり連光寺のほうはまだ不透明なところがある状況がある。

一方、もう一個先行するトムハウスの落合児童館のほうだが、こちらは近隣の西落合小学校と調整していて、今、工事期間中は2教室お貸しいただけることで調整を進めている状況である。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

橋本委員 児童館は結局学童のランドセル来館と重なっていて、児童館で最悪の場

合、普通の受け入れはあれだが、ランドセル来館のことは、この間も出ていたが、必須の受け皿なので、連光寺小と、そのもう一つが聖ヶ丘という、あまりにも一体感がなさ過ぎて、そこで公的なところという、本村のところにも市の管轄しているところもないわけではないので、早めに結論を出したほうが、そうでなくても待機児が出たりして、今、このことに対してすごく不安感が高まっているので、早めに手を打っていただきたいと思う。お願いする。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件については、これで終わる。

それでは、3、旧北貝取小学校跡地活用基本方針（案）について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 協議会案件3である。本件については、やはり12月の本常任委員会において旧北貝取小学校跡地の整備事業について進捗状況を報告させていただいた。旧北貝取小学校の活用に関する市民ワークショップがここで終了して、これまでの学校跡地施設利用者団体との懇談会やワークショップの結果を踏まえて、旧北貝取小学校跡地活用基本方針（案）として取りまとめたので、古谷文化・市民協働課長から説明をさせていただく。よろしく願います。

古谷文化・市民協働課長 よろしく願います。では、お手元の資料、旧北貝取小学校跡地活用基本方針（案）についてに沿ってご説明をさせていただく。

これまでの経過と30年度の検討の取り組みの状況については、項目1に書いてあるとおりである。今現在、3の基本方針（案）、策定をした案について、3月7日からパブリックコメントを実施しているところである。

(4)に書いてあるとおりである。そして、今週、(3)に記載のある市民説明会を3月18日と19日に行った。18日は19時からベルブホールで24人ご参加、19日火曜日は、同じくヴィータにて19時から6人ご参加で、合計30人にご参加をいただいているところである。

内容については、旧北貝取小学校跡地活用基本方針の、本日、案と、そ

それをA3にまとめた概要版を載せさせていただいている。概要版をごらんいただくと、左の上から右にかけて基本方針の目次に沿った形でご説明をさせていただいている。これまで、ワークショップや学校跡地利用者懇談会等でいただいたご意見については、概要版の真ん中あたり、施設利用に向けた考え方の整理のところでもまとめている。左側のそれぞれの枠が、いただいたご意見や現状の課題認識、それに対して施設整備への反映についてを右側のそれぞれ項目のほうに対比させる形で載せさせていただいているところである。活動の場所など、そしてロッカーなどについても、これから整備をしていきたいということを検討していきたいと思っている。

施設のイメージと施設機能、改修の基本的な考え方は、概要版右上のところの施設機能のところに記載がしているが、全体的には必要最低限の改修、床や壁や天井、黒板はそのまま華美な改修はしないといったことを考えている。

それぞれの機能、市民活動・交流センターと文化財の機能については、その下のところに黒ポチで幾つか挙げさせていただいている。施設の整備概要については、その下のところ、校舎の配置図が左上にあるが、その下に施設の整備概要としてそれぞれの施設名と改修内容についてご説明をしている。右側のほうに目を移していただくと、それぞれの校舎であるが、市民活動、文化財のそれぞれの占める割合を載せさせていただいているところである。

管理運営に関する考え方としては、基本的に、今現在学校跡地施設開放で行っている開館時間を原則として行っていきたいと考えている。管理運営主体については、こちらに書いてあるとおり、指定管理者の方向性で、そこに市民参画の仕組みを入れて検討してまいりたいと思っている。

事業計画については、申しわけない、もう一度基本方針（案）についてという資料にお戻りいただきたいと思うが、3の今後の予定のところである。（1）今現在基本方針（案）をパブリックコメント中であるが、年度明けに基本方針として決定してまいりたいと思っている。そちらを受けて補正予算を計上し、基本設計・実施設計の費用を計上した上で、31年度から32年度にかけて基本設計・実施設計で、（4）32年度の途中から33年

度にかけて改修工事、33年度に竣工を予定として考えている。

私からの説明は以上である。

折戸委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 校庭はほとんど何も書いていないが、今の段階ではそのままなのか、どういう感じなのか。

古谷文化・市民協働課長 事業計画の校庭の、グラウンドも開放対象になるが、基本、地面なので、地面はそのまま使っていただく。ただ、その下に書いてある体育倉庫や石灰倉庫、これはグラウンド利用団体の方々が利用する倉庫だが、これは必要な老朽化対応の改修は行う予定である。

開放時間は、下のところの管理開館時間のところで、グラウンドに関しては、今現在の学校跡地と同様で、9時から18時を考えている。

岩崎委員 それと、この概要版ではなくて本体のほうも、教室一つ一つ細かくある程度書かれているので、今パブリックコメントをいただいている状況だが、その前にワークショップがあったと思うが、ある程度、ワークショップの中とか、あるいはそういう中では、この部屋割りというか、こういうのはある程度一定の理解があったということか。

古谷文化・市民協働課長 ワークショップの中では、市のほうでこういう案を提示してご意見を求めたわけではない。ワークショップについての詳細な報告は、本基本方針案の冊子の中に29ページで終わっているが、その後に別紙として報告書が載っている。こちらのほうで詳細なことはごらんいただければと思うが、必要な空間利用についてのイメージとか、どういった活動をするのかとか、それに対してどのぐらいの広さの部屋が必要なのかとか、そういったことを話し合いをしていただいた。部屋割りという形での話はしていない。

岩崎委員 そうすると、この部屋割りのあれは、今初めて市民の方に目にされたということだと思うが、そういうのを含めてのパブリックコメントを、今、皆さんにお願いしている状況と理解していいか。

古谷文化・市民協働課長 さようである。

それから、この部屋割りについては、基本方針（案）の2ページ、3ページのところに書いてあるが、基本、今の学校跡地の利用も、特に校舎を

開放しているのは東永山であるので、その実態に、運用に合わせた形で、利用のイメージに沿った形で、こちらの教室の利用目的とかお部屋の大きさなどは示させていただいている。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩永委員 施設のそのものの内容というよりも、管理運営主体が想定で指定管理者となっているので、どのような感じで指定管理をやるのかと。つまり、文化財のスペースもあるので、文化財のところは民間とかに委託をしないで直営でやっていくイメージかと思っているので、建物全体を指定管理者にして、その後、どうするのかと、そのあたりがもしイメージがあればご説明いただけたらと思っている。

古谷文化・市民協働課長 今ご質問のあった施設全体の、特にハードの管理に関しては、これは指定管理者で、多分私どものほうでということになるかと思う。ただ、運営の部分というのはどういうものかという、ワークショップの中でも最後に出てきた考察のところ、やはりそれぞれ自分たちが自分たちの使うお部屋の中で活動を完結するのではなくて、横のつながりが必要だよねというのが共通の、さまざまな方々が共通しておっしゃっていたところなので、今回、概要版のところの全体コンセプトのところでも、つなげる場と書いてあるのは、そういうところである。

そういったところの施設のハード面での管理だけではなくて、運営というつながりをつくる仕掛けみたいところ、利用者懇談会とか市民文化祭ができるといいねというような意見もワークショップで出たが、実際、そういうことができるのかどうなのか。施設利用団体と一緒に施設管理者の方々と考えていただけたらということで、市がやるよりも、そういうノウハウがある指定管理者の方をお願いするほうが、より広がりが出る、将来性のある施設になると考えて、そのようなイメージをしている。

岩永委員 その指定管理者の方向はすごいと思うが、そこに、教育委員会の位置づけというか、教育委員会の事務所がフロアを使うときにはどうなのかと思った。その中に、例えば事務室なんかには教育委員会の人が入居すると思うが、そのあたりが何か。

古谷文化・市民協働課長 基本方針（案）のほうで、すまない、概要版は非常に字が潰れ

て図面が見にくいですが、7ページのところに所要室の配置というのがある。これも図面で非常にわかりにくいですが、文化財郷土資料室は9ページをごらんいただくと1階から4階にかけて、校舎でいうと西半分、この図面でいうと右半分、この中で事務室も使っていただく。ただ、施設管理全体の事務室については、校舎の左半分のところで、1階のところと2階の部分につくっていきたいと思っている。

岩永委員 ということは、文化財の部分というのは、指定管理者の、テナントといったら変な、そういうイメージのものなのかなということを確認しようかと思った。

古谷文化・市民協働課長 正直言って、まだそこまでは詰めきれてはいない。ただ、施設全体も、文化財はこの校舎の半分だけで、あとは全て文化・市民協働課が所管になるので、そういったことでいうと、テナントという言い方になるのかどうかかわからないが、そこは切り分けはするが全体のところは文化・市民協働課が指定管理者制度の中で必要な部分は考えていって、そのときに文化財のほうと意見を反映したりしながら調整をしていくことになるのかとイメージはしている。

岩永委員 例えば、総合福祉センターみたいなところだと、2つが一緒になって指定管理みたいな形になっているが、両方ともが民間じゃないか。この場合は、全体の指定管理は民間の事業者がやる、そこの中のフロアを文化財のほうで中をやるということなので、そういう意味だと、契約の仕方とか運営の仕方というのはどんな感じになるのかなというのがちょっとよくわからなかった。要するに、フロアが、全体を管理するんだけど、時間によっては文化財のほうは行けなくするのとかかというのはこれからのことだと思うが、そのあたりのイメージが、事務室はどこかに使っていただくというのはそうだと思うがというところのあたりで、どういう任せ方をするのかというの、ほかの施設でこういう事例があるというのがあればイメージしやすいが、思いつかなかった。

松尾くらしと文化部長 今回、指定管理者を導入しようというのは、単なる活動の場としての貸し出しだとかというだけではない部分があって、ワークショップとかの中でもフリースペースがあったりとか交流のイベントがあったりだと

かということがあった。

なので、指定管理者というのは、施設の管理、ハード部分の管理だとかというところは指定管理者が全体としてやると。活動の場とかで市民に貸し出しをする部分の管理も指定管理者がやる。今度、その利用者団体との、例えば交流イベントだとかいろんな事業を打ったりというような企画みたいなところも指定管理者のほうにお願いしたい。ただ、文化財のところ、例えば保管場所について、ハードについては管理はするが、資料の部分の片づけだとか整理だとかというところまでが指定管理者がやるというところではないと思う。これは、教育委員会が直営で行うというところなので、その辺のところをもう少し明確にしながら指定管理者への管理範囲、業務範囲、そこをしっかりと確定はしていきたいと思っている。

岩永委員 例えば廊下の部分は指定管理者だが、部屋の中は指定管理者じゃないみたいな感じになるのかなとか、その辺がイメージができなくて、普通だったらJVをやるみたいな感じのことでもないのかなというのがあったので、その辺のイメージだ。

松尾くらしと文化部長 文化財のほうで使う部屋の、その内側の照明がどうだとか消防設備がどうだとか、それは指定管理者がやる。ただ、中での管理を、文化財資料の管理をしたり整理をしたりということは、教育委員会が直でやるというところである。

岩永委員 イメージはわかるが、それが契約とかそういうことになったときには、どんなふうになるのかというのが余り思い浮かばなかったもので、それで伺った。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

橋本委員 1点だけ。この2021年度竣工となっているが、2021年度の年度途中なのか年度末、いわゆる2022年の3月31日とか、その辺のイメージを教えてほしい。

松尾くらしと文化部長 これについては、まだ確定はしていない。申しわけない。この後、この基本方針（案）が決定をしていけば、今、古谷のほうからもご説明させていただいたが、この3番の（2）にあるように、設計等に関する費用については補正予算と考えているので、これが順調にいけば9月とかに

可決いただければ、そこから設計として十何カ月というところがかかってくると。それで、その設計が順調に終わった後、今度工事に入っていくので、またこれが1年近くかかるというところなので、それが幾らかでも、私どもとしては前倒しをしながら進めていければと思っている。

そういう中では、まだしっかりとしたスケジュールというところでは確定できていないというのが現状である。

ただ、少なくとも2021年度中には終わらせたいと、そういう意向を持っているところである。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

岩永委員 そうすると、パルテノン多摩の改修の関係でいうと、一番下のところ、収蔵庫に入っている中のものは、一旦どこかに置いておくイメージになるか。

藤田文化財担当課長 パルテノン多摩に現在収蔵している民具とか、そういった文化財資料については、改修期間中もそのまま入れたままということで保管するという形になる。今回、あくまでも北貝取の移転に伴う資料の整理ということなので、今回についてはパルテノン多摩で収蔵している資料には、期間中もそのままということで。（「でも、第二収蔵庫は近いよね」と呼ぶ者あり）今回、収蔵庫の整理をする部分については、引き上げて、現在収蔵している中学校等のところに置くが、基本的に第一、第二のほうはそのままということで。

岩永委員 わかった。第五のことを聞きたかった。わかった。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

折戸委員長 質疑なしと認める。

質疑はこれで終わる。

4、総合体育館及び体育施設・多摩東公園の指定管理者制度導入についての市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 協議案件4番である。この総合体育館及び体育施設・多摩東公園の指定管理者制度導入については、この31年度に改修工事があるが、これが終わった後、2020年の4月から、多摩東公園を含めて指定管理者

として包括的に導入していきたいと考えているところである。このことについては、植田スポーツ振興課長から説明をさせていただく。

植田スポーツ振興課長 総合体育館及び体育施設・多摩東公園の指定管理者制度導入について、一体的に導入を考えているものである。

1番のところ、包括的な指定管理者制度の導入の目的である。後段のところだが、これまでの総合体育館等における指定管理者制度導入効果を波及させるとともに、スポーツ施設と多摩東公園の一体的な運営を行うことでにぎわいのある公園ということを目的としている。

2番の指定期間だが、5年間ということで、2020年4月からの5年間を予定している。

3番、導入に伴う条例改正だが、6月の議会での提出を予定している。(1)として、武道館、陸上競技場の管理運営に関する条例と、(2)の多摩市立公園条例、こちらのほうを記載のとおり主な改正点というところで、指定管理者による管理運営の追加とか、管理の委託の削除を主に改正をしていきたいと考えている。

4番の導入のスケジュールの予定である。今年の6月には、施設設置条例の改正、制定について上程をする。その後、7月以降、公募、選定を行い、12月には指定管理者の議決について上程する予定である。そして、年が明けて4月からの指定管理者による管理運営を開始したいということで考えている。

説明は以上である。

折戸委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

それでは、5、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた多摩市の取組方針の改訂についてと、6、東京2020テストイベント READY STEADY TOKYO—自転車競技(ロード)地域説明会の開催について、2件についての市側の説明をお願いします。

松尾くらしと文化部長 それでは、協議案件5番及び6番について一括してご説明をさせていただきます。

まず、5番目についてだが、市の取り組み方針については28年の2月に策定をし、レガシー創出に向け5つのテーマに基づいて全庁を挙げて機運醸成に取り組んできた。その過程の中で、30年8月には都内最長となる11.8キロの自転車競技ロードレースコースが決定するなど、策定当時の状況が変化をしているところから、本取組方針の改訂を行ったので、齊藤オリンピック・パラリンピック準備室長より説明をさせていただきます。

また、6番目だが、こちらについては、自転車競技のロードレースのテストイベントが本年7月21日に実施される。そのことについて、大会の組織委員会のほうから、地域住民の皆さんを対象にして、テストイベントの実施の概要や道路制限等に伴う影響、こうしたところについて説明をする場を設けているので、この件に関しても、齊藤オリンピック・パラリンピック準備室長よりご報告をさせていただきます。

齊藤オリンピック・パラリンピック準備室長 それでは、取組方針の改訂について説明をさせていただきます。

今説明させていただいたとおり、28年2月に作成した後、状況変化があった。ロードレースとか、あと大学連携などもここにて提携させていただいている部分がある。その部分の変化と、今後、オリンピック・パラリンピック、あと1年余り迫った中で重点的に取り組んでおくべき事業、目標と事業、こちらを明確にするということで、この部分を追記して改訂させていただいたものである。

まず、お手元の取組方針の改訂版である。開いて1ページ目、こちらのほうで、取組方針の改訂にあたってというところで、これまでの平成28年以降の状況の変化とか今後の必要などところを書かせていただいている。

そのままめくっていただいて3ページ以降は、これまでの取組方針、5つのテーマ、こちらはそのまま継続して取り組んでいく内容になっている。テーマごとのそれぞれ1から5までのものが書かせていただいている。17ページである。こちらのほうで、第4ということで重点目標に3つ、まちの魅力発信、共生社会の推進、そして国際交流の推進ということで重

点目標を掲げさせていただいている。第5において、重点目標を実現していくための事業ということで、それぞれ重点的に取り組んでいく事業を掲載させていただいた内容になっている。

最後、22ページをごらん願う。こちらのほうに推進体制ということで、現在、市内で東京2020オリンピック・パラリンピック多摩市プロジェクト推進本部があるが、これと市内の6大学の皆さんと連携した大学連携協議会、またこの大学連携協議会以外にも、市民の方、大学、団体さんと、これまでも連携しながら取り組みを進めているということで、推進体制のイメージ、現状に合った形での記載をさせていただいている。左下の近隣自治体と書かせていただいているところだが、こちらはロードレース、こちらが都内で8自治体通過してまいる。そうした自治体と連携をしながら、機運醸成含めて取り組んでいくところを、このイメージのほうに移していただいたものである。

引き続きよろしいか。続いて、東京2020テストイベント READY STEADY TOKYO—自転車競技（ロード）地域説明会の開催についてという、資料のほうで日時と会場だが、4月5日と6日、5日の金曜日は午後7時から1時間半でヴィータホール、4月6日土曜日に関しては午前10時から、同じく1時間半でベルブホールで説明会を実施させていただく。こちらについては、冒頭部長のほうから申し上げたとおり、説明者は組織委員会という形で、多摩市については市民への周知と会場の準備ということでご協力させていただいているものである。

説明内容だが、テストイベントの実施概要、また道路制限内容、道路制限に伴う市民生活等への影響、対策、こちらのほうを説明いただくということで準備をしているところである。

説明は以上である。

折戸委員長

市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

橋本委員

最後のところのことだが、道路制限内容とか道路制限に伴うということで、本当は自分に影響があるのに、それが知らないで、この説明会のことを、なかなか今から、5、6で、そういうことでミスマッチになっちゃい

がちではないかという思いがするが、その辺のところは、どんな工夫をされるのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック準備室長 できるだけ多くの関係する市民の方々に情報を提供したいというところで、まず、去年8月9日にロードレースのコースが公表されて、それ以後、沿道の自治体と情報提供させていただいているという状況もある。また、ここで説明会をして終わりではなくて、たま広報とかいろいろな媒体を使って、規制内容とか影響とか、そうしたものを広く市民の方々に、今後も募集していきたいと考えている。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

それでは、7、平成30年度第4回子ども・子育て会議の概要についてと、8、平成31年度以降の保育所待機児対策についての2件の市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 すまない、今、2件とおっしゃって、8については、8と9を一緒にということで、申しわけない、7だけで、それで次に8、9について一緒に説明させていただきたい。

折戸委員長 それでは、7、平成30年度第4回子ども・子育て会議の概要についての市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 この件については、平成31年、ことしの2月19日に開催された平成30年度第4回子ども・子育て会議の概要になる。

報告事項についてだが、この中で(1)は後ほど案件9の平成31年4月認可保育所新規申し込み等の状況についてと、案件8、平成31年度以降の保育所待機児童対策とともに説明をさせていただき、報告事項(4)については、最新の状況を同じく後ほど、案件14番の平成31年度学童クラブ在籍予定数、案件15、平成31年度学童クラブにおける待機児童対策についてとともに説明をさせていただければと思っている。

なお、審議事項については室井課長、それから報告事項の(2)については松崎課長、3については田坂課長、5については室井課長、6につい

でも室井課長、なお（7）については既に配付済みとなっているので、この辺についての説明は省略させていただきたいと思う。

室井子育て・若者政策担当課長 それでは、審議事項1の地域子ども・子育て支援事業計画の策定について説明をさせていただくので、子ども・子育て会議の審議資料の1-1からごらんいただけるか。

こちらの資料では、計画の位置づけや策定体制について確認をさせていただいた。主な現行の計画との違いについては、包含する計画として新たに子ども若者計画が包含するということ、また、ほかの計画との位置づけについて、社会福祉法の中で地域福祉計画が各分野の福祉計画の上位計画に位置づけられたことから、子ども・子育て支援事業計画についても、その上位計画に地域福祉計画を位置づける予定である。

また、策定体制については、今回の策定に当たっては課長級による専門委員会を積極的に活用してたたき台等をつくったものを推進本部、あるいは子ども・子育て会議で協議をしていく予定としている。

その次が、審議資料1-2が、その専門委員会で検討した次期計画の構成案となっている。現計画との主な変更点については、計画の中で定めている基本理念、基本方針、あるいは施策といったところの文言を少し整理させていただくということ、また現行計画の第5章の施策の展開、第6章の計画の策定、第7章の計画の策定、第8章の放課後子ども総合プラン行動計画と4つの章を、次期計画では第5章及び第6章に、少しコンパクトに整理をする予定でいる。

その次、審議資料1-3というところが、現計画の取り組み状況に基づく総括というところについて、専門委員会で検討した案を子育て・若者支援推進本部での協議に続いて、ここでの子ども・子育て会議において審議をいただいたものとなる。

審議の中では、放課後子ども教室の取り組み状況について質問があって、こちらについては一部委託方式が含まれるために一概の評価は言えないところだが、総体的には成果は維持をしている説明をさせていただいた。

なお、昨年10月に実施をした民意調査については、今月中に報告書を作成予定となっている。

審議事項1について、説明は以上となる。

松崎子育て支援課長 それでは、報告事項(2)をご説明させていただきます。

こちらは、企業主導型保育所利用者への保育料補助についてということで、子ども・子育て会議のほうに、前回の12月の子ども教育常任委員会で報告をさせていただいた内容を子ども・子育て会議の委員の皆様へ報告をさしあげた資料になる。内容については、同様なものになるので、説明は省略をさせていただきたいと思う。

報告事項2については以上になる。

田坂公立保育園担当課長 報告事項3、公立保育園の機能強化についてである。

報告資料3をごらんいただきたいと思う。平成32年度の統合に向けて、公立保育園の機能強化をまとめた。資料にあるとおり、新たな取り組みとして6点、それから充実する取り組みとして7点を決定した。

新たな取り組みの中の子育て総合センターのランチ機能を担うという1つの事業として、子育てスタート支援事業の運営を平成30年度より始めている。また、平成31年4月より、休日保育のほうを、こころ保育園から公立保育園で運営するところまでは決定している。

以上になる。

室井子育て・若者政策担当課長 それでは続いて、報告事項5の多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会の開催状況について説明をさせていただく。資料としては、報告資料5として第1回の懇談会の要点録をお配りしている。

懇談会の第1回は11月7日、第2回は1月24日、第3回は、子ども・子育て会議の後の2月28日に開催している。第1回及び第2回では、各委員から子ども・若者に関する課題提起をさせていただいた後、多摩市に必要な施策等に関する意見交換をいただいている。次回、第4回については、5月21日火曜日19時から開催予定としている。

報告事項5の説明は以上となる。

引き続き、報告事項6について、パルテノン多摩大規模改修に伴う子ども広場等の設置について説明をさせていただく。こちらの子ども教育常任委員会にもきょう報告をさせていただいているパルテノン多摩4階の西側一部エリアで実施をする子育て支援事業の内容及び実施方法について、市

としての考え方がまとまったことを、子ども・子育て会議のほうに報告したものとなる。

説明は以上となる。

折戸委員長 説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 次期多摩市子ども・子育て支援事業計画についてだが、一応協議するのは多摩市子育て・若者支援推進本部となっていて、要するに子供も若者もそこに入っていると思うが、この時点で若者は何歳ぐらいまでの範囲の若者支援推進なのかをお聞きする。

室井子育て・若者政策担当課長 現時点での取り扱いとしては、15から39を若者として定義をして対応している。

岩崎委員 そうすると、この協議のところでは、子育てというところでは、その以下の範疇に入っていくということで、この部分でまず協議をして、そこから子育て会議に上げるという形で考えると、その子育て会議の中には若者も入ってくる形になるのか。

室井子育て・若者政策担当課長 子ども・子育て会議の委員構成については、基本的に子ども・子育ての専門に特化した方がなっているところの中で、関係者として若者に知見を有する方に参加をしていただいて、子供に加えて若者の施策についても子ども・子育て会議で協議をしていただく想定をしている。

岩崎委員 今回、その協議体というのができてきて、若者についても今話し合いが、今度5月だとお話しされていたが、そういう意味では、両方で集まって話し合うというよりは、その部分でいろいろ出てきたことを、また子育て会議のほうに両方上げていくという形でいいのか。

室井子育て・若者政策担当課長 先ほど報告をさせていただいた昨年11月からやっている施策検討懇談会については、厳密にいうと、この計画の策定のために開催させていただいているものではないが、内容的にはもちろんかぶるところの中で、ここに出てきた意見、報告等については、もちろんこちらの推進本部、あるいは子ども・子育て会議のほうに報告をさせていただいて、計画づくりに活用していただく予定でいるのと、先ほど言った関係者について、想定としては2人の関係者を想定しているが、そのうちの1人

については、懇談会からの代表でご参加いただく予定としている。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

それでは、8、平成31年度以降の保育所待機児童対策についてと、9、平成31年4月認可保育所新規入所申込等の状況についての市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 先ほど申しあげましたように、子ども・子育て会議の報告事項の(1)の資料とあわせて、この2件の案件についてご説明をさせていただきたいと思う。

認可保育所の待機児童数は、今のところ、残念ながら、今議会でも申し上げたように、昨年83人を上回る予測になっている。特に1、2歳児の申請の伸びが顕著で、これまで多かったゼロ歳児については逆に減少している状況である。

詳しい分析はこれからとなるが、今後の対策を含め、担当課長より説明させていただく。なお、順番については、8と9の順番を入れかえ、松崎課長と室井課長からそれぞれ説明する。

松崎子育て支援課長 それでは、9番、平成31年4月認可保育所新規入所申込等の状況についての資料をごらん願う。あわせて、子ども・子育て会議の報告資料1、平成31年度保育所等入所申請についてという両方の資料を見ていただければと思う。

まず、9番の認可保育所新規入所申込等の状況についてだが、31年4月の新規入所の状況ということで、子ども・子育て会議で提出した4月の第1次の申請受付状況に加えて、第2次の受付分をあわせた数字が、今回の9番の資料の数字となっている。冒頭部長が申し上げたとおり、31年4月新規入所の状況としては、1歳児、2歳児の新規申込数が昨年度よりも伸びている状況である。

表の見方としては、新規申込数(A)、上段の数字が31年度4月の入所、下段の括弧書きが30年4月の状況の数字になる。1歳児、2歳児のみが

プラスという数字になっていて、1歳児は34人、2歳児は18人新規申込数が伸びている状況である。

そのまま下って見ていただいて、入所決定数だが、1歳児については、昨年度よりも9人、それから2歳児については昨年度よりも10人、入所の決定数は多くなっているところではあるが、一番下の保有者数というところでは、昨年度よりも1歳児は25人増加していて、2歳児については8人ふえている状況である。2番目の31年4月第2次審査後の認可保育所の空き状況というところをごらんいただくと、2歳児のみが空き状況がゼロ人ということで、1、2歳児の待機児童が顕著になっているところである。1、2歳児の対策としては、まず多摩保育園で2歳児の定員枠の3名増という取り組みをさせていただいている。また、私立の認可保育所のご協力を受けて、ゼロ歳児の受け入れ枠を1、2歳児に振りかえるなどして、1、2歳児の受け入れ枠の拡大にご尽力をいただいているところである。

私のほうから、状況の説明については以上である。

室井子育て・若者政策担当課長 それでは、今の説明を踏まえて、平成31年度以降の保育所待機児童の対策について説明をさせていただくので、8の資料をごらんいただけるか。

現在までの待機児童及び申請状況に鑑み、31年度以降の取り組みについて、4月及び6月の企業主導型保育所の開設と保育料補助の創設、地域枠の設定については、それぞれ0、2歳児で12名と23名となっている。また、多摩センターの入所保育所における30名の定員拡大や幼稚園の認定こども園化による18名の定員確保がある。

それ以降の対策については、資料の中の2から4の3つの柱により、待機児童対策を進めていく予定である。

まず、2の認可保育所の開設については、ご存じのとおり、法務局跡地では平成33年4月開設に向けた手続きを進めるほか、保育ニーズの高い聖蹟桜ヶ丘駅及び永山駅周辺においても、待機児童解消に向けて検討・調整を進めてまいる。

次に、3の小規模保育所の継続活用については、既存の小規模保育所について平成32年度以降も継続して保育が必要とする子供の受け入れを行

ってもらおうとともに、必要に応じて新規開設も検討していく。

そして、柱の4の保育士の確保だが、ハードだけでなく保育に必要な人材の確保についても、既存の取り組みに加え、運営事業者等と連携しながら雇用のミスマッチの解消であったり潜在保育士の復帰支援であったりといったところでアイデアを出し合いながら保育士の確保等に努めてまいりたいと思う。これらの対策を組み合わせ、待機児童の解消を目指していく。

平成31年度以降の保育所待機児童対策についての説明は以上となる。

折戸委員長 市側の説明は終わった。

質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

それでは、10、保育料の未納金対策についてと、11、義務教育就学児医療費助成制度の所得制限撤廃に係る進捗状況についての市側の説明を求めます。

芳野子ども青少年部長 まず、保育料の未納金の対策である。これは、この時期にいつも定例となっているものであって、担当課長より説明する。また、義務教育就学児医療費助成制度については今回所得制限を撤廃するという事で、現在のところ、申請は順調に進んでいる状況である。まだ100%には達していない状況だが、詳細については上の未納金対策と同じ松崎課長のほうで説明する。

松崎子育て支援課長 それでは、10番、保育料の未納金対策（平成30年度の取り組み）について報告をさせていただきます。

平成30年度保育料の未納金対策として、表の中段のところになるが、平成30年度督促のほうを12回ほど実施させていただき、催告のほうも過年度分、それから現年度分、3回、4回とそれぞれ取り組みをさせていただいている。1つ、30年度として特筆すべき取り組みとしては、四角の黒マークの納付誓約者数の平成30年度の取り組みで、※の文章があるが、こちら、平成30年度より、より利用者の方に内容がわかりやすくと

いうところで、お便りの内容を見直したり、それから文言を強調したものを改めるなど、滞納者の支払い意欲を強く促すような取り組みを行った。

また、保育料の未納者に対して電話催告も積極的に行ったところである。

この取り組みによって、支払いを促すことに結びつき、誓約者数も減っているが、うっかり忘れていたという方も中にいたので、支払いに結びつくという取り組みをさせていただいたところである。

不納欠損の平成30年度については、平成25年度までに生じた債権について3月中に実施させていただく予定だが、件数としては、一番下に括弧書きで書かせているが、57件、88万6,000円分の不納欠損を実施する予定である。

裏面、見てほしい。滞納がある世帯に向けた取り組みとしては、前年度と同様に、保育所の入所指数に反映する、それから翌年度の保育所継続申請時の対応ということで、前年度に引き続き同様な取り組みをさせていただいている。また、保育園の園長への納付催告の事務の委託というところで、配付を引き続きさせていただいた。加えて、児童手当からの充当という取り組みも、平成30年度、取り組みをさせていただいているところである。

これらの取り組みを通じて、滞納の繰り越し分の徴収率だが、わずかではあるが29年度よりも徴収率が改善してきているような状況である。

こちらの説明は以上になる。

続いて、11番、義務教育就学児医療費助成制度の所得制限撤廃に係る進捗状況について報告をさせていただく。

こちら、1,327世帯、児童数でいうと1,801人の対象者数に向けて勸奨通知を発送させていただいている。昨年下旬から本日までが第1の受付の期間になっているが、全体で申請件数としては、こちら、記載の3月8日現在では1,145世帯、児童数でいうと1,560人、申請率は86%に伸びてきているような状況である。19日現在、最新だが、さらに申請率が上昇していて、89%、約90%まで申請率が上がってきているところである。

本日、義務教育就学児の医療証を対象者の世帯へ発送させていただいて

いる状況である。

残り、10%の方々がまだ未申請という状況であるので、3月20日号にも勧奨のための記事掲載をさせていただき、かつ7月8日に再勧奨の通知を送る予定である。

説明のほうは以上である。

折戸委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 保育料の未納金対策だが、先ほど今、うっかり忘れていた方もいるとおっしゃられたが、うっかり忘れる状況というのは、可能性のある状況があるのか。うっかり忘れたというのは、払うことを催促してわかったということ。つまり、払いに行くのを忘れていたという単純なミスなのか、それともそういうことが起こりやすい状況というのがあるのか。

松崎子育て支援課長 私が表現したうっかりというのは、保育料の支払い、約9割近い方々が口座の振替になっている。まだ中に納付書の支払いをご希望されている方もいる。特に納付書でお支払いになる方が、支払い期日が少し遅れてしまうとかというところで、皆様、お仕事されていてなかなかお忙しいというところで忘れていましたという方が実際にいるような状況である。

岩崎委員 今度、保育料が無料になっていくという中では、今までの9月までの分は普通にお支払いいただく手続きが可能、可能というか、そういうふうになっていくことになるのか。手続きの仕方という。今まで払っていた銀行振替の口座の手続きというのは、これからどう変わっていくのかというのは、保育を受けている保護者の方たちは、そういうのはあまり戸惑いなくそういうことができる可能性はあるのかというのがちょっと気になった。

松崎子育て支援課長 まず、幼児教育保育の無償化については10月からスタートということになるので、9月まではこれまでどおりという取り組みをさせていただく。10月以降については、まだ詳細、明確に決まっていないところだが、保護者の方々にはどう変わるのか、どのように手続きが必要なのかというのは、わかりやすいように説明していきたいと今考えているところである。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

12、平成31年成人式実施報告、13、学童クラブ費過年度分滞納状況、14、平成31年度学童クラブ在籍予定数、15、平成31年度学童クラブにおける待機児対策についての市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 まず、成人式の報告である。これは議会の予算決算特別委員会でもご質問があった。ことし1月14日に開催された状況で、おかげさまで晴天のもとということで開催されたが、我々にとっては初めて多摩永山情報教育センターを使わせていただくということで、ちょっと不安を抱えながら無事挙行できたところである。なれない部分もあって、裏方の苦労も結構多かったと思っている。

詳細については、担当課長から説明する。

それから、学童クラブ費の過年度分の滞納状況、これについても定例的な報告、先ほど保育料もあったが、同様に担当課長より報告する。

それから、今度は学童クラブの待機児童数、これについて、今、在籍予定者数、それから今後の待機児童対策、これについても同じように一括して担当課長のほうでご説明させていただきたいと思う。

以上である。

鈴木児童青少年課長 それでは、資料の12番をごらんいただければと思う。ことしの成人式の実施報告である。

私ども、1月14日の成人式の日で開催して、先ほど部長が申したように、昨年の12月からパルテノン多摩の体育館は使用できないということで、市内で収容人数とか使用料、あと利便性、そういったものを考慮した中で、多摩永山情報教育センターのホールで初めて開催させていただいておるところである。多くの議員の方にご参加いただき、ありがとう。

内容は、そこに記させていただいたとおりである。なお、参加実績だが、男性が395名、女性が422名ということで、出席者数は817名ということで、出席率としては56.9%ということで、ある意味で例年並みだったのかと思う。

また、アンケートのほうも146件いただいて、内容について、とても

よい、よいという意見が大体75%ぐらいを占めている。また、個別の意見では、この前の予算委員会でも申したが、会場が狭い状況だったので、ぜひパルテノンでやりたいという声とか、駅から階段があって、それが疲れてしまうという、そんな個別の意見もあった。

裏面のところで、来賓ということで議長、副議長、市議会議員の皆さんはじめ、各方面から来賓いただき、53名の方が来ていただいたようなところである。

成人式については以上の状況である。

続いて、資料13、学童クラブの過年度分滞納状況である。こちら、3カ年経過している。見方としては、左側の滞納分調定額が、今年度当初の滞納額だ。その滞納分収入額が今年度に入った収入、またその件数、そしてその隣が総滞納額ということで、今現在のそれぞれの年度の滞納額を示させていただいている。

なお、学童クラブ費は、私債権で時効は2年のために、今年度は平成27年度の、今でいうと18万6,000円、こちらのほうを今現在不納欠損の会計処理をするようなことで予定をしている。最終的には、報告はまた9月議会の中で報告をさせていただくようになっているかと思う。

13番については以上である。

そして、14番、31年度の学童クラブ在籍予定数というところで、左側から施設名で施設定員が31年度は1,861ということで、昨年度より90名ふやしているところである。また1つあいて、在籍予定児童数というところでは1,719名、これは去年の4月の段階と比較しても、この段階で121名入所者がふえている状況である。そして、そこから学年を超えて、真ん中辺が自宅待機者ということで、今現在、35名の方が自宅待機というところで、これを今第4期というところで受け付けているので、多少、これよりも違うのかと思うが、去年の80名からすると半減するような見通しとなっている。

なお、一番右のところ、いわゆる第二希望以降への入所者の方が43名いらっしゃる。

以上が、資料14の説明である。

また、引き続き、資料15で平成31年度の学童クラブの待機児童対策ということで、90名ふやした内訳である。31年度の整備内容ということでは、連光寺小学童クラブのほうは定員を21名ふやしての90人ということで、4月に開所する予定である。また、右上で南鶴牧小学童クラブ分室というところで、これは新設ということで40名がそのままふえた形。また、定員増ということで、二小学童クラブの第二を、あそこの建物の2階の一部を活用した形で20名をふやすこと、また愛和小とか聖ヶ丘については、まだ定員、若干余裕がある中で法人さんと協議の末、いっばいまでふやした結果、90人の増員を図ったところである。

なお、それでも入れなかった方については、ランドセル来館ということで一ノ宮、東寺方、愛宕、連光寺、落合の5館で実施予定である。

また、その次の年の整備予定ということで、ことしの工事、今実際の予算でも上げさせていただいているものだが、豊ヶ丘学童クラブを貝取小学校のほうに移すことが1つ、定員も80名規模ということで考えている。また、これを機に、貝取小学童クラブにおいても直営から委託方式に変える予定である。

そして、南鶴牧の分室内にも教室を活用させていただくが、31年度に工事を行って、32年度から校庭のほうに第二学童クラブとして設置することで今考えている。

説明については以上である。

折戸委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

成人式のことについてお伺いしたいが、別に今の成人式がいいとか悪いとか、そういうことではなくて、2022年になると18歳が成人ということになると思っていて、あつという間に4年間たってしまうのではないかと。毎回、今のスタイルの中でやっていくことだけを考えると、それだけで精一杯になってしまうかと思っていて、2022年に向けてはどうやっていくのかということも、今からあり方含めて、今みたいなスタイルでやっていくのかということも含めて考えていながら備えていくことがとても大事ではないかと考えているが、そのことについて何か今考えていることがあればお伺いしたいと思う。

鈴木児童青少年課長 今、実際には2022年度で23年の1月からになると思うが、正直、今の段階では、まだ方針というのは決めていない状況である。ただ、この前に予算委員会でも岩崎委員からも質問をいただいたが、とはいえ、本当に4年、すぐたってしまうことだと思うので、少なくとも早急に検討には入って、例えば対象者とか、やり方についても、こういった実行委員会方式なんかを継承するのも含めて、今後早急に検討は始めていきたいと考えている。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

芳野子ども青少年部長 連光寺小学童クラブについてだが、皆様方には既にご案内のとおり、3月27日に開所式を行うので、もしご都合のつく方は5時15分からということなので、足を運んでいただければと思う。よろしく願います。

折戸委員長 それでは、16、平成30年度新規児童虐待相談対応件数についての市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 今議会でも大分取り上げていただいた児童虐待の件についてである。通告件数については、決して状況が好転している状況ではあり得ない状況だが、今、その対応ということで現場は四苦八苦という状況である。少し落ち着いたところでは、できれば、今後は予防策や早期発見、早期対応にこれまで以上に組みたいと考えているところである。

詳細については、担当課長よりご説明する。

◎谷子育て総合センター長 子育て総合センターにおける児童虐待の相談対応件数についてご説明させていただく。

子育て総合センターにおいては、児童虐待だけではなく、養育困難家庭等も含めて、あらゆる相談を実施している。ただ、昨年度は、児童虐待対応は全体の45%を占めていたが、今年度は、年度当初より虐待の通告相談件数はかなり多くなっていて、その割合も、年度末にはふえる可能性が大きい状況である。

まず最初に、昨年の3月に、目黒の重大案件があったので、今年度は4月から、表グラフを見ていただければと思うが、例年より多い通告状況であった。6月の時点で、やはり昨年度の1.3倍と。9月には1.5倍という状況で進んでいた。

市民の関心も高くなったこともあるし、あわせて昨年7月には政府の児童虐待対策の関係閣僚会議等で緊急総合対策等が出されて、7月には未受診者や未就園、未就学の全数調査、今年度2月には保育園以下の幼稚園、それから小中学校、高校まで安全確認の徹底ということもされて、関係機関等の感度もかなり上がったというところであった。

昨年は、月平均大体11件ぐらい新規の相談があったが、それで年間が130件であった。今年度は、1月まで月平均18件であったが、2月は総合対策のことも影響したのか、それから野田市の案件も影響したのか、過去に例がない49件という児童虐待の案件があつて、現場もかなり対応に追いつかない状況があった。2月末までは新規だけで226件ということで、昨年と100件の違いになっている。昨年からの継続児童虐待案件だと144件あったので、今年度、2月末まで370件、虐待対応を実施している状況になっている。

それから次のページを見ていただければと思うが、虐待の今年度受理した件数の虐待の種別というところでは、心理的虐待というところで、ご兄弟がしかられたり体罰を受けているのを他の兄弟がそれを目撃していることも含めて、心理的虐待というのが91件という形で一番多くなっている。

それから、どこから相談、もしくは通告があったかということだが、今年度は、2月末までだが小中学校からが60件と一番多く、次に家族及びご本人、親御さんがたたいてしまいました、もしくは妻がたたいている、夫がたたいているという家族からの相談が37件、それから区市町村の内部の要請か、または転入ということで他の区市町村の虐待対応部署から情報が寄せられるところが多く見えた状況になっている。

説明は以上になる。

折戸委員長

説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員

今、部長も予防とおっしゃっていたが、先ほども保育園とか学童の滞納

の方の家庭が、ネグレクトであるとはいえないが、何かしらのそういうことの可能性があるのかと思うところもあるので、貧困家庭とかのこともあるので、そういう部署の中での学童保育とかも、そういう人がどうかという連携は、どんな感じなのか。例えば1つの指針になるのかというところがあるので、滞納されているご家庭のお子さんというのがどうかということも連携とっていただけたらと思うが、いかがか。

◎谷子育て総合センター長 現在、子育て総合センターでご相談を受けているお子さんの家庭も、かなり経済困窮のケースとかひとり親の家庭等のご相談もふえている。

今現在、滞納の家庭を個別に所管で調整してというところまでは至っていない。ただ、子育てだけではないが、国民健康保険料の滞納とか、他の箇所、部署からも、滞納ということで、経済困窮が背景にあるんじゃないかということでご相談を受けるケースもある。ちょっと今後の内部の中で、そういった家庭も含めてどうかというか、連携の中で検討してまいりたいと思う。

松崎子育て支援課長 保育料の滞納されている世帯が必ずしも困窮世帯という状況には、正直ない。ただ、困窮がゆえのところも実際になかなかご家庭で課題を抱えているところは現実的にあると思う。

私どもの部署としては、窓口等での面談や電話等でも、気になる場合は、必ず子育て総合センターのほうに連絡する対応をさせていただいているので、部内で連携を引き続き図っていきたいと思う。

岩崎委員 もちろん、必ずしもというところはあると思うし、学童の滞納もそうだが、そういうところに心配らないということが、子どもへの配慮の違いが出ているのかというところもあるので、一定の、お金がある、なしだけではなく、ネグレクトということもあるので、連携をとっていただけたらと思う。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

橋本委員 2月の49というのは、一定の時間内に対応しなければとか、そういうことを前回説明も受けているが、対応ができたのか。それとも、こういうときは実際の現場の起きていることはどうなのか。

◎谷子育て総合センター長 実際受けたご説明していた48時間ルールが発生するので、通告があってから原則48時間以内、あわせて職員は1人でなく複数対応しなきゃいけないこともあって、必ず2人で、子どもの安全を確認して、必要であれば子どもの話をしっかり聞くことに始まる。

なるべく当日、保護者の方に会って、事実はどうだとかというところまで含めて、可能な限り、それも複数で対応する。そのため、ご両親はお仕事されていることがあるので、仕事が終わって何時に帰られるかというところで、7時、8時には、対応は実施しているので、通常の時間内ではとてもできないので、夜中、夜分も含めて対応している状況である。

折戸委員長 ほかに質疑は。

岩永委員 もしかしたら、さっきと少し重なるかもしれないが、去年から、昨年とことしを比較すると、すごく虐待の相談がふえているというのがわかったが、新規虐待の相談受付経路というのがあつた。そこで見ると、例えばどこからの相談が多かつたというのが、そういう傾向は分析できるのかどうかということについて。

◎谷子育て総合センター長 例年、どこから相談があるかという統計はとっている。小中学校が一番多い。

岩永委員 そうだと思ふ。小中学校が多いかもしれないが、ふえ方、つまり感度が高かつたということは、例えば、今まではあまり連絡がなかつたんだが、ことしになつたら、そこはすごく頻繁に電話してくるといふか、すごく心配だからつなぐのがふえたところとかといふのは、どこかあるのかと思つたりしたが。

◎谷子育て総合センター長 特に2月は、子供の安全確認を徹底しろといふ通告が出たので、今までは余り会えていなくても様子を見られていたところもある学校もあるが、感度を高くご連絡をいただいているところもある。

岩永委員 去年からことしにかけて、要するに、どこも連絡してくると思ふて、学校は多いが、去年も学校が多かつたら、ことしも多くて当たり前かもしれないが、ふえたところ。

◎谷子育て総合センター長 ふえた学校があるかどうか。

岩永委員 学校じゃなく、機関で。例えば、去年に比べて保育所からの連絡が多か

ったとか、そういう傾向はあったか。

◎谷子育て総合センター長　ことしふえたところでは、健康福祉部内の発達支援室のほうから通告は多く見られている。

岩永委員　それからもう一つだが、ここに保育所と警察署の間に児童福祉施設と書いてあると思うが、それはどういう施設なのかと思ったので。

◎谷子育て総合センター長　児童館及び学童クラブを指している。

岩永委員　わかった、ありがとう。

折戸委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長　質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

暫時休憩する。

午後 6時47分 休憩

午後 6時52分 再開

折戸委員長　休憩前に引き続き、協議会を開く。

それでは、17、国庫交付金の前倒し内定に伴う3月追加補正及び当初同時補正の状況について、18、タブレット型端末の配備状況について、19、(仮称)ポッチャ2020TAMAカップ(案)について、20、平成31年度全国学力・学習状況調査の英語「話すこと」調査についての市側の説明を求める。

須田教育部長　それでは、本4件についてそれぞれ担当課長から説明をいたさせるので、お聞き取り願う。

小野澤教育振興課長　17番について、私のほうからご説明をさせていただきます。

こちらは、3月28日の今議会の最終日にご審議をいただくものである。国庫交付金の前倒し内定に伴う3月追加補正及び当初同時補正の状況ということである。

概要をお話しさせていただくと、もともとは平成31年度に予定をしていた学校施設の改修の工事について、今年度、国の交付金が前倒しで内定をいただいたということで、今年度に予算を確保するというのが3月追加

補正ということである。その分、来年度の当初予算のほうから予定していた予算について抜くということをするということである。

上の表をごらんいただければと思う。3月の追加補正については2本あって、上の部分、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、こちらが2月1日に内定が出ている。こちらについては、特別教室等の空調の設置工事分だ。金額については、ごらんのとおりである。また、その下の段の学校施設環境改善交付金については2月26日に内定をいただいた分ということで、こちらは小学校、中学校のトイレの洋式化の工事の分と、それから聖ヶ丘中学校の大規模改修工事の分ということで、それぞれこの額について予算を確保したということである。

下の段だが、当初、同時補正については、当初予算をご承認いただいた後に、すぐに同時補正ということで、この分を予算から抜く形になる。

歳出を見比べていただければと思うが、6億7,429万4,000円ということで、こちらは3月補正と同時補正で行って来いになっていると思うが、歳入のほうは金額が少し異なっている。こちらについては、当初見込んでいた歳入の金額よりも多く今回内定をいただいたということで、その分、金額としては多くなっているということである。3月に予算をここで確保したが、最終的には、工事は31年度に実施をするので、この分、全額繰り越しをする形になるということである。

説明は以上である。

加藤教育企画担当課長 私のほうから、18番から20番までご説明をさせていただく。

まず、18番、タブレット型端末の配備状況についてである。今年度については、予定どおり整備をさせていただいて、更新と追加の配付になっている。こちらの表にあるとおり、今年度末で1,200台という形になった。今年度の更新から、中学校はウィンドウズタブレットだったが、iPadのほうに切りかえているところである。

31年度、予算をお認めいただいたところで、また更新をかけさせていただく。網かけのところが31年度更新の予定のところだが、そちらもあわせて、来年度、配備が終わったところで1,366台というような形になる。

まず、18番については以上である。

続いて、19番、(仮称) ボッチャ2020TAMAカップ(案)についてである。

教育委員会では、東京2020パラリンピックに向けて、年齢、障害にかかわらずプレーができ、かつ楽しく奥深いユニバーサルスポーツであるボッチャに取り組んでいるところである。こちら、日程のところでは、教育振興課の名前で出ているが、教育振興課と子ども青少年部児童青少年課とあわせて、こちらの資料では入れさせていただいている。ダブルネームになっている。

こちらについては、スポーツを楽しみながらお互いを知って共生社会に向けた取り組みをしていくところの1つである。

きっかけとすると、市内にある特別支援学校の多摩桜の丘学園と連光寺聖ヶ丘地区の青少協地区委員会とで、昨年11月にスポーツ大会をやったときにボッチャも実施して、障害者と健常者が一緒に交流できるスポーツだということがわかった。子どもたちが一緒にスポーツで交流することでお互いを知り障害者理解につながる取り組みとして、来年、パラリンピックが開催される春に大会を開くことを計画している。そこに向けて、ことしの秋にはプレ大会を、また現在は取り組みの入り口ということで、知っていただくための体験会を開催している。豊ヶ丘児童館とか落合児童館、永山公民館も先日やった。あと、小中学校のPTAの連合会、障害者のふれあいスポーツセンター、そういったところを出て、合計で150人を超える方が体験している。

スポーツ振興課のほうでも、東京ヴェルディと障害者スポーツ体験を小学校の授業で1つのメニューとしてボッチャをやっているところがある。そういったところも含めて大会をしていこうと思っている。

大会開催に当たっては、青少協などの地域、多摩桜の丘学園などの学校、国土館大学などの大学、社会福祉協議会などの福祉、市内企業、行政の連携、こちらによる実施を目指しているところだ。庁内でも、教育部、子ども青少年部、くらしと文化部、健康福祉部、こちらが連携しながら進めていくところで、今、進めているところである。

互いを理解し支え合う、交流の豊かなまちづくりの実現に向けて取り組んでいくところで、こちらの取り組みを進めてまいり。

こちらの説明は以上である。

続いて、20番だ。平成31年の全国学力・学習状況調査の英語「話すこと」調査についてである。毎年4月に、小学校6年生と中学校3年生、こちらの全児童を対象として、全国学力・学習状況調査、国語、算数、数学、こちらで行われている。今回が、中学3年生を対象に英語の4技能、聞くこと、読むこと、書くこと、話すこと、こちらが3年に1回の頻度で加えられることになった。そちらについていろいろ検討したところ、多摩市で実施しないところになった。

英語「話すこと」調査の実施についてということで、1番のところに書かせていただいているが、昨年11月に国のほうから概要が示された。各学校のタブレット型端末のパソコンを活用して、音声録音方式で行い、対応する端末はウィンドウズOSのみである。その中で、今回の調査に関しては特例措置を定めることでもあわせてできるようになって、端末状況を鑑みて「話すこと」調査を実施しないことができるというところである。

多摩市としては、先ほどの18番の説明もさせていただいたが、iPadに移行している。だが、こちらの調査、先ほど申し上げたが、ウィンドウズOSの対応であるので、現在、中学校4校でまだ更新が終わっていないタブレットを活用して実施することで調整を図ってきた。

ことしの2月に、国のほうで事前検証ツールが出た。そちらで検証したところ、音声データが不明瞭で採点できるレベルではないことがわかった。こちらのタブレットを国が定める端末の仕様を満たしているところもあるが、古い端末もある。より高性能な端末でないとう動作をしないところだろうと考えている。

今後の対応、2番のところで書かせていただいているが、「話すこと」の技能に関しては、昨年度から認めていただいているGTECを活用して、生徒個々の学力、市としての学力、授業改善のフィードバックを受けたりだとか、そういったところで指導の改善も図っていくことができる。

こちら、英語「話すこと」調査に関しては、3年に1回である。3年後

に向けては、国に対して改善を要望していくところで進めていく。

説明は以上である。

折戸委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 タブレット型端末の配備状況のところについて、すごく素朴な疑問だが、学校にはタブレットが配付されているし、先生たちもある程度使うのかと思うが、山本参事も、そのタブレットというのは、どこのものなのか。それは私物か。

山本参事 私物だ。

岩永委員 だと思う。私物で用意して使うというのものもあるのかと思う一方で、子供たちにこういうものを提供していろいろやっていただくことを思ったときに、教育委員会としても、せめて、指導する部署の人たちがこういうものを持って実際に動かしながらという環境をつくっていくことは、私は必要なのではないかと考えていて、参事はお持ちで、いつも私物なのだろうか、どうなんだろうかと思って見ていたが、私は子どもたちにもそういうものがあって、役所の中の仕事は別だとは思いますが、いろいろ学校とかにも指導していく立場を考えると、その方々が仕事をする環境としては、iPadを持つ、共通端末でもいいと思うが、準備をしておくのが必要なのではないかとしたりしているが、そのあたりについてのご見解があれば伺いたいと思う。

加藤教育企画担当課長 こちらに関してである。タブレット型端末は、今、Wi-Fiで動かしている。そちら、ネットワークも組みながらということで、学校にはそれぞれこの教室でも使えるような形で配備をさせていただいて、教育センターもそういう形にしているところである。教育委員会事務局とすると、実際、教育振興課のところでは、検証とかそういったところで使う必要があるかというところもあるので、そういったところでの線を確認している。実際に、そこから離れたところで使える状況ではない。

今後のところについてだが、学校の先生方に使っていただくためにICT支援員も行っていただいている。今年度、30年度から、更新した学校には委託の事業者のところに入っていただくようなところになっている。そういったところと打ち合わせもしながら進めているところではあるので、

この先、どうしていくのかというところはあろうかと思うが、現時点では、そのような対応で進めていきたいと思っている。

岩永委員 今のことがいいとか悪いとか、そういうことを言っているわけではなくて、いわゆるこれでいうと教育指導課がこういうものを持ってということは、私は仕事をしていく意味では大事なことなのではないかと思ったので、振興課というよりは指導課のほうではどのようなご見解をお持ちなのかと思ったので、ちょっと意見を伺ってみたいと思う。

山本参事 例えば、今度の月曜日に行う学校説明会でも、今資料をいろいろつくっているが、それは市役所で持っている i P a d を利用しながら作成をしているところである。常に使わなければいけないわけではないが、ここでかなり文書量だとかふえてきている。いろんな資料を、私はこの中にしまっている部分もあるが、市ができることを考えると、こういったものを使える環境にあるのは非常に助かるという印象は持っている。

岩永委員 学校がどう共用のキャビネットとかを活用しているのかというのは、ちょっとよくわからなかったりもするが、子供たちには i P a d を使った指導をしていく、その指導の中味みたいなところを、動くかどうかという検証ではなくて、指導している中味についても話題にしたりということがあるのであれば、指導課のほうでも共通端末を使えるような環境があればもうちょっといいのかと思ったので、そのことだけ意見として申し上げておく。

折戸委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

それでは、21、平成31年度学校における働き方改革推進プランについてと、22、平成30年度全国体力・運動能力等調査に関する結果についての市側の説明を求める。

山本参事 それではまず、学校における働き方改革推進プランについて説明する。

東京都の平成29年度に実施した勤務実態調査によると、1週間当たり60時間以上の勤務実態にある教員の割合というのは、資料にもあるが、

小学校で37%、中学校で68%だった。平成30年2月に、東京都教育委員会は、教員の働き方改革推進プランを策定し、各自治体における支援を明らかにした。また、当面の目標として、週当たり在校時間が60時間を超える教員をゼロにするという具体的な数値を示した。多摩市教育委員会としても、平成30年度から具体的な手当てを講じてきたところである。

また、平成31年1月には、中央教育審議会の答申が示された。その中にも、教員の勤務時間のガイドラインの記述があり、いわゆるオーバータイムについては1カ月45時間、年間360時間、1カ月平均30時間という内容になっている。

東京都教育委員会では、この答申を受けて、昨年度示した当面の目標を引き継ぎながらガイドラインに示された勤務時間となるよう目標を新たに定めているところである。

多摩市教育委員会では、まず平成31年度に向けて教員の働き方改革について、各学校とコンセンサスを取り、取り組みを強化するために校長会の代表とも協議をし、平成31年多摩市立学校における働き方改革推進プラン、現在案で示させていただいているが、こちらを作成した。

まず、目標値だが、現状を踏まえて、東京都教育委員会が当面の目標としている週当たり60時間の在校時間の教員をゼロにすることにした。また、プランの方向性についてだが、これも東京都教育委員会のほうで作成したプランとそろえて5つの柱を立てた。働き方改革の一丁目一番地となる内容が、まず学校の勤務時間管理である。各学校には平成31年度よりICカードを利用した出退勤記録を、現在使用している出勤簿にかわるものとして利用していく。

次に、教員を支える人員体制の確保として、特に教員が子供に向き合える時間を確保するために、これまでどおり教育活動を支援するケアティーチャーの配置や、教員の事務をフォローするスクールサポートスタッフなどを配置していく。また、学校事務の共同実施により学校の事務分担を明確にし、教員の事務負担の軽減を図っていく。

次に、部活動の負担軽減として、部活動指導員、部活動補助員の配置を進め中学校における部活動支援を図るとともに、スポーツ庁や文化庁から

示された部活動ガイドラインに示された活動時間の設定を行っていく。

次に、教員業務の見直しと業務改善の推進として、学校に作成を求める計画などの整理や、市教育委員会主催の研修会の精選を行っていく。また、各学校への働き方改革の重点目標や経営方針の策定に向けた指導を行っていく。

最後に、ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備として、長期休業日の一斉休業日の設定や、有給休暇の取得促進を促すことを考えている。また、教員の勤務時間について、保護者や地域の方にも知っていただくことが大事だと思っている。情報提供する資料を、今、こんな形でつくっているところだが、こういった資料をつくったり、教育委員会だよりなどを活用してお知らせしていきたいと考えている。

また、中央教育審議会答申には、各学校の取り組むべき方策として、校長の方針や業務の洗い出しなどが示されているので、学校として取り組む業務の洗い出しとか個人の業務の洗い出しの取り組みを指導していきたいと考えている。

学校でも、既に会議の精選や会議時間の厳守、部活動時間の変更短縮などを行っているところもあり、効果を上げているところもあるので、そういった成果を上げた取り組みについては他校にも情報提供をし、多摩市立小中学校全体で働き方改革を進めていこうと考えている。

説明は以上である。

続けて、平成30年度の全国体力・運動能力等調査に関する結果について説明をする。

平成30年12月20日付で、全国体力・運動能力等の結果が示された。こちらについては、調査目的は、毎年のことだが、子どもの体力向上に係る施策の成果と課題の検証と改善にある。全国の体力調査については、対象が小学校5年生、中学校2年生になっている。今年度の全国的な傾向としては、小学校5年生男子は横ばい、中学校2年生の男子は若干の向上傾向、女子は小5、中2、ともに向上傾向。なお、中2男子、小5女子と中2女子は、平成20年度以降最高の値であったというのが全国的な傾向になっている。体力については、一時期よりも向上傾向が見えているところ

になる。

多摩市の傾向としては、小学校については全国と比較して、一つ一つは資料を見ていただければと思うが、合計点としては、小学校5年生男子は若干下回るという結果だった。女子のほうは、合計点はほぼ全国と同等の結果であるということで、最高値を出している小学校女子とほぼ同じような数値を出しているということで向上傾向が見えると考えている。

中学校については、男子は合計点は全国値を2ポイント下回るという結果だった。女子については、全国値を上回る結果となっていて、先ほども申したが、平成20年度以降、最高の値である中2女子の値を上回っているということで、かなりいい結果だったのではないかと捉えているところである。

意識調査、資料の21ページ、22ページに、これは東京都の調査を活用させていただいているところだが、運動が好きという子どもたちについては、男子は肯定的な評価は、年齢が上がるにつれて下降傾向、これは例年どおりだが、特に今回の調査対象である中2生のへこみが大きいのかと思っている。女子については、運動が好きとの肯定的な評価は、男子同様に、年齢が上がるにつれて減少傾向があるが、角度が男子よりも大きくなっているところは見られるかと思っている。だから、男子よりも、運動が好きと答える児童生徒の割合が年齢とともに高くなっているということが言えるかと思っている。

また、保健体育の授業については、男子については小4生までは横ばいで、小5生から減少傾向に入り、また、今年度の特徴だが、中2生のへこみが大きいことがわかる。女子は、年齢が上がるにつれて減少傾向が見えていて、特に楽しいと一番肯定的な評価の減少傾向は、年齢が上がるにつれて減少傾向が見えている。

種目別で見ると、小5生のソフトボール投げ、中2生のハンドボール投げは右肩下がり、下降傾向があるが、経年比較で見ると、比較的右肩上がりのものが多いので、こういった傾向があるものを特に力を入れて指導していくことが、今後大事になってくるかと考えている。

スーパーアクティブスクールの指定を受けた聖ヶ丘中学校については、

かなり高い成果を上げているので、一番最後に、まとめに書かせていただいたが、こういった実技の取り組みを各学校に周知をしていき、各学校の体力向上に資するよう努めていきたいと考えているところである。

説明は以上である。

折戸委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

須田教育部長 急遽で大変申しわけないが、1点、追加で報告をさせていただきたい案件がある。

12月の本協議会においてお伝えした多摩市いじめ防止対策推進条例に基づく対応について、本日までに報告書の内容がまだ固まっていないので、本日は、12月以降の経過及び今後の予定を報告させていただくものだが、これを追加の案件ということでお認めいただけたらと思うが、よろしいか。

折戸委員長 異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 どうぞ。

須田教育部長 ありがとう。口頭での説明になる。

12月にご報告申し上げたとおり、昨年11月、市内の小中学校においていじめの重大事態に該当する件が判明をした。その後、これまで12月から条例に基づくいじめ問題対策委員会、及びその下部組織である調査部会等での調査として、該当者やその保護者、地域の方々、教職員等への聞き取り調査等を40回実施してきた。ここで、その調査をちょうど終了して、現在、対策委員会及び調査部会による報告書をまとめているところである。

今後、この報告書がまとまったら、いじめ防止対策推進条例に基づく手続きとして市長への報告を行って、再調査の要否の判断がその時点であって、最終的に報告書が確定したら、該当者の保護者への説明をし、また市議会に報告を行うといったことが段取りということとなる。

したがって、議会への報告については、恐らく4月以降になろうかとい

うことで考えているので、これについては報告書を送付する形で報告という
ことでさせていただきたいと今考えているので、その点についてご承知
おきいただけたらというお願いである。

説明は以上である。お時間をいただき、どうもありがとう。

折戸委員長 説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

折戸委員長 質疑なしと認める。

本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

午後 7時22分 再開

折戸委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 7時22分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

折戸 小夜子